

全世界株式インデックス・ファンド

追加型投信/内外/株式/インデックス型

All Country World Equity Index Fund

<ファンドの商品分類および属性区分>

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
追加型	内外	株式	インデックス型

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし	その他 (MSCI オール・カントリー・ ワールド・インデックス (円ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「全世界株式インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年2月28日に関東財務局長に提出しており、2022年3月1日にその効力が発生しております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問い合わせください。
- 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

ステート・ストリート・
グローバル・アドバイザーズ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第345号

設立年月日: 1998年2月25日

資本金: 310百万円(2022年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2,819,822百万円(2022年6月末現在)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

<ファンドに関する照会先>

ステート・ストリート・
グローバル・アドバイザーズ株式会社ホームページ アドレス www.ssga.com/jp

電話番号 03-4530-7333

お問い合わせ時間 (営業日) 9:00 ~ 17:00

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

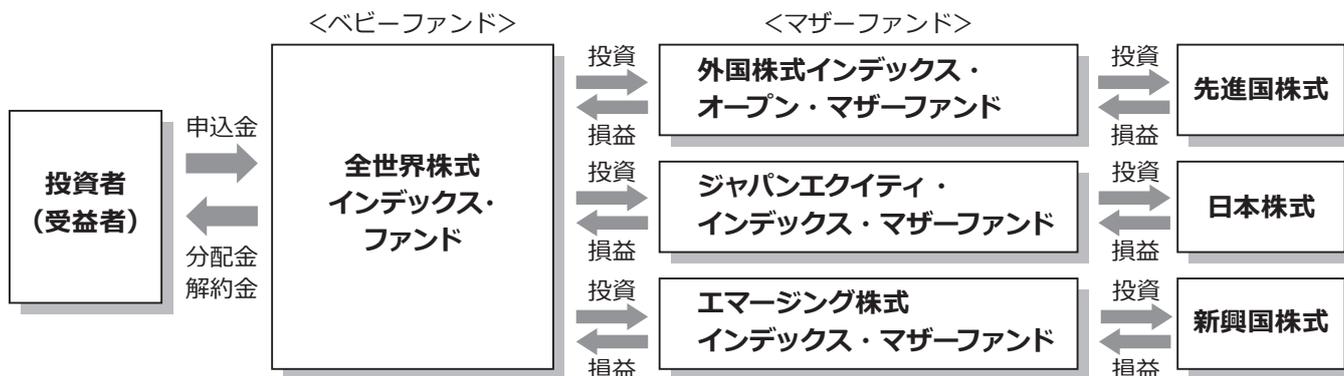
当ファンドは、日本を含む先進国および新興国の株式を投資対象としたマザーファンド受益証券に投資することにより、中長期的にMSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

- 1 外国株式インデックス・オープン・マザーファンド受益証券、ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド受益証券およびエマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を含む先進国および新興国の株式に投資します。**
※各マザーファンド受益証券については、「投資対象とするマザーファンドの概要」をご覧ください。
- 2 MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。**
※MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスは、日本を含む先進国および新興国の株式で構成される株価指数であり、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(円ベース)を当ファンドのベンチマークとします。
投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
- 3 マザーファンド受益証券の基本配分比率は、原則としてMSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスの国別構成比率に基づいて決定し、株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。**
- 4 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。**
※ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。
- 5 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**
※投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※各マザーファンドには、当ファンド以外にも、各マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

分配方針

毎決算時に原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

〈収益分配金に関する留意事項〉

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

投資対象とするマザーファンドの概要

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCI コクサイ指数(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本を除く世界の取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。)
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・ MSCI コクサイ指数(円ベース)をベンチマークとします。・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※MSCI コクサイ指数は、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成される株価指数であり、投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCI ジャパン・インデックス(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本の取引所に上場されている株式等
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・ MSCI ジャパン・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。・ 株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

※MSCI ジャパン・インデックスは、東京証券取引所に上場している大型株、中型株で構成される株価指数です。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・ MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。・ 外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持する場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、世界の主要新興国の株式で構成される株価指数であり、投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

2.投資リスク

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を含む先進国および新興国の株式に分散投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります。その運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

基準価額の変動要因

株価変動リスク	当ファンドは、日本を含む先進国および新興国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。
信用リスク	当ファンドは、日本を含む先進国および新興国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。
為替変動リスク	当ファンドの実質的な投資対象である先進国および新興国の株式は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。
流動性リスク	投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。 また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことにより解約金の支払いに対応する場合があります。その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。
投資対象国への投資リスク	当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国(投資対象国)における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターン等の算出と要因分析を行います。コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

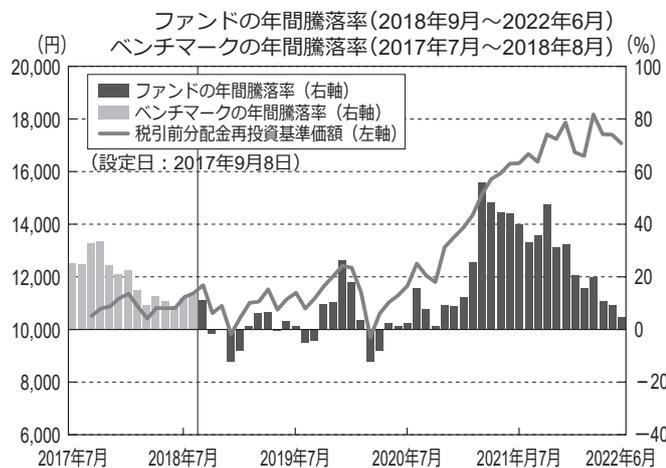
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2022年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

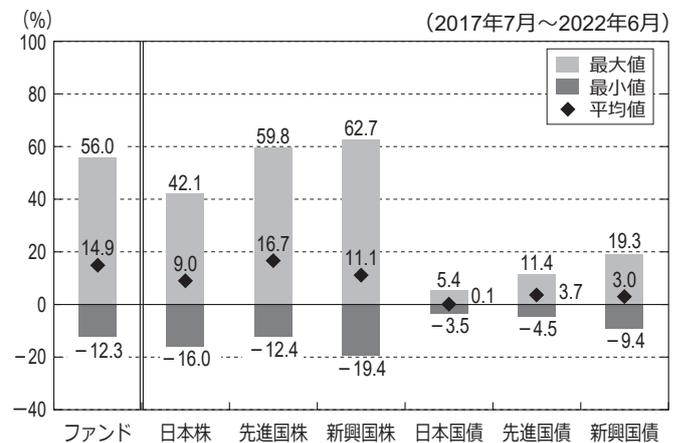
<参考情報> 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率(ベンチマークの年間騰落率を含みます。)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 - ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 - ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
 - ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率(2017年7月~2018年8月)を含みます。
 - ・上記の右グラフは、ベンチマークと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
 - ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※代表的な資産クラスを表す指数については、最終ページにてご確認ください。

3.運用実績

(2022年6月30日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

＜基準価額・純資産総額＞

基準価額	17,073円
純資産総額	8,468百万円

分配の推移

決算期	分配金
第1期 (2017年11月30日)	0円
第2期 (2018年11月30日)	0円
第3期 (2019年12月2日)	0円
第4期 (2020年11月30日)	0円
第5期 (2021年11月30日)	0円
設定来累計	0円

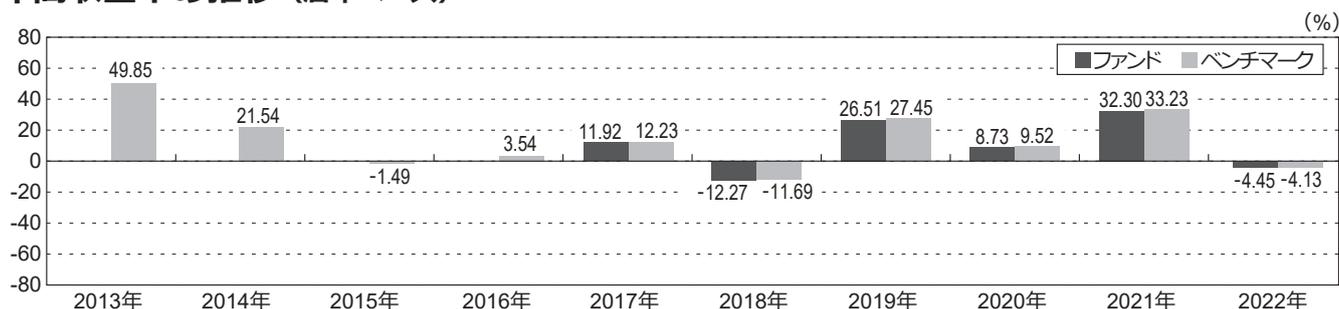
※分配金は1万円当たり、税引前です。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	投資銘柄 (上位3銘柄)	国/地域名	種類	業種	投資比率
外国株式インデックス・オープン・マザーファンド	82.82%	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.72%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	3.85%
		AMAZON COM INC	アメリカ	株式	小売	2.07%
エマージング株式インデックス・マザーファンド	11.75%	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	半導体・半導体製造装置	5.88%
		TENCENT HOLDINGS LIMITED	中国	株式	メディア・娯楽	4.19%
		ALIBABA GROUP HOLDING LTD	中国	株式	小売	3.20%
ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド	5.36%	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	5.22%
		ソニーグループ	日本	株式	電気機器	3.28%
		キーエンス	日本	株式	電気機器	2.12%

※各マザーファンドの投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各マザーファンドの評価金額の比率であり、投資銘柄(上位3銘柄)の投資比率は、各マザーファンド純資産総額に対する各投資銘柄の評価金額の比率です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2017年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。

※2022年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から6月末までで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位にて受付けます。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位にて受付けます。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	原則として、米国、英国、香港、シンガポールいずれかの取引所または銀行の休業日、またはフランスおよびドイツの両国の取引所もしくは銀行の休業日
申 込 締 切 時 間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	2022年3月1日から2023年2月28日まで ※当該申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購 入 制 限	1億円または1億口を超える大口購入には制限を設けることがあります。
換 金 制 限	1億円または1億口を超える大口換金には制限を設けることがあります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信 託 期 間	無期限(信託設定日:2017年9月8日)
繰 上 償 還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、受益者のため有利であると認める時、またはやむを得ない事情が発生した時は、償還することがあります。
決 算 日	毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ※当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	ファンドの信託金限度額は1兆円です。
公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎決算時および償還時に委託会社は交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドは「非課税累積投資契約にかかる非課税措置」(つみたてNISA)の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
フ ァ ン ド の 略 称	全世界株 ※日本経済新聞の「オープン基準価格」欄に掲載される当ファンドの略称です。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購 入 時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.2%(税抜2.0%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。ただし、つみたてNISAにて購入する場合は、購入時手数料はありません。 ※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。
換 金 時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.30% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に 年率0.528%(税抜0.48%) の信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末(当日が休業日の場合は翌営業日とします。)または信託終了のときに、信託財産中から支払います。 (信託報酬率の配分(税抜))		
	支払先	信託報酬率(年率)	役務の内容
	委託会社	0.20%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.25%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査費用 ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に要する諸費用等		

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2022年6月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度(NISA)、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、当ファンドは「非課税累積投資契約にかかる非課税措置」(つみたてNISA)の適用対象です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ ベンチマーク(オリジナル指数)

MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス

MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスは、MSCI Inc.の登録商標です。

当ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。))が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下、「SSGA」といいます。))は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に関わらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI関係者は、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも黙示的にも、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行うものではありません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人または法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

■ 「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

全世界株式インデックス・ファンド

追加型投信／内外／株式／インデックス型

投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2022年8月31日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

1. 全世界株式インデックス・ファンドの受益権の募集については、発行者であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（委託会社）は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2022年2月28日に関東財務局長に提出しており、2022年3月1日にその効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者がファンドを取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 全世界株式インデックス・ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
4. 当ファンドは元金が保証されているものではありません。

発行者名	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 高村 孝
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

全世界株式インデックス・ファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）にてご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「全世界株」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。ただし、つみたてNISAにて購入する場合は、購入時手数料はありません。つみたてNISAは2018年1月1日以降の非課税累積投資契約にかかる非課税措置です。申込手数料には消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2022年3月1日から2023年2月28日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細については、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の<照会先>までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(詳細については、販売会社にお問い合わせください。)までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします(前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、日本を含む先進国および新興国の株式を投資対象としたマザーファンド受益証券に投資することにより、中長期的にMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本 北米	ファミリー ファンド	あり ()	日経 225
債券 一般 国債	年6回 (隔月)	欧州			

社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型	年12回 (毎月) 日々 その他 ()	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ファンズ	なし	TOPIX その他 (MSCIオール・カン トリー・ワールド・ インデックス(円ベ ース))
--	--	--	------------------	----	---

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産 (日本を含む) を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象 インデックス	その他 (MSCIオール・カン トリー・ワールド・イン デックス (円ベース))	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

④ファンドの特色

- 1 **外国株式インデックス・オープン・マザーファンド受益証券、ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド受益証券およびエマーシング株式インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を含む先進国および新興国の株式に投資します。**
※各マザーファンド受益証券については、「投資対象とするマザーファンドの概要」をご覧ください。
- 2 **MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。**
※MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスは、日本を含む先進国および新興国の株式で構成される株価指数であり、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(円ベース)を当ファンドのベンチマークとします。
投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
- 3 **マザーファンド受益証券の基本配分比率は、原則としてMSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスの国別構成比率に基づいて決定し、株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。**
- 4 **当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。**
※ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。
- 5 **実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**
※投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

投資対象とするマザーファンドの概要

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCI コクサイ指数(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本を除く世界の取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。)
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ MSCI コクサイ指数(円ベース)をベンチマークとします。 ・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※MSCI コクサイ指数は、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成される株価指数であり、投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCI ジャパン・インデックス(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本の取引所に上場されている株式等
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ MSCI ジャパン・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。 ・ 株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

※MSCI ジャパン・インデックスは、東京証券取引所に上場している大型株、中型株で構成される株価指数です。

エマーシング株式インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCI エマーシング・マーケット・インデックス(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ MSCI エマーシング・マーケット・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。 ・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・ 外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持する場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。

※MSCIエマーシング・マーケット・インデックスは、世界の主要新興国の株式で構成される株価指数であり、投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

ベンチマーク(オリジナル指数)

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックスは、MSCI Inc.の登録商標です。

当ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。))が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下、「SSGA」といいます。))は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に関わらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI関係者は、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入力しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも黙示的にも、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行うものではありません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

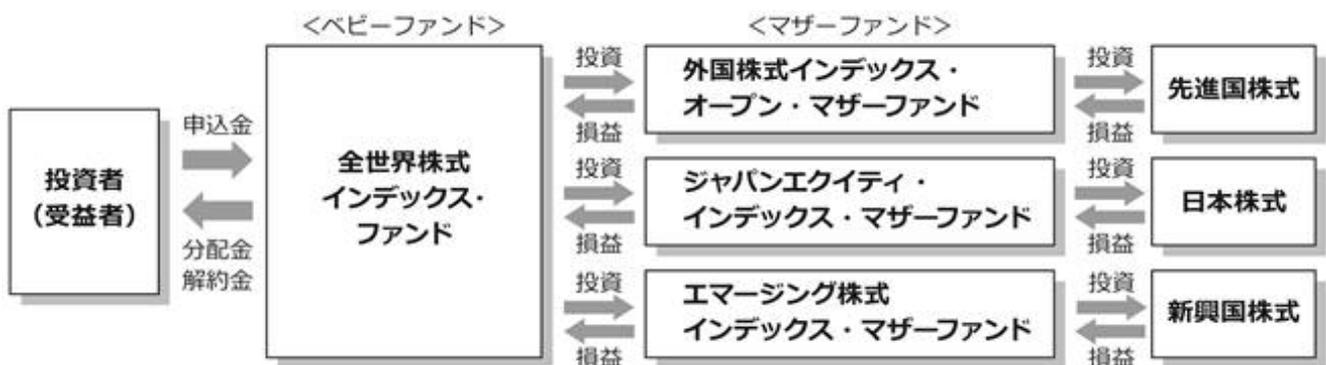
当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人または法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年9月8日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

- ① 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。

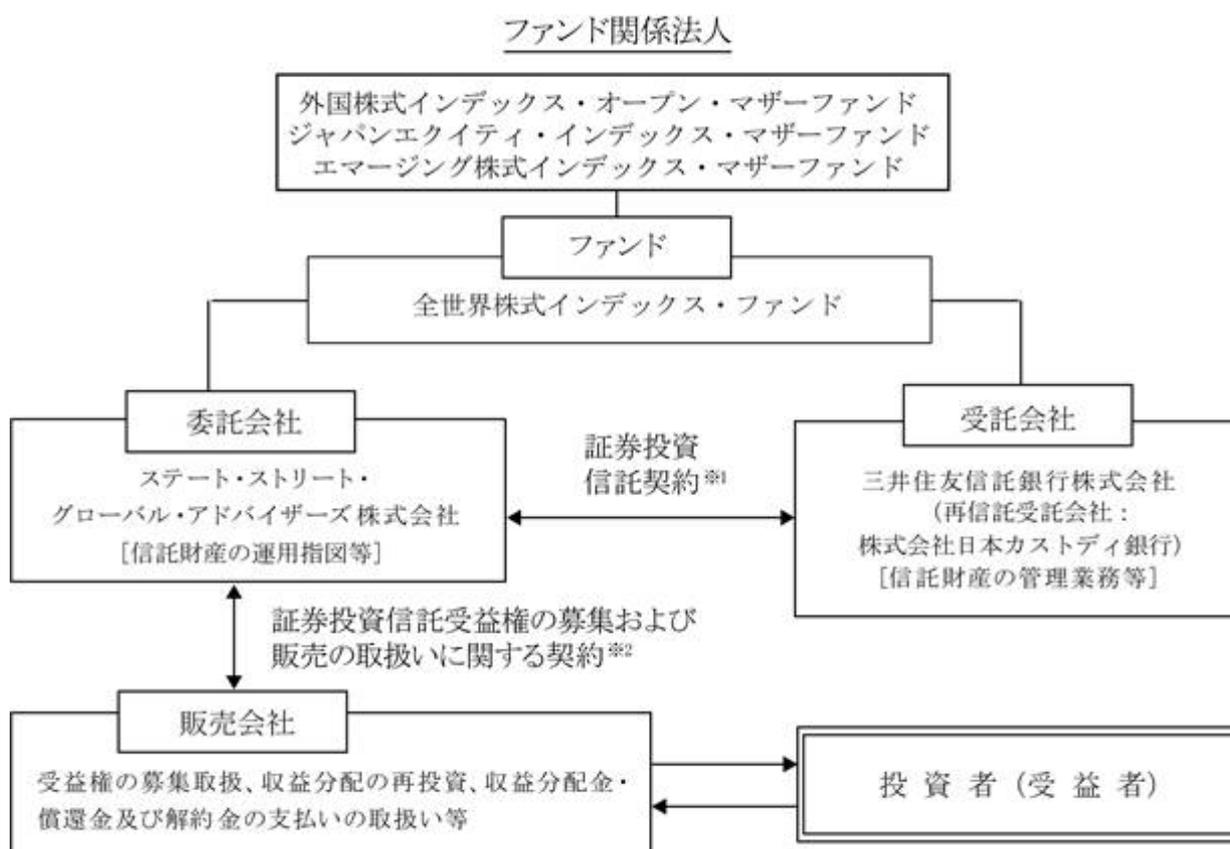


※各マザーファンドには、当ファンド以外にも、当該各マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）
委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）
（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。
- 3) 販売会社
販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



※1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならびに運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

※2 証券投資信託受益権の募集および販売に関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

③ 委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

1998年 2月25日 ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立

1998年 3月31日 投資顧問業の登録

1998年 8月28日 ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更

1998年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年 9 月30日	金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第345号）
2008年 7 月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に 商号変更

3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

当ファンドは、外国株式インデックス・オープン・マザーファンド、ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンドおよびエマージング株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を含む先進国および新興国株式への分散投資を図り、中長期的にMSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行う事を基本とします。

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」、「ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」および「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

- ① 「MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（円ベース）」をベンチマークとします。
また、主要投資対象のマザーファンド受益証券のベンチマークは各々以下の通りです。

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド
[ベンチマーク：MSCIコクサイ指数（円ベース）]

ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド
[ベンチマーク：MSCIジャパン・インデックス（円ベース）]

エマージング株式インデックス・マザーファンド
[ベンチマーク：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）]

※ベンチマークはいずれも、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出したものです。

- ② マザーファンド受益証券の基本配分比率は、原則として「MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス」の国別構成比率に基づいて決定し、株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）②の3）4）5）に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。

- ⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- ⑦ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」、「ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」および「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

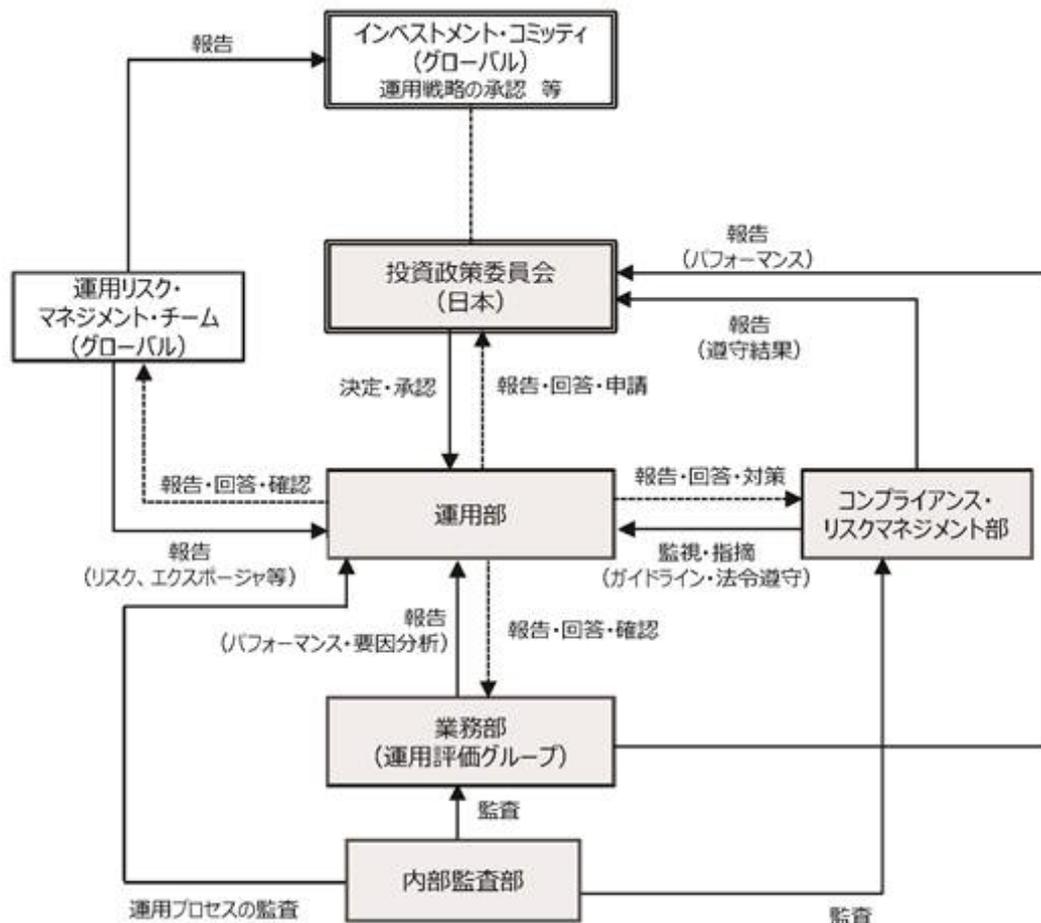
- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー

- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19) の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 上記⑤において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ (SSGA) のグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行っています。当チームは運用チームとは独立した組織で、SSGAグローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスポージャーによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。

当チームが行った戦略代表口座の分析結果は、インベストメント・コミッティ（グローバル）およびグローバルの運用戦略責任者によってレビューされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める主な投資制限

- 1) マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- 4) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) デリバティブ取引は、後記②の3) 4) 5)の範囲で行います。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

1) 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予

約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。)とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2) 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 上記(b)においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) 委託会社は、上記(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこ

の限りではありません。

- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
 - (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 6) 有価証券の貸付の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
 - (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 7) 公社債の空売りの指図範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 上記(a)の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 公社債の借入れ
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 9) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 10) 外国為替予約取引の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
 - (d) 上記(a)および(b)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 11) デリバティブ取引等にかかる投資制限
- 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 法令に基づく投資制限
- 1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
- 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- 2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
- 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) 「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCIコクサイ指数）の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

- ① 株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIコクサイ指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ② 株式の組入率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 15) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書および8) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から5) までの証券および8) の証券または証書のうち2) から5) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、9) または10) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、信託約款第17条、第18条および第19条の範囲で行います。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原

則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(参考) 「ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

この投資信託は、日本の取引所に上場されている株式等を主要投資対象とし、中長期的な観点から、MSCIジャパン・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。日本の取引所に上場されている株式等を主要投資対象とします。

- ① MSCIジャパン・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。
- ② 株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。
- ③ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われるデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りま。以下同じ。）を行うことができます。
- ④ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書

- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書、15) の証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに15) の証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12) および13) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

- ① 株式の投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式の投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ デリバティブ取引は、信託約款第17条、第18条および第19条の範囲で行います。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ デリバティブ取引等にかかる投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(参考) 「エマージング株式インデックス・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「エマージング株式インデックス・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

この投資信託は、新興国の株式を主要投資対象とし、中長期的に新興国の株式市場（MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含む）を主要投資対象とします。

- ① MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限り、以下同じ。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

- (b) デリバティブ取引に係る権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
- (a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19) の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ デリバティブ取引は、信託約款第17条、第18条および第19条の範囲で行います。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を含む先進国および新興国の株式に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

当ファンドは、日本を含む先進国および新興国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

② 信用リスク

当ファンドは、日本を含む先進国および新興国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被る

ことがあります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する株式の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

当ファンドの実質的な投資対象である先進国および新興国の株式は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

④ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は、価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生じるおそれをいう。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑦ パッシブ運用のリスク

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

マザーファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の

理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑧ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

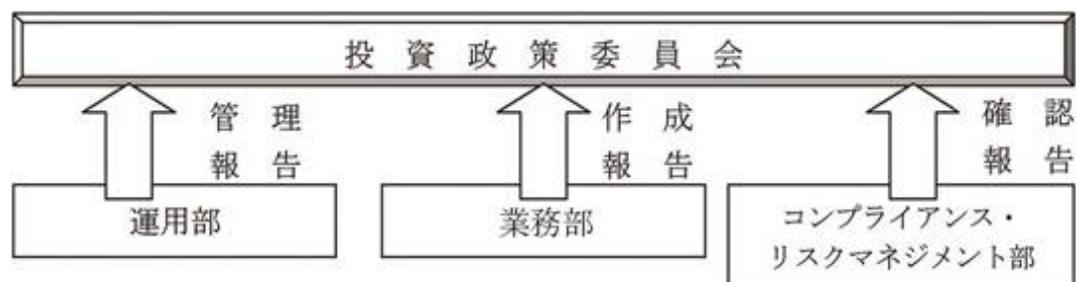
(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンを算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

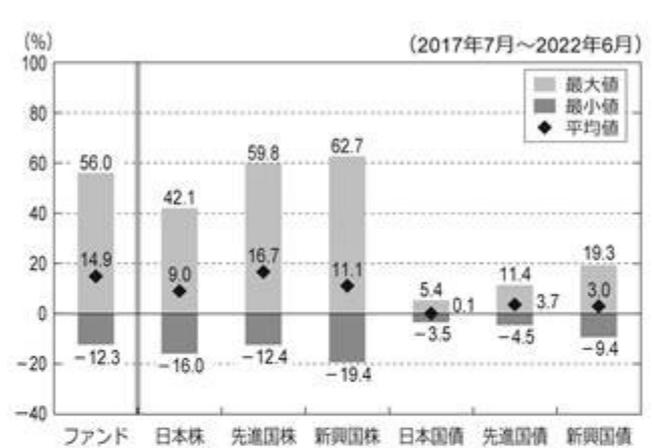
<参考情報> 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率(ベンチマークの年間騰落率を含みます。)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率(2017年7月~2018年8月)を含みます。
- ・上記の右グラフは、ベンチマークと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
- ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料（購入時手数料）は、取得申込受付日（購入申込受付日）の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。ただし、つみたてNISAにて購入する場合は、購入時手数料はありません。つみたてNISAは2018年1月1日以降の非課税累積投資契約にかかる非課税措置です。

※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。

- ② 「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の購入時手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金時に信託財産留保額（換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.528%（税抜0.48%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分（税抜）>

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.20%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.25%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。
- ④ ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※上記(1)～(4)の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資者に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度（NISA）、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、当ファンドは「非課税累積投資契約にかかる非課税措置」（つみたてNISA）の適用対象です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収*が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託

を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2022年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2022年6月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	8,462,072,320	99.93
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		6,024,453	0.07
純資産総額		8,468,096,773	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券 (外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

(2022年6月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	134,149,575,318	68.59
	イギリス	8,859,339,311	4.53
	カナダ	7,250,154,931	3.71
	フランス	6,223,865,789	3.18
	スイス	5,838,930,510	2.99
	ドイツ	4,379,755,829	2.24
	オーストラリア	4,166,817,359	2.13
	オランダ	2,296,184,852	1.17
	スウェーデン	1,895,968,839	0.97
	香港	1,779,687,917	0.91
	デンマーク	1,533,287,894	0.78
	スペイン	1,384,281,990	0.71
	イタリア	1,294,975,571	0.66
	シンガポール	727,502,552	0.37
	フィンランド	558,959,466	0.29
	ベルギー	541,060,222	0.28
	ノルウェー	474,917,201	0.24
	イスラエル	423,925,096	0.22
	アイルランド	309,126,535	0.16
	ポルトガル	131,834,989	0.07
オーストリア	103,214,252	0.05	
ニュージーランド	98,905,688	0.05	
	小計	184,422,272,111	94.30
投資証券	アメリカ	4,056,131,259	2.07
	オーストラリア	244,429,460	0.12
	イギリス	104,235,909	0.05
	シンガポール	90,113,331	0.05
	フランス	72,633,440	0.04
	香港	70,428,052	0.04
	カナダ	23,686,336	0.01
	ベルギー	19,034,871	0.01
		小計	4,680,692,658
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		6,466,857,129	3.31
純資産総額		195,569,821,898	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（エマージング株式インデックス・マザーファンド）

（2022年6月30日現在）

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	中国	5,235,658,743	33.37
	台湾	2,199,434,771	14.02
	インド	1,885,896,476	12.02
	韓国	1,685,074,150	10.74
	ブラジル	727,737,553	4.64
	サウジアラビア	644,214,559	4.11
	南アフリカ	526,268,132	3.36
	メキシコ	308,556,352	1.97
	タイ	283,444,118	1.81
	インドネシア	269,067,790	1.72
	マレーシア	215,319,099	1.37
	アラブ首長国連邦	190,438,684	1.21
	カタール	155,599,291	0.99
	クウェート	120,120,837	0.77
	フィリピン	108,766,513	0.69
	ポーランド	91,621,883	0.58
	チリ	73,668,189	0.47
	トルコ	41,380,147	0.26
	ギリシャ	38,297,292	0.24
	ペルー	32,160,563	0.20
	ハンガリー	24,384,870	0.16
	コロンビア	22,510,816	0.14
	チェコ	21,322,772	0.14
エジプト	8,801,403	0.06	
ロシア	0	0.00	
	小計	14,909,745,003	95.04
投資証券	南アフリカ	6,512,475	0.04
	メキシコ	6,158,719	0.04
	小計	12,671,194	0.08
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		766,015,879	4.88
純資産総額		15,688,432,076	100.00

（注1）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（注2）ロシア・ウクライナ情勢によりロシア株式の取引が事実上困難な状態であり、妥当性のある時価の取得が出来ない状況が続いていることから、2022年6月30日現在の保有ロシア株式においては評価をゼロとしています。

<参考情報>

親投資信託受益証券（ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド）

（2022年6月30日現在）

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	8,327,308,210	95.15
投資証券	日本	109,019,500	1.24
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		315,768,446	3.61
純資産総額		8,752,096,156	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2022年6月30日現在)

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデック ス・オープン・マザー ファンド	—	1,614,542,147	4.3772	7,067,273,544	4.3436	7,012,925,269	82.82
2	日本	親投資信託 受益証券	エマージング株式イン デックス・マザーファ ンド	—	294,867,368	3.3302	981,983,913	3.3748	995,118,393	11.75
3	日本	親投資信託 受益証券	ジャパンエクイティ・ インデックス・マザー ファンド	—	175,456,451	2.6525	465,410,476	2.5877	454,028,658	5.36

(注1) 投資有価証券は3銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	99.93
合計		99.93

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国株式インデックス・オープン・マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

(2022年6月30日現在)

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	484,668	21,901.60	10,615,006,219	19,029.95	9,223,210,908	4.72
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サー ビス	211,532	46,007.85	9,732,133,541	35,572.33	7,524,687,547	3.85
3	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	小売	271,960	24,315.37	6,612,808,569	14,887.18	4,048,718,995	2.07
4	アメリカ	株式	ALPHABET INC- CL A	メディア・娯楽	8,912	397,822.17	3,545,391,221	305,347.22	2,721,254,428	1.39
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC- CL C	メディア・娯楽	8,481	399,417.23	3,387,457,531	306,864.36	2,602,516,708	1.33
6	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	26,100	154,071.16	4,021,257,359	93,690.03	2,445,310,033	1.25
7	アメリカ	株式	UNITED HEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サー ビス	27,891	61,779.35	1,723,088,129	70,487.24	1,965,959,688	1.01
8	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテク ノロジー・ライフサイ エンス	78,025	21,834.62	1,703,647,005	24,190.99	1,887,502,244	0.97
9	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造 装置	74,200	45,618.31	3,384,879,106	21,242.80	1,576,216,175	0.81

10	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	メディア・娯楽	68,552	46,201.94	3,167,235,418	22,407.31	1,536,066,545	0.79
11	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	125,651	8,418.12	1,057,745,346	12,044.24	1,513,371,001	0.77
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	38,334	38,560.16	1,478,165,234	37,380.61	1,432,948,426	0.73
13	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	71,139	20,368.05	1,448,962,965	19,435.89	1,382,650,205	0.71
14	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	87,690	22,036.91	1,932,417,199	15,759.20	1,381,924,598	0.71
15	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	83,571	17,198.31	1,437,280,800	16,095.67	1,345,132,073	0.69
16	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	49,195	26,828.91	1,319,848,581	27,267.65	1,341,432,533	0.69
17	アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	166,888	7,162.03	1,195,257,196	6,962.47	1,161,954,228	0.59
18	アメリカ	株式	HOME DEPOT	小売	31,039	55,604.15	1,725,897,447	37,432.55	1,161,868,969	0.59
19	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	57,795	15,697.69	907,248,455	20,089.22	1,161,056,839	0.59
20	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	25,914	44,149.00	1,144,077,362	44,091.60	1,142,589,753	0.58
21	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	52,457	15,976.52	838,080,582	21,067.85	1,105,156,480	0.57
22	アメリカ	株式	LILLY (ELI) & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	24,009	34,830.16	836,237,417	44,147.63	1,059,940,688	0.54
23	アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	122,307	7,459.99	912,409,535	8,573.93	1,048,652,439	0.54
24	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	20,853	51,194.00	1,067,548,482	45,773.87	954,522,719	0.49
25	アメリカ	株式	MERCK & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	75,060	10,235.96	768,311,547	12,644.26	949,078,666	0.49
26	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	215,587	6,231.24	1,343,374,596	4,354.62	938,800,496	0.48
27	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	41,036	22,434.65	920,628,510	22,788.65	935,155,304	0.48
28	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	電気通信サービス	124,584	7,060.88	879,673,770	6,962.47	867,413,508	0.44
29	アメリカ	株式	THERMO ELECTRON CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11,571	88,554.97	1,024,669,581	73,249.54	847,570,492	0.43
30	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	13,187	75,840.99	1,000,115,245	64,217.73	846,839,221	0.43

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注3) 2022年6月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	ソフトウェア・サービス	10.71
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.11
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.10
	資本財	5.69
	銀行	5.68

メディア・娯楽	5.63
エネルギー	5.13
ヘルスケア機器・サービス	4.77
小売	4.48
各種金融	4.46
食品・飲料・タバコ	4.33
素材	4.17
半導体・半導体製造装置	4.13
公益事業	3.20
保険	3.13
自動車・自動車部品	2.02
運輸	1.90
家庭用品・パーソナル用品	1.76
電気通信サービス	1.67
消費者サービス	1.67
耐久消費財・アパレル	1.55
食品・生活必需品小売り	1.50
商業・専門サービス	1.14
不動産	0.37
小計	94.30
投資証券	—
合計	96.69

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

(注2) 2022年6月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建 ／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	MINI S&P 500	シカゴ商業取引所	買建	アメリカ・ドル	182	34,064,250.00	34,773,375.00	4,752,824,895	2.43
	EURO STOXX 50	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	140	4,882,847.50	4,898,600.00	698,883,262	0.36
	FTSE100INDEX	インターコンチネンタル取引所	買建	イギリス・ポンド	24	1,728,785.00	1,742,280.00	288,713,218	0.15
	S&P 60	モントリオール取引所	買建	カナダ・ドル	10	2,357,636.00	2,312,400.00	245,114,400	0.13
	FSMIINDEX	ユーレックス・チューリッヒ取引所	買建	スイス・フラン	14	1,499,680.00	1,510,180.00	216,257,776	0.11
	SPI 200	シドニー先物取引所	買建	オーストラリア・ドル	13	2,116,525.00	2,143,700.00	201,293,430	0.10

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額（2022年6月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています）の比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

<参考情報>

親投資信託受益証券（エマージング株式インデックス・マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（2022年6月30日現在）

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製 造装置	408,086	2,771.30	1,130,931,765	2,260.07	922,304,150	5.88
2	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	メディア・娯楽	103,540	7,943.08	822,427,317	6,354.65	657,960,461	4.19
3	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	小売	251,900	2,724.10	686,202,193	1,993.44	502,148,795	3.20
4	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハ ードウェアおよび 機器	79,283	7,422.21	588,455,526	6,101.59	483,753,152	3.08
5	中国	株式	MEITUAN-CLASS B	小売	68,000	4,854.51	330,106,770	3,530.74	240,090,864	1.53
6	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	50,399	4,496.24	226,606,281	4,489.46	226,264,344	1.44
7	中国	株式	JD.COM INC - CL A	小売	33,392	5,656.71	188,888,884	4,376.87	146,152,576	0.93
8	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,569,764	91.51	143,662,790	90.88	142,660,466	0.91
9	インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・サ ービス	55,931	3,074.50	171,959,963	2,546.05	142,403,402	0.91
10	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	28,749	5,093.73	146,439,653	3,788.24	108,908,140	0.69
11	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハ ードウェアおよび 機器	207,807	499.47	103,793,700	510.93	106,175,453	0.68
12	ブラジ ル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	50,250	1,715.33	86,195,533	2,076.16	104,327,502	0.66
13	インド	株式	ICICI BANK LIMITED	銀行	85,272	1,345.26	114,713,611	1,222.78	104,269,322	0.66
14	サウジ アラビ ア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	32,412	3,410.86	110,553,061	3,090.70	100,175,865	0.64
15	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	105,906	1,013.46	107,332,502	936.65	99,197,702	0.63
16	中国	株式	BAIDU INC-CLASS A	メディア・娯楽	37,600	2,870.70	107,938,486	2,611.50	98,192,400	0.63
17	サウジ アラビ ア	株式	THE SAUDI NATIONAL BANK	銀行	36,227	2,521.88	91,360,277	2,492.26	90,287,356	0.58
18	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製 造装置	9,118	11,319.16	103,208,104	9,888.79	90,166,078	0.57
19	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	ソフトウェア・サ ービス	15,331	6,128.27	93,952,535	5,725.46	87,777,180	0.56
20	中国	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	34,600	2,987.00	103,350,438	2,527.93	87,466,447	0.56
21	中国	株式	BYD COMPANY LIMITED	自動車・自動車部 品	14,000	5,142.01	71,988,260	5,484.15	76,778,100	0.49
22	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製 造装置	25,159	4,460.65	112,225,499	3,042.58	76,548,345	0.49
23	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS- PPF	テクノロジー・ハ ードウェアおよび 機器	13,465	6,869.08	92,492,269	5,617.67	75,642,061	0.48
24	中国	株式	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	58,500	1,792.57	104,865,487	1,264.83	73,992,935	0.47
25	南アフ リカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	小売	3,682	21,315.81	78,484,815	19,705.97	72,557,402	0.46
26	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	876,719	74.27	65,115,950	81.3	71,281,375	0.45
27	中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	1,281,752	47.99	61,517,008	54.49	69,846,896	0.45

28	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	電気通信サービス	480,180	127.65	61,295,194	138.76	66,633,703	0.42
29	中国	株式	NIO INC - ADR	自動車・自動車部品	22,100	5,640.48	124,654,620	2,987.82	66,030,928	0.42
30	中国	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	259,200	344.55	89,309,742	240.25	62,274,873	0.40

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注3) 2022年6月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	銀行	15.16
	半導体・半導体製造装置	8.47
	素材	7.95
	小売	7.82
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.53
	メディア・娯楽	7.14
	エネルギー	4.73
	食品・飲料・タバコ	3.82
	自動車・自動車部品	3.78
	資本財	3.29
	電気通信サービス	3.07
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.77
	公益事業	2.71
	保険	2.64
	ソフトウェア・サービス	2.48
	各種金融	2.31
	運輸	1.99
	不動産	1.96
	耐久消費財・アパレル	1.52
	食品・生活必需品小売り	1.10
消費者サービス	1.04	
ヘルスケア機器・サービス	0.91	
家庭用品・パーソナル用品	0.78	
商業・専門サービス	0.07	
	小計	95.04
投資証券	—	0.08
合計		95.12

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

(注2) 2022年6月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建 ／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	MINI MSCI NY	ニューヨーク 先物取引所	買建	アメリカ・ ドル	108	5,370,547.79	5,439,960.00	743,533,732	4.74

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額(2022年6月30日のわが国の対顧客電信
売買相場の仲値により邦貨換算しています)の比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価
しています。

<参考情報>

親投資信託受益証券(ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド)

① 投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(2022年6月30日現在)

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	217,400	2,110.52	458,827,374	2,100.00	456,540,000	5.22
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	25,900	14,132.36	366,028,194	11,095.00	287,360,500	3.28
3	日本	株式	キーエンス	電気機器	4,000	72,839.56	291,358,264	46,380.00	185,520,000	2.12
4	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	245,000	637.06	156,080,472	729.40	178,703,000	2.04
5	日本	株式	KDDI	情報・通信業	33,100	3,470.71	114,880,598	4,289.00	141,965,900	1.62
6	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3,100	62,579.94	193,997,843	44,300.00	137,330,000	1.57
7	日本	株式	任天堂	その他製品	2,300	52,007.62	119,617,547	58,680.00	134,964,000	1.54
8	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	24,700	6,709.12	165,715,335	5,235.00	129,304,500	1.48
9	日本	株式	日立製作所	電気機器	19,800	7,240.59	143,363,813	6,438.00	127,472,400	1.46
10	日本	株式	第一三共	医薬品	35,900	2,987.34	107,245,573	3,437.00	123,388,300	1.41
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	29,600	7,224.95	213,858,582	3,995.00	118,252,000	1.35
12	日本	株式	信越化学工業	化学	7,700	19,852.53	152,864,485	15,300.00	117,810,000	1.35
13	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	30,800	3,197.69	98,488,852	3,818.00	117,594,400	1.34
14	日本	株式	ダイキン工業	機械	5,100	24,903.90	127,009,931	21,750.00	110,925,000	1.27
15	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	33,400	3,291.81	109,946,641	3,293.00	109,986,200	1.26
16	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	26,800	3,840.20	102,917,489	4,032.00	108,057,600	1.23
17	日本	株式	三菱商事	卸売業	25,900	3,593.00	93,058,746	4,037.00	104,558,300	1.19
18	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	12,900	6,166.81	79,551,928	7,903.00	101,948,700	1.16
19	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	24,500	3,239.57	79,369,556	3,896.00	95,452,000	1.09
20	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	24,400	3,418.90	83,421,267	3,667.00	89,474,800	1.02
21	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	58,900	1,582.92	93,234,437	1,506.50	88,732,850	1.01
22	日本	株式	HOYA	精密機器	7,600	18,602.27	141,377,317	11,585.00	88,046,000	1.01
23	日本	株式	村田製作所	電気機器	11,800	8,847.72	104,403,191	7,396.00	87,272,800	1.00
24	日本	株式	三井物産	卸売業	28,600	2,661.52	76,119,472	2,994.50	85,642,700	0.98
25	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,200	73,153.64	87,784,375	71,080.00	85,296,000	0.97
26	日本	株式	ファナック	電気機器	3,900	23,228.31	90,590,434	21,240.00	82,836,000	0.95
27	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	15,400	4,834.96	74,458,464	5,267.00	81,111,800	0.93
28	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	38,200	1,954.01	74,643,547	2,115.00	80,793,000	0.92
29	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	4,100	19,547.14	80,143,279	18,920.00	77,572,000	0.89
30	日本	株式	日本電産	電気機器	9,200	13,022.56	119,807,605	8,380.00	77,096,000	0.88

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	電気機器	19.26
	輸送用機器	9.57
	情報・通信業	8.13
	医薬品	6.02
	化学	5.72
	銀行業	5.12
	卸売業	4.66
	サービス業	4.52
	機械	4.46
	小売業	3.04
	食料品	3.02
	保険業	2.93
	陸運業	2.79
	精密機器	2.75
	その他製品	2.47
	不動産業	1.78
	建設業	1.55
	電気・ガス業	1.12
	その他金融業	0.96
	証券、商品先物取引業	0.68
	ゴム製品	0.66
	鉄鋼	0.63
	海運業	0.60
	石油・石炭製品	0.53
	非鉄金属	0.50
	ガラス・土石製品	0.47
	鋳業	0.36
金属製品	0.32	
繊維製品	0.25	
空運業	0.17	
パルプ・紙	0.11	
	小計	95.15
投資証券	—	1.24
合計		96.39

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	TOPIX (先物) (2022年9月限)	大阪取引所	買建	14	271,346,740	261,870,000	2.99
	ミニTOPIX先物 (2022年9月限)	大阪取引所	買建	28	53,610,070	52,374,000	0.60

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額の比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2022年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額 (円)		1口当たりの純資産額 (円)	
第1期	(2017年11月30日)	分配付 :	426,998,646	分配付 :	1.0879
		分配落 :	426,998,646	分配落 :	1.0879
第2期	(2018年11月30日)	分配付 :	838,783,800	分配付 :	1.0905
		分配落 :	838,783,800	分配落 :	1.0905
第3期	(2019年12月 2日)	分配付 :	1,320,348,820	分配付 :	1.1991
		分配落 :	1,320,348,820	分配落 :	1.1991
第4期	(2020年11月30日)	分配付 :	2,531,542,089	分配付 :	1.3129
		分配落 :	2,531,542,089	分配落 :	1.3129
第5期	(2021年11月30日)	分配付 :	5,936,741,603	分配付 :	1.7237
		分配落 :	5,936,741,603	分配落 :	1.7237
2021年 6月末日			4,430,350,542		1.6302
7月末日			4,678,178,345		1.6322
8月末日			4,994,694,056		1.6671
9月末日			5,183,599,404		1.6376
10月末日			5,727,681,805		1.7414
11月末日			5,936,741,603		1.7237
12月末日			6,491,291,856		1.7869
2022年 1月末日			6,590,242,248		1.6734
2月末日			6,807,626,108		1.6594
3月末日			7,881,431,576		1.8177
4月末日			7,833,754,332		1.7416
5月末日			8,286,149,879		1.7403
6月末日			8,468,096,773		1.7073

② 【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	自2017年 9月 8日 至2017年11月30日	0.0000円
第2期	自2017年12月 1日 至2018年11月30日	0.0000円
第3期	自2018年12月 1日 至2019年12月 2日	0.0000円
第4期	自2019年12月 3日 至2020年11月30日	0.0000円
第5期	自2020年12月 1日 至2021年11月30日	0.0000円

③【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自2017年 9月 8日 至2017年11月30日	8.8%
第2期	自2017年12月 1日 至2018年11月30日	0.2%
第3期	自2018年12月 1日 至2019年12月 2日	10.0%
第4期	自2019年12月 3日 至2020年11月30日	9.5%
第5期	自2020年12月 1日 至2021年11月30日	31.3%
	自2021年12月 1日 至2022年 5月31日	1.0%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自2017年 9月 8日 至2017年11月30日	427,518,639	35,037,892	392,480,747
第2期	自2017年12月 1日 至2018年11月30日	916,340,823	539,624,947	769,196,623
第3期	自2018年12月 1日 至2019年12月 2日	733,833,105	401,914,607	1,101,115,121
第4期	自2019年12月 3日 至2020年11月30日	1,155,842,118	328,816,183	1,928,141,056
第5期	自2020年12月 1日 至2021年11月30日	1,898,890,916	382,779,407	3,444,252,565
	自2021年12月 1日 至2022年 5月31日	1,498,365,276	181,381,718	4,761,236,123

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

<基準価額・純資産総額>

基準価額	17,073円
純資産総額	8,468百万円

分配の推移

決算期	分配金
第1期 (2017年11月30日)	0円
第2期 (2018年11月30日)	0円
第3期 (2019年12月2日)	0円
第4期 (2020年11月30日)	0円
第5期 (2021年11月30日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	投資銘柄 (上位3銘柄)	国/地域名	種類	業種	投資比率
外国株式インデックス・オープン・マザーファンド	82.82%	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.72%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	3.85%
		AMAZON COM INC	アメリカ	株式	小売	2.07%
エマージング株式インデックス・マザーファンド	11.75%	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	半導体・半導体製造装置	5.88%
		TENCENT HOLDINGS LIMITED	中国	株式	メディア・娯楽	4.19%
		ALIBABA GROUP HOLDING LTD	中国	株式	小売	3.20%
ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド	5.36%	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	5.22%
		ソニーグループ	日本	株式	電気機器	3.28%
		キーエンス	日本	株式	電気機器	2.12%

※各マザーファンドの投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各マザーファンドの評価金額の比率であり、投資銘柄(上位3銘柄)の投資比率は、各マザーファンド純資産総額に対する各投資銘柄の評価金額の比率です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2017年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。

※2022年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から6月末までで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
- 2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。なお、1億円または1億口を超える大口の取得申込みには、制限を設けることがあります。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日は、原則として、米国、英国、香港、シンガポールいずれかの取引所または銀行の休業日、またはフランスおよびドイツの両国の取引所もしくは銀行の休業日に該当する日です。
- 10) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受け取りを取消することがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。なお、1億円または1億口を超える大口の換金申込みには、制限を設けることがあります。
- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の

照会方法については、後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。

- 5) 信託財産留保額は、上記4)の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額とします。
※上記金額は1口当たりの金額です。換金口数に応じてご負担いただきます。
- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。
- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 8) 換金申込不可日は、原則として、米国、英国、香港、シンガポールいずれかの取引所または銀行の休業日、またはフランスおよびドイツの両国の取引所もしくは銀行の休業日に該当する日です。
- 9) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた受益権の換金申込の受け取りを取消することがあります。
- 10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法^{*}により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」）を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

* 一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。ただし、上場している場合は、原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②証券会社、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の終値等で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社にてご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の紙面に、「全世界株」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記(5)の1)2)3)5)の理由により信託は終了します。

(4) 【計算期間】

1) 当ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。

2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は後記(5)の1)2)3)5)に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託契約の解約

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 上記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に

あたる多数をもって行います。

- (e) 上記 (b) から上記 (d) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 (b) から上記 (d) までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- 2) 信託契約に関する監督官庁の命令
- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6)の規定にしたがいます。
- 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 上記 (a) の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6) の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6) の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 6) 信託約款の変更等
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6) に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記 (a) の事項（信託約款の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (c) 上記 (b) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 (c) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができません。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - (d) 上記 (b) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
 - (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - (f) 上記 (b) から上記 (e) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - (g) 上記 (a) から上記 (f) までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用
- この信託は、受益者が前記「2 換金（解約）手続等」に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1) に規定する投資信託の解約または上記6) に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。
- 8) 運用報告書の交付
- 毎決算時（毎年11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。
- (a) 交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。
 - (b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ (www.ssga.com/jp) に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。
- 9) 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- 10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等
- 委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金

支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2020年12月1日から2021年11月30日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2021年12月1日から2022年5月31日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年1月12日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

神 原 康 平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている全世界株式インデックス・ファンドの2020年12月1日から2021年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全世界株式インデックス・ファンドの2021年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取

引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

全世界株式インデックス・ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2020年11月30日現在)	第5期 (2021年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	45,469	39,767
コール・ローン	30,487,028	69,119,553
親投資信託受益証券	2,530,112,815	5,932,364,344
未収入金	1,330,000	—
流動資産合計	2,561,975,312	6,001,523,664
資産合計		
	2,561,975,312	6,001,523,664
負債の部		
流動負債		
未払金	—	41,820,000
未払解約金	24,774,866	9,437,009
未払受託者報酬	346,431	828,064
未払委託者報酬	5,196,429	12,420,833
未払利息	83	187
その他未払費用	115,414	275,968
流動負債合計	30,433,223	64,782,061
負債合計		
	30,433,223	64,782,061
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,928,141,056	※1 3,444,252,565
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	603,401,033	2,492,489,038
(分配準備積立金)	348,988,688	1,229,103,256
元本等合計	2,531,542,089	5,936,741,603
純資産合計		
	2,531,542,089	5,936,741,603
負債純資産合計		
	2,561,975,312	6,001,523,664

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2019年12月 3日 至 2020年11月30日	第5期 自 2020年12月 1日 至 2021年11月30日
営業収益		
有価証券売買等損益	283,258,609	1,023,941,529
営業収益合計	283,258,609	1,023,941,529
営業費用		
支払利息	18,949	38,386
受託者報酬	580,887	1,354,168
委託者報酬	8,713,288	20,312,287
その他費用	193,801	451,365
営業費用合計	9,506,925	22,156,206
営業利益又は営業損失(△)	273,751,684	1,001,785,323
経常利益又は経常損失(△)	273,751,684	1,001,785,323
当期純利益又は当期純損失(△)	273,751,684	1,001,785,323
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	8,461,506	72,986,912
期首剰余金又は期首欠損金(△)	219,233,699	603,401,033
剰余金増加額又は欠損金減少額	177,641,927	1,100,966,985
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	177,641,927	1,100,966,985
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,764,771	140,677,391
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,764,771	140,677,391
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金(△)	603,401,033	2,492,489,038

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第4期 (2020年11月30日現在)	第5期 (2021年11月30日現在)
1 期首元本額	1,101,115,121円	1,928,141,056円
期中追加設定元本額	1,155,842,118円	1,898,890,916円
期中一部解約元本額	328,816,183円	382,779,407円
2 受益権の総数	1,928,141,056口	3,444,252,565口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第4期 自 2019年12月 3日 至 2020年11月30日	第5期 自 2020年12月 1日 至 2021年11月30日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(29,176,071円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(236,114,107円)、収益調整金(254,412,345円)及び分配準備積立金(83,698,510円)より分配対象収益は603,401,033円(1万口当たり3,129円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(64,272,952円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(864,525,459円)、収益調整金(1,263,385,782円)及び分配準備積立金(300,304,845円)より分配対象収益は2,492,489,038円(1万口当たり7,236円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。

<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p> <p>運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。</p>
-------------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第4期 (2020年11月30日現在)	第5期 (2021年11月30日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	第4期 (2020年11月30日現在)	第5期 (2021年11月30日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	280,789,616	1,018,534,131
合計	280,789,616	1,018,534,131

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第4期 (2020年11月30日現在)	第5期 (2021年11月30日現在)
1口当たり純資産額	1.3129円	1.7237円
(1万口当たり純資産額)	(13,129円)	(17,237円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・マザー ファンド	199,798,807	665,469,886	
	ジャパンエクイティ・インデックス・マ ザーファンド	125,445,646	333,020,556	
	外国株式インデックス・オープン・マザ ーファンド	1,127,072,803	4,933,873,902	
合計		1,452,317,256	5,932,364,344	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

<参考>

当ファンドは「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」、「ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」及び「エマージング株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		3,402,135,124	1,083,514,997
金銭信託		7,434,909	374,823
コール・ローン		4,985,117,259	651,491,670
株式		149,263,697,882	198,907,329,910
新株予約権証券		848,593	—
投資証券		3,467,473,945	4,676,533,367
派生商品評価勘定		770,355,477	127,399,854
未収入金		3,195,156	42,362,327
未収配当金		180,224,944	225,267,523
差入委託証拠金		1,948,855,468	1,424,458,989
流動資産合計		164,029,338,757	207,138,733,460
資産合計		164,029,338,757	207,138,733,460
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		57,780,458	14,363,182
未払解約金		98,608,000	126,101,100
未払利息		13,652	1,762
その他未払費用		621	446
流動負債合計		156,402,731	140,466,490
負債合計		156,402,731	140,466,490
純資産の部			
元本等			
元本	1	51,305,848,214	47,285,974,098
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		112,567,087,812	159,712,292,872
元本等合計		163,872,936,026	206,998,266,970
純資産合計		163,872,936,026	206,998,266,970
負債純資産合計		164,029,338,757	207,138,733,460

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月1日から、翌年11月30日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券、新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
1 期首元本額	59,243,223,868円	51,305,848,214円
期中追加設定元本額	17,152,323,713円	5,904,597,761円
期中一部解約元本額	25,089,699,367円	9,924,471,877円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン	5,722,075,050円	5,385,587,942円
ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン	6,443,340,782円	6,336,632,392円
ステート・ストリートDCグローバル株式インデックス・オープン	64,592,913円	74,165,727円
AMC/ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン(ステイブル)	76,220,235円	60,143,809円
外国株式インデックス・ファンドVA1(適格機関投資家専用)	1,639,547,174円	2,621,599,807円
外国株式インデックス・ファンドVA2(適格機関投資家専用)	41,806,499円	30,110,872円
バランスファンドVA30A<適格機関投資家限定>	888,847円	611,472円
バランスファンドVA30B<適格機関投資家限定>	65,128,719円	34,029,652円
バランスファンドVA40A<適格機関投資家限定>	65,449円	51,332円
バランスファンドVA40B<適格機関投資家限定>	3,136,895円	2,370,189円
バランスファンドVA50A<適格機関投資家限定>	4,929,284円	4,930,955円
バランスファンドVA50B<適格機関投資家限定>	5,570,941,477円	3,848,864,908円
バランスファンドVA50C<適格機関投資家限定>	1,233,183円	960,574円
バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	588,608,986円	370,535,116円
バランスファンドVA37.5A<適格機関投資家限定>	541,249,586円	364,776,142円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	51,146,516円	30,393,180円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	173,962,590円	103,010,194円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	1,978,394,409円	1,341,042,599円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	327,508,912円	205,255,675円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	1,102,679,193円	722,671,012円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	43,639,311円	29,525,949円

グローバル4資産30VA<適格機関投資家限定>	31,913,773円	22,838,216円
グローバル4資産45VA<適格機関投資家限定>	32,880,259円	25,547,253円
4資産バランス30VA2<適格機関投資家限定>	18,238,013円	12,611,865円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	217,201,696円	142,105,008円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	636,066円	392,345円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	1,181,297円	753,782円
外国株式インデックス・ファンドVA3<適格機関投資家限定>	2,168,626,305円	469,975,113円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	186,352,014円	125,147,080円
4資産インデックスバランスVA50<適格機関投資家限定>	30,528,312円	20,627,311円
Tadリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)年金<適格機関投資家限定>	25,490,919円	20,288,508円
Tadリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)<適格機関投資家限定>	22,466,581円	8,621,672円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン	215,387,202円	300,588,586円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン(為替ヘッジあり)	3,571,310,649円	3,288,134,329円
全世界株式インデックス・ファンド	636,267,539円	1,127,072,803円
世界バランス40VA<適格機関投資家限定>	22,492,155円	11,057,591円
世界バランス60VA<適格機関投資家限定>	233,155,898円	125,859,489円
グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	1,552,851円	493,474円
グローバルバランス40VA2<適格機関投資家限定>	1,333,395,514円	900,663,318円
グローバルバランス40VA3<適格機関投資家限定>	50,439,991円	33,789,693円
グローバルバランス50VA<適格機関投資家限定>	26,662,614円	15,298,681円
ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>	18,038,572,556円	19,066,838,483円
計	51,305,848,214円	47,285,974,098円
2 受益権の総数	51,305,848,214口	47,285,974,098口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、株価指数先物取引、為替予約取引があり、株価指数先物取引はファンド資金の流入入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、効率的な運用に資する目的として、また為替予約取引は保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目的に関連して利用しております。これらは、それぞれの取引種類により、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありませぬ。</p>	<p>同左</p>
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p>

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左
	(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	16,648,441,341	38,221,019,076
新株予約権証券	11,650	—
投資証券	△318,399,324	1,011,348,134
合計	16,330,053,667	39,232,367,210

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2020年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI S&P 500	7,126,937,183	—	7,669,258,461	542,321,278
	S&P 60	479,020,105	—	514,030,530	35,010,425
	SPI 200	284,797,727	—	317,397,953	32,600,226

	FTSE100INDEX	515,564,124	—	555,273,061	39,708,937
	FSMI INDEX	470,337,662	—	481,770,283	11,432,621
	EURO STOXX 50	1,004,961,780	—	1,102,668,490	97,706,710
	合 計	9,881,618,581	—	10,640,398,778	758,780,197

(単位：円)

区 分	種 類	(2021年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI S&P 500	2,432,007,097	—	2,539,892,491	107,885,394
	S&P 60	131,520,497	—	136,685,623	5,165,126
	SPI 200	120,353,911	—	117,285,211	△3,068,700
	FTSE100INDEX	117,372,613	—	118,618,434	1,245,821
	FSMI INDEX	103,621,207	—	105,591,972	1,970,765
	EURO STOXX 50	379,603,077	—	374,348,533	△5,254,544
	合 計	3,284,478,402	—	3,392,422,264	107,943,862

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2020年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	5,403,044,009	—	5,350,867,200	△52,176,809
	カナダ・ドル	235,359,825	—	233,395,600	△1,964,225
	オーストラリア・ドル	151,899,475	—	153,011,100	1,111,625
	イギリス・ポンド	326,747,090	—	326,930,800	183,710
	ユーロ	825,493,223	—	827,127,000	1,633,777
	売建				
	アメリカ・ドル	1,826,392,791	—	1,818,588,600	7,804,191
	カナダ・ドル	98,105,095	—	98,313,900	△208,805
	オーストラリア・ドル	70,815,031	—	71,507,700	△692,669
	イギリス・ポンド	162,926,891	—	163,465,400	△538,509
	スイス・フラン	22,980,000	—	22,994,000	△14,000
	香港・ドル	13,401,000	—	13,390,000	11,000
	ユーロ	346,909,536	—	348,264,000	△1,354,464
	合 計	9,484,073,966	—	9,427,855,300	△46,205,178

(単位：円)

区 分	種 類	(2021年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	1,122,965,824	—	1,128,333,536	5,367,712
	カナダ・ドル	40,913,086	—	40,161,015	△752,071
	オーストラリア・ドル	26,823,584	—	26,010,656	△812,928
	イギリス・ポンド	55,267,750	—	54,561,600	△706,150
	ユーロ	137,732,794	—	134,854,965	△2,877,829
	売建				
	アメリカ・ドル	662,376,065	—	659,711,140	2,664,925
	カナダ・ドル	23,686,035	—	23,204,142	481,893
	オーストラリア・ドル	20,848,277	—	20,320,825	527,452
	イギリス・ポンド	50,430,292	—	50,014,800	415,492
	スウェーデン・クローナ	6,266,000	—	6,265,350	650
	ユーロ	81,696,643	—	80,912,979	783,664
合 計	2,229,006,350	—	2,224,351,008	5,092,810	

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
1口当たり純資産額	3.1940円	4.3776円
(1万口当たり純資産額)	(31,940円)	(43,776円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BAKER HUGHES COMPANY	20,549	23.53	483,517.97	
	CHENIERE ENERGY INC	7,111	106.60	758,032.60	
	CHEVRON CORPORATION	60,995	114.85	7,005,275.75	
	CONOCOPHILLIPS	42,888	72.15	3,094,369.20	
	COTERRA ENERGY INC	24,300	20.84	506,412.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	19,900	43.92	874,008.00	
	ENBRIDGE INC	1,050	38.21	40,120.50	
	EOG RESOURCES INC	18,706	88.39	1,653,423.34	
	EXXON MOBIL CORPORATION	132,951	61.59	8,188,452.09	
	HALLIBURTON CO	28,814	22.25	641,111.50	
	HESS CORP	8,700	76.07	661,809.00	
	KINDER MORGAN INC	65,472	16.01	1,048,206.72	
	MARATHON PETROLEUM CORP	20,830	61.78	1,286,877.40	
	OCCIDENTAL PETROLEUM	30,024	30.06	902,521.44	
	ONEOK INC NEW	14,200	62.46	886,932.00	
	PHILLIPS 66	14,083	69.86	983,838.38	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	7,224	183.36	1,324,592.64	
	SCHLUMBERGER LTD	43,962	29.65	1,303,473.30	
	VALERO ENERGY CORP	12,903	68.17	879,597.51	
	WILLIAMS COS	38,341	28.01	1,073,931.41	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS	6,947	291.35	2,024,008.45	
	ALBEMARLE CORP	3,400	275.89	938,026.00	
	AMCOR PLC	21,100	11.58	244,338.00	
	AVERY DENNISON CORP	2,657	215.53	572,663.21	
	BALL CORP	10,304	94.81	976,922.24	
	CELANESE CORPORATION	3,472	159.79	554,790.88	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	7,200	62.96	453,312.00	
	CORTEVA INC	22,968	46.59	1,070,079.12	
	CROWN HOLDINGS INC	4,500	108.40	487,800.00	
	DOW INC	23,435	56.86	1,332,514.10	
	DUPONT DE NEMOURS INC	16,969	77.04	1,307,291.76	
	EASTMAN CHEMICAL CO	4,355	110.18	479,833.90	
	ECOLAB INC	8,126	227.15	1,845,820.90	
	FMC CORP	4,300	103.54	445,222.00	
FREEPORT MCMORAN INC	45,966	37.98	1,745,788.68		
INT'L FLAVORS FRAGRANCES	7,839	147.19	1,153,822.41		
INT'L PAPER CO	11,890	47.22	561,445.80		
LINDE PLC	13,073	320.74	4,193,034.02		
LYONDELLBASELL INDU CL A	8,545	89.17	761,957.65		

MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,000	418.34	836,680.00	
MOSAIC CO/THE	11,301	36.03	407,175.03	
NEWMONT CORPORATION	21,947	55.40	1,215,863.80	
NUCOR CORP	9,471	112.07	1,061,414.97	
PACKAGING CORP OF AMERICA	3,000	133.70	401,100.00	
PPG INDUSTRIES	7,447	157.36	1,171,859.92	
RPM INTERNATIONAL INC	4,300	93.02	399,986.00	
SEALED AIR CORP	4,603	64.20	295,512.60	
SHERWIN-WILLIAMS CO	7,989	334.28	2,670,562.92	
STEEL DYNAMICS INC	6,700	61.40	411,380.00	
VULCAN MATERIALS CO	4,156	199.35	828,498.60	
WESTROCK COMPANY	8,725	46.12	402,397.00	
3M CO	18,282	176.23	3,221,836.86	
ALLEGION PLC W/I	2,900	128.68	373,172.00	
AMETEK INC	7,300	140.01	1,022,073.00	
BOEING CO	17,470	198.50	3,467,795.00	
CARRIER GLOBAL CORP	25,956	55.98	1,453,016.88	
CATERPILLAR	17,171	195.92	3,364,142.32	
CUMMINS ENGINE CO	4,712	217.27	1,023,776.24	
DEERE & CO	9,395	348.09	3,270,305.55	
DOVER CORP	4,614	171.80	792,685.20	
EATON CORP PLC	12,561	167.38	2,102,460.18	
EMERSON ELECTRIC CO	18,949	90.86	1,721,706.14	
FASTENAL CO	18,100	60.94	1,103,014.00	
FORTIVE CORPORATION	9,734	76.23	742,022.82	
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	4,400	102.96	453,024.00	
GENERAC HOLDINGS INC	2,000	424.58	849,160.00	
GENERAL DYNAMICS CORP	7,460	194.44	1,450,522.40	
GENERAL ELECTRIC CO	34,700	98.40	3,414,480.00	
GRAINGER (WW)	1,367	495.58	677,457.86	
HEICO CORP	1,400	140.18	196,252.00	
HEICO CORP-CLASS A	2,300	127.00	292,100.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	21,917	207.66	4,551,284.22	
HOWMET AEROSPACE INC	12,229	28.50	348,526.50	
HUNTINGTON INGALLS IND	1,200	181.72	218,064.00	
IDEX CORP	2,400	234.42	562,608.00	
ILLINOIS TOOL WORKS	10,018	238.11	2,385,385.98	
INGERSOLL-RAND INC	11,627	59.80	695,294.60	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	6,900	58.37	402,753.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	22,924	78.36	1,796,324.64	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	6,370	214.68	1,367,511.60	
LENNOX INTERNATIONAL	1,100	322.12	354,332.00	
LOCKHEED MARTIN	7,798	341.23	2,660,911.54	

CORPORATION				
MASCO CORP	8,190	67.34	551,514.60	
NORDSON CORP	1,600	262.15	419,440.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	4,740	356.39	1,689,288.60	
OTIS WORLDWIDE CORP	12,678	83.58	1,059,627.24	
OWENS CORNING	3,400	87.13	296,242.00	
PACCAR INC	11,106	86.12	956,448.72	
PARKER HANNIFIN CORP	4,028	309.14	1,245,215.92	
PENTAIR PLC	5,234	76.80	401,971.20	
PLUG POWER INC	14,800	41.62	615,976.00	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	47,563	82.94	3,944,875.22	
ROCKWELL AUTOMATION INC	3,722	340.58	1,267,638.76	
ROPER TECHNOLOGIES INC	3,300	481.48	1,588,884.00	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	4,900	57.90	283,710.00	
SMITH (A. O.) CORP	4,300	80.86	347,698.00	
SNAP-ON	1,604	212.82	341,363.28	
STANLEY BLACK & DECKER INC	5,060	184.15	931,799.00	
SUNRUN INC	5,300	47.86	253,658.00	
TEXTRON	7,152	72.79	520,594.08	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	7,631	192.93	1,472,248.83	
TRANSDIGM GROUP INC	1,600	584.22	934,752.00	
UNITED RENTALS INC	2,296	357.02	819,717.92	
WABTEC CORPORATION	5,806	92.47	536,880.82	
XYLEM INC	5,754	123.80	712,345.20	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	4,400	86.08	378,752.00	
CINTAS CORP	2,799	434.73	1,216,809.27	
CLARIVATE PLC	10,300	22.83	235,149.00	
COPART INC	6,700	148.01	991,667.00	
COSTAR GROUP	12,000	79.99	959,880.00	
EQUIFAX INC	3,803	284.06	1,080,280.18	
IHS MARKIT LIMITED	11,802	130.13	1,535,794.26	
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	4,100	146.09	598,969.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	4,500	90.55	407,475.00	
REPUBLIC SERVICES INC	7,102	138.23	981,709.46	
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	3,540	114.76	406,250.40	
ROLLINS	6,925	35.33	244,660.25	
TRANSUNION	5,900	114.13	673,367.00	
VERISK ANALYTICS INC	4,900	229.16	1,122,884.00	
WASTE CONNECTIONS INC	8,163	137.19	1,119,881.97	
WASTE MANAGEMENT (NEW)	13,320	166.83	2,222,175.60	
AMERCO	300	717.23	215,169.00	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	4,400	95.62	420,728.00	
CSX CORP	71,215	35.62	2,536,678.30	

DELTA AIR LINES INC	4,900	36.24	177,576.00	
EXPEDITORS INTL WASH INC	5,384	126.76	682,475.84	
FEDEX CORP	7,940	240.57	1,910,125.80	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	2,657	195.87	520,426.59	
KANSAS CITY SOUTHERN	2,849	296.19	843,845.31	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	4,500	57.83	260,235.00	
LYFT INC-A	7,900	41.82	330,378.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	7,969	268.74	2,141,589.06	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	2,950	357.22	1,053,799.00	
SOUTHWEST AIRLINES CO	4,310	44.54	191,967.40	
UBER TECHNOLOGIES INC	37,800	39.70	1,500,660.00	
UNION PACIFIC CORP	20,866	239.46	4,996,572.36	
UNITED PARCEL SERVICE - CL B	22,697	204.64	4,644,714.08	
APTIV PLC	8,512	165.49	1,408,650.88	
AUTOLIV INC	2,600	95.93	249,418.00	
BORGWARNER INC	7,400	44.81	331,594.00	
FORD MOTOR COMPANY	123,625	19.67	2,431,703.75	
GENERAL MOTORS CO	40,799	59.86	2,442,228.14	
LEAR CORP	1,750	169.00	295,750.00	
TESLA INC	25,700	1,136.99	29,220,643.00	
DR HORTON INC	10,666	98.76	1,053,374.16	
GARMIN LTD	4,500	139.24	626,580.00	
HASBRO INC	4,300	99.13	426,259.00	
LENNAR CORP-CL A	8,712	107.25	934,362.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	3,900	463.26	1,806,714.00	
MOHAWK INDUSTRIES INC	1,900	174.38	331,322.00	
NEWELL BRANDS INC	11,744	22.35	262,478.40	
NIKE B	39,804	169.87	6,761,505.48	
NVR INC	110	5,281.73	580,990.30	
PELOTON INTERACTIVE INC-A	7,700	44.39	341,803.00	
PULTE GROUP INC	8,563	51.51	441,080.13	
VF CORP	10,498	73.73	774,017.54	
WHIRLPOOL CORP	1,974	222.78	439,767.72	
AIRBNB INC-CLASS A	3,900	180.08	702,312.00	
ARAMARK	7,300	34.38	250,974.00	
BOOKING HOLDINGS INC	1,243	2,182.01	2,712,238.43	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	6,500	93.48	607,620.00	
CARNIVAL CORP	24,566	18.16	446,118.56	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	901	1,678.10	1,511,968.10	
DARDEN RESTAURANTS	4,119	141.75	583,868.25	
DOMINO'S PIZZA INC	1,200	533.95	640,740.00	

DRAFTKINGS INC - CL A	9,900	35.20	348,480.00	
EXPEDIA GROUP INC	4,327	166.50	720,445.50	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	8,717	138.07	1,203,556.19	
LAS VEGAS SANDS CORP	11,000	37.26	409,860.00	
MARRIOTT INT'L A	8,744	150.77	1,318,332.88	
MCDONALD'S CORP	23,428	250.30	5,864,028.40	
MELCO RESORTS & ENTERTAINMENT LTD-ADR	6,536	10.12	66,144.32	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	12,300	41.13	505,899.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	7,100	69.89	496,219.00	
STARBUCKS CORP	37,152	110.73	4,113,840.96	
VAIL RESORTS	1,300	333.45	433,485.00	
WYNN RESORTS LTD	3,000	83.00	249,000.00	
YUM! BRANDS INC	9,558	125.25	1,197,139.50	
ACTIVISION BLIZZARD INC	24,500	60.31	1,477,595.00	
ALPHABET INC-CL A	9,412	2,910.61	27,394,661.32	
ALPHABET INC-CL C	9,181	2,922.28	26,829,452.68	
ALTICE USA INC- A	7,200	15.99	115,128.00	
AMC ENTERTAINMENT HLDS-CL A	15,600	36.84	574,704.00	
CABLE ONE INC	200	1,825.97	365,194.00	
CHARTER COMMUNICATION-A	4,125	668.19	2,756,283.75	
COMCAST CORP-CL A	144,012	51.53	7,420,938.36	
DISCOVERY INC-A	5,145	24.59	126,515.55	
DISCOVERY INC-C	9,651	24.05	232,106.55	
DISH NETWORK CORP-A	7,873	33.13	260,832.49	
DISNEY (WALT) CO NEW	57,064	147.81	8,434,629.84	
ELECTRONIC ARTS	9,024	124.88	1,126,917.12	
FOX CORP	5,138	34.49	177,209.62	
FOX CORPORATION-CLASS A	10,569	36.92	390,207.48	
IAC/INTERACTIVECORP	2,500	130.81	327,025.00	
INTERPUBLIC GROUP OF COS	12,239	34.02	416,370.78	
LIBERTY BROADBAND CORP-C	4,900	159.94	783,706.00	
LIBERTY BROADBAND-A	800	156.34	125,072.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	5,900	60.05	354,295.00	
LIBERTY SIRIUSXM GROUP-A	3,073	49.89	153,311.97	
LIBERTY SIRIUSXM GROUP-C	5,362	49.73	266,652.26	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	5,400	107.85	582,390.00	
MATCH GROUP INC	7,994	134.08	1,071,835.52	
META PLATFORMS, INC-A	75,352	338.03	25,471,236.56	
NETFLIX INC	13,907	663.84	9,232,022.88	

NEWS CORP - CLASS A	12,156	21.82	265,243.92
OMNICOM GROUP	6,888	67.47	464,733.36
PINTEREST INC- CLASS A	16,700	40.54	677,018.00
ROKU INC	3,500	231.28	809,480.00
SEA LTD-ADR	2,100	297.96	625,716.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	35,664	6.27	223,613.28
SNAP INC - A	29,300	48.85	1,431,305.00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	3,600	169.60	610,560.00
TWITTER INC	25,547	45.78	1,169,541.66
VIACOMCBS INC	17,915	32.28	578,296.20
ADOVANCE AUTO PARTS	2,150	227.27	488,630.50
AMAZON COM INC	14,288	3,561.57	50,887,712.16
AUTOZONE INC	681	1,838.69	1,252,147.89
BATH & BODY WORKS INC	8,400	75.87	637,308.00
BEST BUY COMPANY INC	6,986	110.95	775,096.70
BURLINGTON STORES INC	2,100	293.37	616,077.00
CARMAX INC	5,350	146.48	783,668.00
CARVANA CO	2,300	291.97	671,531.00
CHEWY INC - CLASS A	2,600	68.66	178,516.00
DOLLAR GENERAL CORP	7,409	225.07	1,667,543.63
DOLLAR TREE INC	7,403	141.35	1,046,414.05
DOORDASH INC - A	2,300	183.01	420,923.00
EBAY INC	21,322	70.55	1,504,267.10
ETSY INC	4,000	281.48	1,125,920.00
GENUINE PARTS CO	4,600	132.91	611,386.00
HOME DEPOT	33,439	406.82	13,603,653.98
LKQ CORP	9,065	57.60	522,144.00
LOWE'S COMPANIES	22,206	248.58	5,519,967.48
MERCADOLIBRE	1,400	1,234.10	1,727,740.00
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	2,228	644.15	1,435,166.20
POOL CORP	1,300	560.10	728,130.00
ROSS STORES INC	11,212	111.66	1,251,931.92
TARGET CORP	15,505	249.16	3,863,225.80
TJX COMPANIES INC	38,022	70.67	2,687,014.74
TRACTOR SUPPLY COMPANY	3,744	226.70	848,764.80
ULTA BEAUTY INC	1,616	401.42	648,694.72
WAYFAIR INC- CLASS A	2,300	267.51	615,273.00
COSTCO WHOLESALE CORP	13,887	554.88	7,705,618.56
KROGER CO	22,592	42.35	956,771.20
SYSCO CORP	15,303	73.20	1,120,179.60
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	23,229	46.08	1,070,392.32
WALMART INC	48,616	142.63	6,934,100.08
ALTRIA GROUP INC	58,032	43.48	2,523,231.36
ARCHER-DANIELS-MIDLAND	17,884	64.81	1,159,062.04
BOSTON BEER COMPANY INC-A	300	442.37	132,711.00
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	9,880	74.19	732,997.20

BUNGE LIMITED	4,675	90.58	423,461.50	
CAMPBELL SOUP CO (US)	5,510	41.20	227,012.00	
COCA-COLA CO	128,607	54.58	7,019,370.06	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	1,500	51.82	77,730.00	
CONAGRA BRANDS INC	15,527	31.51	489,255.77	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	5,316	226.97	1,206,572.52	
GENERAL MILLS	19,361	63.52	1,229,810.72	
HORMEL FOODS CORP	9,900	42.49	420,651.00	
JM SMUCKER CO	3,588	129.37	464,179.56	
KELLOGG CO	8,187	63.87	522,903.69	
KEURIG DR PEPPER INC	22,000	35.17	773,740.00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	4,600	53.29	245,134.00	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	7,898	86.99	687,047.02	
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	6,400	45.33	290,112.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	44,461	60.64	2,696,115.04	
MONSTER BEVERAGE CORP	12,540	86.85	1,089,099.00	
PEPSICO INC	43,536	164.14	7,145,999.04	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I	48,951	87.35	4,275,869.85	
THE HERSHEY COMPANY	4,700	179.16	842,052.00	
THE KRAFT HEINZ CO/THE	21,555	34.78	749,682.90	
TYSON FOODS INC-CL A	9,426	81.88	771,800.88	
CHURCH & DWIGHT CO INC	7,900	93.75	740,625.00	
CLOROX CO	3,983	169.16	673,764.28	
COLGATE-PALMOLIVE CO	25,162	77.71	1,955,339.02	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	7,213	340.05	2,452,780.65	
KIMBERLY-CLARK CORP	10,757	135.04	1,452,625.28	
PROCTER & GAMBLE CO	76,939	149.02	11,465,449.78	
ABBOTT LABORATORIES	55,877	128.03	7,153,932.31	
ABIOMED INC	1,400	319.12	446,768.00	
ALIGN TECHNOLOGY	2,400	634.47	1,522,728.00	
AMERISOURCEBERGEN CORP	4,942	120.23	594,176.66	
ANTHEM INC	7,755	416.22	3,227,786.10	
BAXTER INTERNATIONAL	15,843	76.03	1,204,543.29	
BECTON DICKINSON	9,209	243.61	2,243,404.49	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	44,448	38.59	1,715,248.32	
CARDINAL HEALTH INC	9,271	47.47	440,094.37	
CENTENE CORP	18,322	73.77	1,351,613.94	
CERNER CORP	9,388	72.86	684,009.68	
CIGNA CORP	10,728	199.61	2,141,416.08	
CVS HEALTH CORPORATION	41,421	92.02	3,811,560.42	
DAVITA INC	2,100	96.91	203,511.00	
DENTSPLY SIRONA INC	6,800	48.69	331,092.00	

DEXCOM INC	3,000	571.01	1,713,030.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	19,700	110.71	2,180,987.00	
HCA HEALTHCARE INC	8,533	229.92	1,961,907.36	
HENRY SCHEIN INC	4,500	73.77	331,965.00	
HOLOGIC INC	7,916	75.97	601,378.52	
HUMANA	4,049	428.07	1,733,255.43	
IDEXX LABORATORIES	2,700	631.30	1,704,510.00	
INSULET CORP	2,100	295.87	621,327.00	
INTUITIVE SURGICAL INC COM NEW	11,214	334.74	3,753,774.36	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	3,044	291.92	888,604.48	
MASIMO CORP	1,700	288.29	490,093.00	
MCKESSON CORP	5,058	223.27	1,129,299.66	
MEDTRONIC PLC	42,305	110.28	4,665,395.40	
MOLINA HEALTHCARE INC	1,900	297.53	565,307.00	
NOVOCURE LTD	2,700	93.35	252,045.00	
OAK STREET HEALTH INC	2,900	30.67	88,943.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	4,246	156.70	665,348.20	
RESMED INC	4,533	256.92	1,164,618.36	
STERIS PLC	3,100	226.69	702,739.00	
STRYKER CORP	10,667	243.50	2,597,414.50	
TELADOC HEALTH INC	4,200	106.41	446,922.00	
TELEFLEX	1,500	308.95	463,425.00	
THE COOPER COS INC	1,531	381.19	583,601.89	
UNITED HEALTH GROUP INC	29,691	452.00	13,420,332.00	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	2,420	121.27	293,473.40	
VEEVA SYSTEMS A	4,300	294.09	1,264,587.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	6,531	123.50	806,578.50	
10X GENOMICS INC-CLASS A	2,100	144.45	303,345.00	
ABBVIE INC	55,457	116.89	6,482,368.73	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	9,720	153.42	1,491,242.40	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	3,700	180.74	668,738.00	
AMGEN INC	18,014	203.47	3,665,308.58	
AVANTOR INC	16,300	39.78	648,414.00	
BIOGEN INC	4,701	236.11	1,109,953.11	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	5,721	87.40	500,015.40	
BIO-RAD LABORATORIES-A	700	749.56	524,692.00	
BIO-TECHNE CORP	1,200	479.69	575,628.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	70,576	54.64	3,856,272.64	
CATALENT INC	5,200	133.96	696,592.00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	1,600	375.31	600,496.00	

DANAHER CORP	20,269	326.52	6,618,233.88
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	13,456	30.19	406,236.64
EXACT SCIENCES CORP	5,000	86.57	432,850.00
GILEAD SCIENCES INC	39,710	70.65	2,805,511.50
HORIZON THERAPEUTICS PLC	6,600	102.08	673,728.00
ILLUMINA INC	4,600	370.81	1,705,726.00
INCYTE CORP	5,908	70.37	415,745.96
IQIVA HOLDINGS INC	6,032	266.69	1,608,674.08
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	1,901	122.41	232,701.41
JOHNSON & JOHNSON	82,925	159.75	13,247,268.75
LILLY (ELI) & CO	25,709	254.83	6,551,424.47
MERCK & CO	79,460	74.89	5,950,759.40
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL	707	1,536.22	1,086,107.54
MODERNA INC	10,700	368.51	3,943,057.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	2,900	84.74	245,746.00
NOVAVAX INC	2,200	193.96	426,712.00
PERKINELMER INC	3,500	185.22	648,270.00
PFIZER	176,188	52.40	9,232,251.20
PPD INC	4,200	47.20	198,240.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	3,277	654.40	2,144,468.80
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	5,300	41.34	219,102.00
SEAGEN INC/WA	3,900	165.31	644,709.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	10,200	8.59	87,618.00
THERMO ELECTRON CORP	12,371	648.77	8,025,933.67
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	8,210	190.11	1,560,803.10
VIATRIS INC	39,471	12.52	494,176.92
WATERS CORPORATION	1,927	341.22	657,530.94
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	2,300	447.38	1,028,974.00
ZOETIS INC	14,895	223.55	3,329,777.25
BANK OF AMERICA CORP	242,287	45.59	11,045,864.33
CITIGROUP INC	64,851	65.04	4,217,909.04
CITIZENS FINANCIAL GROUP	13,300	48.78	648,774.00
FIFTH THIRD BANCORP	22,520	42.99	968,134.80
FIRST REPUBLIC BANK/CA	5,506	214.45	1,180,761.70
HUNTINGTON BANCSHARES INC	46,615	15.37	716,472.55
JPMORGAN CHASE & CO	95,090	161.23	15,331,360.70
KEYCORP	31,791	22.83	725,788.53
M & T BANK CORP	4,191	152.16	637,702.56

PNC BANK CORP	13,387	200.88	2,689,180.56
REGIONS FINANCIAL CORP	30,245	23.54	711,967.30
SVB FINANCIAL GROUP	1,800	724.50	1,304,100.00
TRUIST FINANCIAL CORPORATION	42,738	61.06	2,609,582.28
US BANCORP	44,935	57.40	2,579,269.00
WELLS FARGO COMPANY	130,297	49.16	6,405,400.52
ALLY FINANCIAL INC.	11,775	47.71	561,785.25
AMERICAN EXPRESS	21,415	157.86	3,380,571.90
AMERIPRISE FINANCIAL INC	3,696	293.71	1,085,552.16
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	5,700	73.35	418,095.00
BANK NEW YORK MELLO CORP	25,757	57.01	1,468,406.57
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	41,634	282.12	11,745,784.08
BLACKROCK INC	4,790	928.00	4,445,120.00
BLACKSTONE INC	21,700	148.88	3,230,696.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	14,099	147.02	2,072,834.98
CARLYLE GROUP INC/THE	4,400	56.80	249,920.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,500	129.70	453,950.00
CME GROUP INC	11,389	225.33	2,566,283.37
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	9,632	113.32	1,091,498.24
EQUITABLE HOLDINGS INC	12,500	32.24	403,000.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,200	469.43	563,316.00
FRANKLIN RESOURCES INC	9,205	33.75	310,668.75
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	1,500	50.49	75,735.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	10,684	386.54	4,129,793.36
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	17,825	131.90	2,351,117.50
INVESCO LTD	11,980	23.24	278,415.20
KKR & CO INC	16,600	76.31	1,266,746.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,200	352.96	423,552.00
MOODY'S CORPORATION	5,349	397.27	2,124,997.23
MORGAN STANLEY	43,799	97.23	4,258,576.77
MSCI INC	2,570	645.49	1,658,909.30
NASDAQ INC	3,640	209.08	761,051.20
NORTHERN TRUST CORP	6,305	119.94	756,221.70
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	5,872	100.57	590,547.04
S&P GLOBAL INC	7,578	464.93	3,523,239.54
SCHWAB (CHARLES) CORP	45,435	80.10	3,639,343.50
SEI INVESTMENTS CO COM	4,200	61.52	258,384.00
STATE STREET CORP	11,131	93.19	1,037,297.89
SYNCHRONY FINANCIAL	18,215	47.12	858,290.80

T ROWE PRICE GROUP INC	7,193	207.02	1,489,094.86	
TRADEWEB MARKETS INC- CLASS A	2,600	97.30	252,980.00	
VOYA FINANCIAL INC	3,954	62.25	246,136.50	
AFLAC	20,110	55.70	1,120,127.00	
ALLEGHANY CORP	448	664.73	297,799.04	
ALLSTATE CORP	9,328	113.14	1,055,369.92	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,300	138.14	317,722.00	
AMERICAN INT'L GROUP	27,217	54.95	1,495,574.15	
AON PLC	7,034	296.69	2,086,917.46	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	12,750	41.73	532,057.50	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	6,100	164.81	1,005,341.00	
ASSURANT INC	1,800	156.04	280,872.00	
ATHENE HLDG LTD CLASS A	3,800	84.25	320,150.00	
BROWN & BROWN INC	7,600	65.41	497,116.00	
CHUBB LTD	14,284	185.04	2,643,111.36	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	4,937	118.46	584,837.02	
ERIE INDEMNITY COMPANY- CL A	800	204.19	163,352.00	
EVEREST RE GROUP LTD	1,200	264.37	317,244.00	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	8,502	49.95	424,674.90	
GLOBE LIFE INC	3,150	88.47	278,680.50	
HARTFORD FINANCIAL SVCS	11,309	68.61	775,910.49	
LINCOLN NATIONAL CORP	5,515	68.34	376,895.10	
LOEWS CORP	7,005	55.11	386,045.55	
MARKEL CORP	435	1,243.74	541,026.90	
MARSH & MCLENNAN COS	16,075	167.03	2,685,007.25	
METLIFE INC	23,571	59.89	1,411,667.19	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	8,686	70.92	616,011.12	
PROGRESSIVE CORP	18,489	94.97	1,755,900.33	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	12,535	105.03	1,316,551.05	
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	1,728	155.10	268,012.80	
TRAVELERS COS INC/THE ST. PAUL TRAVELERS	8,034	152.40	1,224,381.60	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	4,028	230.39	928,010.92	
WR BERKLEY CORP	4,415	79.47	350,860.05	
CBRE GROUP INC-A	10,684	97.96	1,046,604.64	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	39,400	5.56	219,064.00	
ZILLOW GROUP INC-A	2,000	54.16	108,320.00	
ZILLOW GROUP INC-C	4,800	54.26	260,448.00	
ACCENTURE PLC-CL A	20,097	365.82	7,351,884.54	
ADOBE INC	15,028	687.49	10,331,599.72	

AKAMAI TECHNOLOGIES	5,172	114.26	590,952.72	
ANSYS INC	2,700	397.72	1,073,844.00	
AUTODESK INC	6,937	261.15	1,811,597.55	
AUTOMATIC DATA PROCESS	13,363	235.90	3,152,331.70	
AVALARA INC	2,500	142.70	356,750.00	
BENTLEY SYSTEMS INC- CLASS B	5,300	50.06	265,318.00	
BLACK KNIGHT INC	5,000	73.14	365,700.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	3,700	175.51	649,387.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	8,700	186.69	1,624,203.00	
CERIDIAN HCM HOLDING INC	4,200	112.97	474,474.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	3,503	111.11	389,218.33	
CITRIX SYSTEMS INC	3,870	82.37	318,771.90	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	7,000	191.09	1,337,630.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	16,855	79.71	1,343,512.05	
COUPA SOFTWARE INC	2,200	202.66	445,852.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	5,900	224.57	1,324,963.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1,200	176.96	212,352.00	
DATADOG INC - CLASS A	5,800	182.99	1,061,342.00	
DOCUSIGN INC	6,100	251.50	1,534,150.00	
DROPBOX INC-CLASS A	10,800	24.95	269,460.00	
DYNATRACE INC	5,600	64.47	361,032.00	
EPAM SYSTEMS INC	1,800	634.17	1,141,506.00	
FAIR ISAAC CORP	900	350.66	315,594.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	19,696	105.39	2,075,761.44	
FISERV INC	18,902	97.47	1,842,377.94	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	2,581	212.98	549,701.38	
FORTINET INC	4,400	343.30	1,510,520.00	
GARTNER INC	2,800	325.00	910,000.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	9,278	120.26	1,115,772.28	
GODADDY INC-CLASS A	5,500	69.09	379,995.00	
GUIDEWIRE SOFTWARE INC	2,400	118.47	284,328.00	
HUBSPOT INC	1,400	851.91	1,192,674.00	
IBM CORP	28,261	118.50	3,348,928.50	
INTUIT CORP	8,626	694.66	5,992,137.16	
JACK HENRY & ASSOCIATES, INC.	2,500	152.31	380,775.00	
MASTERCARD INC-CLASS A	27,814	323.01	8,984,200.14	
MICROSOFT CORP	224,932	336.63	75,718,859.16	
MONGODB INC	1,600	525.98	841,568.00	
NORTONLIFELOCK INC	18,700	25.31	473,297.00	

OKTA INC	3,800	223.61	849,718.00
ORACLE CORP	58,859	92.94	5,470,355.46
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	47,900	21.07	1,009,253.00
PALO ALTO NETWORKS INC	3,040	551.18	1,675,587.20
PAYCHEX INC	10,351	123.73	1,280,729.23
PAYCOM SOFTWARE INC	1,600	447.43	715,888.00
PAYPAL HOLDINGS INC	35,122	187.24	6,576,243.28
PTC INC	3,600	110.32	397,152.00
RINGCENTRAL INC-CLASS A	2,400	222.08	532,992.00
SALESFORCE COM INC COM	30,627	296.74	9,088,255.98
SERVICENOW INC	6,184	672.82	4,160,718.88
SNOWFLAKE INC-CLASS A	6,000	364.78	2,188,680.00
SPLUNK INC	5,100	125.00	637,500.00
SQUARE INC - A	12,200	212.87	2,597,014.00
SS&C TECHNOLOGIES HLDGS	7,200	78.48	565,056.00
SYNOPSIS INC	4,815	355.87	1,713,514.05
TRADE DESK INC/THE - CLASS A	13,000	107.06	1,391,780.00
TWILIO INC - A	5,000	293.23	1,466,150.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,300	521.28	677,664.00
UNITY SOFTWARE INC	1,700	170.33	289,561.00
VERISIGN INC	3,199	244.46	782,027.54
VISA INC-CLASS A SHARES	53,195	196.29	10,441,646.55
VMWARE INC	6,623	120.38	797,276.74
WESTERN UNION CO	12,816	16.16	207,106.56
WIX.COM LTD	1,800	159.37	286,866.00
WORKDAY INC CLASS A	5,672	281.59	1,597,178.48
ZENDESK INC	3,700	95.11	351,907.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	6,700	218.98	1,467,166.00
ZSCALER INC	2,300	355.92	818,616.00
AMPHENOL CORP-CL A	19,000	82.93	1,575,670.00
APPLE INC	524,668	160.24	84,072,800.32
ARISTA NETWORKS	7,200	126.60	911,520.00
ARROW ELECTRONICS INC	2,400	124.42	298,608.00
CDW CORP/DE	4,500	194.80	876,600.00
CISCO SYSTEMS	132,382	55.76	7,381,620.32
COGNEX CORP	5,700	78.66	448,362.00
CORNING	24,428	38.46	939,500.88
DELL TECHNOLOGIES INC-C	8,677	57.57	499,534.89
F5 INC	1,900	231.07	439,033.00
HEWLETT-PACKARD CO	39,103	35.93	1,404,970.79
HP ENTERPRISE CO	40,476	14.61	591,354.36
IPG PHOTONICS CORP	1,200	163.18	195,816.00
JUNIPER NETWORKS INC	10,008	31.84	318,654.72
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	6,000	197.74	1,186,440.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	5,443	259.50	1,412,458.50
NETAPP INC	7,248	91.52	663,336.96

SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	6,678	104.06	694,912.68	
TE CONNECTIVITY LTD	10,462	159.39	1,667,538.18	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,500	431.88	647,820.00	
TRIMBLE INC	7,843	86.53	678,654.79	
WESTERN DIGITAL CORP	9,492	58.99	559,933.08	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,700	607.20	1,032,240.00	
AT & T INC	224,183	23.89	5,355,731.87	
LIBERTY GLOBAL PLC A	5,899	27.64	163,048.36	
LIBERTY GLOBAL PLC SERIES C	11,580	27.92	323,313.60	
LUMEN TECHNOLOGIES INC	30,289	12.95	392,242.55	
T MOBILE US INC	19,590	113.40	2,221,506.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	130,484	51.66	6,740,803.44	
AES CORPORATION	21,062	23.62	497,484.44	
ALLIANT ENERGY CORP	8,290	57.28	474,851.20	
AMEREN CORPORATION	7,877	85.09	670,253.93	
AMERICAN ELECTRIC POWER	15,685	83.31	1,306,717.35	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	5,800	173.32	1,005,256.00	
ATMOS ENERGY CORP	4,058	93.80	380,640.40	
CENTERPOINT ENERGY INC	18,256	26.59	485,427.04	
CMS ENERGY CORP	9,100	61.13	556,283.00	
CONSOLIDATED EDISON	10,559	80.35	848,415.65	
DOMINION ENERGY INC	25,360	74.42	1,887,291.20	
DTE ENERGY	6,066	111.49	676,298.34	
DUKE ENERGY CORP	24,165	100.22	2,421,816.30	
EDISON INTERNATIONAL	11,916	66.07	787,290.12	
ENTERGY CORP	6,320	105.07	664,042.40	
ESSENTIAL UTILITIES INC	7,400	48.44	358,456.00	
EVERGY INC	7,100	65.26	463,346.00	
EVERSOURCE ENERGY	10,771	85.27	918,443.17	
EXELON CORP	30,809	54.17	1,668,923.53	
FIRSTENERGY CORP	17,116	39.05	668,379.80	
NEXTERA ENERGY INC	61,560	88.66	5,457,909.60	
NISOURCE INC	12,800	25.25	323,200.00	
NRG ENERGY INC	8,100	36.63	296,703.00	
P G & E CORP	48,600	12.38	601,668.00	
PINNACLE WEST CAPITAL	3,797	66.29	251,703.13	
PPL CORPORATION	24,466	28.44	695,813.04	
PUBLIC SV ENTERPRISE CO	16,002	64.25	1,028,128.50	
SEMPRA ENERGY	10,041	124.20	1,247,092.20	
SOUTHERN CO	33,439	62.82	2,100,637.98	
UGI CORP	6,500	43.40	282,100.00	
VISTRA CORP	14,900	20.09	299,341.00	
WEC ENERGY GROUP INC	9,986	90.49	903,633.14	
XCEL ENERGY INC	16,544	65.59	1,085,120.96	
ADVANCED MICRO DEVICES	38,100	161.91	6,168,771.00	

	ANALOG DEVICES	17,066	183.20	3,126,491.20	
	APPLIED MATERIALS	28,941	151.22	4,376,458.02	
	BROADCOM INC	12,846	564.34	7,249,511.64	
	ENPHASE ENERGY INC	3,800	256.71	975,498.00	
	INTEL CORP	126,828	50.00	6,341,400.00	
	KLA CORPORATION	4,748	413.84	1,964,912.32	
	LAM RESEARCH CORP	4,500	680.54	3,062,430.00	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	25,400	75.02	1,905,508.00	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	16,420	84.40	1,385,848.00	
	MICRON TECHNOLOGY	35,230	86.14	3,034,712.20	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,400	564.32	790,048.00	
	NVIDIA CORP	78,300	333.76	26,133,408.00	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	8,691	223.94	1,946,262.54	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	13,000	63.02	819,260.00	
	QORVO INC	3,625	150.84	546,795.00	
	QUALCOMM	35,418	183.74	6,507,703.32	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC.	5,251	154.92	813,484.92	
	SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	1,700	347.21	590,257.00	
	TERADYNE INC	5,300	154.45	818,585.00	
	TEXAS INSTRUMENTS	29,086	194.38	5,653,736.68	
	XILINX INC	7,710	233.08	1,797,046.80	
	アメリカ・ドル 小計	9,850,124		1,292,835,278.39 (147,085,869,622)	
カナダ・ドル	CAMECO CORP	12,122	31.83	385,843.26	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	37,290	53.43	1,992,404.70	
	CENOVUS ENERGY INC	32,348	15.86	513,039.28	
	ENBRIDGE INC	63,071	48.74	3,074,080.54	
	IMPERIAL OIL LTD	8,285	42.85	355,012.25	
	KEYERA CORP	6,842	28.79	196,981.18	
	PARKLAND CORPORATION	5,300	34.17	181,101.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	17,149	38.55	661,093.95	
	SUNCOR ENERGY INC	46,930	31.95	1,499,413.50	
	TC ENERGY CORP	29,707	61.02	1,812,721.14	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	7,704	64.60	497,678.40	
	B2GOLD CORP	33,500	5.12	171,520.00	
	BARRICK GOLD CORP	56,180	24.43	1,372,477.40	
	CCL INDUSTRIES INC	4,700	63.46	298,262.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	18,528	28.07	520,080.96	
	FRANCO NEV CORP	6,062	179.96	1,090,917.52	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	17,900	10.33	184,907.00	
	KINROSS GOLD CORP	40,963	7.70	315,415.10	
	KIRKLAND LAKE GOLD LTD	8,100	50.92	412,452.00	
	LUNDIN MINING CORP	20,600	10.42	214,652.00	
NEWMONT CORPORATION	3,488	70.67	246,496.96		
NUTRIEN LTD	17,953	87.26	1,566,578.78		

PAN AMERICAN SILVER CORP	6,800	32.62	221,816.00	
TECK RESOURCES LTD	14,708	33.89	498,454.12	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	2,800	106.73	298,844.00	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	14,347	53.95	774,020.65	
YAMANA GOLD INC	30,600	5.16	157,896.00	
BALLARD POWER SYSTEMS INC	7,000	19.57	136,990.00	
CAE Inc.	9,550	31.54	301,207.00	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	2,800	110.94	310,632.00	
WSP GLOBAL INC	3,500	181.84	636,440.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	4,700	51.18	240,546.00	
RITCHIE BROS AUCTIONEERS	3,500	88.66	310,310.00	
THOMSON REUTERS CORPORATION	5,462	156.00	852,072.00	
AIR CANADA	4,800	21.30	102,240.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	22,525	163.76	3,688,694.00	
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	21,065	91.44	1,926,183.60	
MAGNA INTERNATIONAL INC	8,938	100.37	897,107.06	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	6,015	53.28	320,479.20	
RESTAURANT BRANDS INTERN	8,533	72.96	622,567.68	
QUEBECOR INC -CL B	5,900	29.00	171,100.00	
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	14,556	37.24	542,065.44	
CANADIAN TIRE CORP.	1,831	174.05	318,685.55	
DOLLARAMA INC	9,385	56.41	529,407.85	
ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	26,500	47.51	1,259,015.00	
EMPIRE CO LTD 'A'	5,266	37.11	195,421.26	
LOBLAW COMPANIES LTD	5,472	96.86	530,017.92	
METRO INC	8,018	62.15	498,318.70	
WESTON (GEORGE)	2,590	136.48	353,483.20	
SAPUTO INC	8,307	28.98	240,736.86	
BAUSCH HEALTH COMPANIES INC	9,891	31.79	314,434.89	
CANOPY GROWTH CORP	7,300	14.09	102,857.00	
BANK OF MONTREAL	20,294	137.01	2,780,480.94	
BANK OF NOVA SCOTIA	38,322	81.43	3,120,560.46	
CANADIAN IMPERIAL BANK	14,114	145.59	2,054,857.26	
NATIONAL BANK OF CANADA	10,746	101.87	1,094,695.02	
ROYAL BANK OF CANADA	44,742	129.73	5,804,379.66	
TRONTO-DOMINION BANK	57,448	93.59	5,376,558.32	
BROOKFIELD ASSET	40,645	73.87	3,002,446.15	

	MANAGE-CL A				
	IGM FINANCIAL INC	2,833	48.87	138,448.71	
	ONEX CORPORATION	2,309	95.61	220,763.49	
	TMX GROUP LTD	1,800	128.61	231,498.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	857	566.74	485,696.18	
	GREAT-WEST LIFECO INC	8,646	37.45	323,792.70	
	IA FINANCIAL CORP INC	3,293	69.88	230,114.84	
	INTACT FINANCIAL CORP	5,000	161.36	806,800.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	61,320	23.92	1,466,774.40	
	POWER CORP OF CANADA	17,433	41.83	729,222.39	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	18,791	68.67	1,290,377.97	
	FIRSTSERVICE CORP	1,300	253.08	329,004.00	
	BLACKBERRY LTD	18,500	12.56	232,360.00	
	CGI INC	6,884	107.43	739,548.12	
	CONSTELLATION SOFTWARE	655	2,205.32	1,444,484.60	
	LIGHTSPEED COMMERCE INC-SUB VOTE	2,900	68.16	197,664.00	
	NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	1,500	122.83	184,245.00	
	OPEN TEXT CORP	8,584	62.04	532,551.36	
	SHOPIFY INC - CLASS A	3,500	2,000.00	7,000,000.00	
	BCE INC	2,115	64.86	137,178.90	
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	11,304	57.72	652,466.88	
	TELUS CORP	13,164	29.49	388,206.36	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	20,000	17.54	350,800.00	
	ALTAGAS LTD	9,613	24.94	239,748.22	
	ATCO LTD -CLASS I	2,614	42.54	111,199.56	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	4,050	47.72	193,266.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	4,700	35.30	165,910.00	
	EMERA	8,200	59.35	486,670.00	
	FORTIS INC	14,730	55.96	824,290.80	
	HYDRO ONE	10,900	31.12	339,208.00	
	NORTHLAND POWER INC	6,500	38.84	252,460.00	
	カナダ・ドル 小計	1,277,687		78,873,900.19 (7,040,284,331)	
	AMPOL LIMITED	7,690	28.93	222,471.70	
	OIL SEARCH LTD	61,696	3.91	241,231.36	
	SANTOS	55,340	6.39	353,622.60	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	3,774	31.11	117,409.14	
	WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	30,288	21.24	643,317.12	
	AMCOR PLC-CDI	26,650	16.26	433,329.00	
	BHP GROUP LIMITED	93,340	38.57	3,600,123.80	
	BLUESCOPE STEEL LTD	15,345	20.33	311,963.85	
	オーストラリア・ドル				

EVOLUTION MINING LTD	52,484	4.12	216,234.08	
FORTESCUE METALS GROUP LTD	53,484	17.60	941,318.40	
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	13,928	54.93	765,065.04	
NEWCREST MINING	25,883	24.18	625,850.94	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	33,945	9.66	327,908.70	
ORICA	13,202	14.38	189,844.76	
RIO TINTO LTD	11,912	95.39	1,136,285.68	
SOUTH32 LTD	151,335	3.57	540,265.95	
REECE LTD	8,674	23.46	203,492.04	
BRAMBLES LTD	46,352	10.10	468,155.20	
AURIZON HOLDINGS LTD	57,849	3.41	197,265.09	
QANTAS AIRWAYS LTD	26,005	4.90	127,424.50	
SYDNEY AIRPORT	44,367	8.24	365,584.08	
TRANSURBAN GROUP	97,503	13.69	1,334,816.07	
ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	18,927	44.59	843,954.93	
CROWN RESORTS LTD	13,347	11.10	148,151.70	
DOMINO'S PIZZA ENTERPRISES L	1,813	130.17	235,998.21	
TABCORP HOLDINGS LIMITED	69,014	4.99	344,379.86	
REA GROUP LTD	1,843	161.00	296,723.00	
SEEK LTD	10,386	34.30	356,239.80	
WESFARMERS LIMITED	35,855	58.21	2,087,119.55	
COLES GROUP LTD	41,949	18.03	756,340.47	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	39,995	6.85	273,965.75	
WOOLWORTHS GROUP LTD	39,995	40.10	1,603,799.50	
TREASURY WINE ESTATES LTD	23,596	11.92	281,264.32	
COCHLEAR LIMITED	2,169	226.67	491,647.23	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	5,676	66.20	375,751.20	
SONIC HEALTHCARE LIMITED	14,220	42.70	607,194.00	
CSL LIMITED	14,413	307.00	4,424,791.00	
AUST AND NZ BANKING GROUP LT	89,039	26.62	2,370,218.18	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	55,661	93.78	5,219,888.58	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	103,276	27.20	2,809,107.20	
WESTPAC BANKING	114,339	20.92	2,391,971.88	
AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	5,948	91.02	541,386.96	
MACQUARIE GROUP LIMITED	10,855	194.01	2,105,978.55	
MAGELLAN FINANCIAL GROUP LTD	4,485	32.63	146,345.55	
INSURANCE AUSTRALIA	79,212	4.37	346,156.44	

	GROUP				
	MEDIBANK PRIVATE LTD.	90,832	3.36	305,195.52	
	QBE INSURANCE GROUP	45,272	11.60	525,155.20	
	SUNCORP GROUP LTD	39,755	10.65	423,390.75	
	LENLEASE GROUP	22,675	10.60	240,355.00	
	AFTERPAY LTD	6,922	110.55	765,227.10	
	COMPUTERSHARE LIMITED	17,526	19.14	335,447.64	
	WISETECH GLOBAL LTD	4,977	51.81	257,858.37	
	XERO LTD	3,801	141.21	536,739.21	
	TELSTRA CORP	139,345	4.00	557,380.00	
	AGL ENERGY LIMITED	20,123	5.33	107,255.59	
	APA GROUP	37,312	9.70	361,926.40	
	AUSNET SERVICES	58,686	2.52	147,888.72	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	54,587	4.92	268,568.04	
オーストラリア・ドル 小計		2,268,872		47,253,740.50 (3,841,256,565)	
イギリス・ポンド	BP PLC	641,933	3.28	2,103,614.44	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	129,892	15.95	2,071,517.61	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	117,350	15.94	1,870,559.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	40,697	26.84	1,092,103.99	
	ANTOFAGASTA PLC	12,248	13.98	171,227.04	
	BHP GROUP PLC	66,865	20.19	1,350,004.35	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	4,297	100.65	432,493.05	
	EVRAZ PLC	15,586	5.72	89,151.92	
	GLENCORE PLC	315,945	3.57	1,128,397.56	
	JOHNSON MATTHEY PLC	5,926	21.33	126,401.58	
	MONDI PLC	15,220	17.48	266,045.60	
	RIO TINTO PLC REG	35,548	46.22	1,642,850.82	
	ASHTREAD GROUP PLC	14,379	61.30	881,432.70	
	BAE SYSTEMS PLC	101,426	5.50	557,640.14	
	BUNZL PLC	10,544	28.67	302,296.48	
	DCC (GB)	3,108	56.34	175,104.72	
	FERGUSON PLC	7,102	115.55	820,636.10	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	137,016	1.46	200,111.86	
	ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	275,677	1.23	337,704.32	
	SMITHS GROUP PLC	12,135	14.56	176,685.60	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	2,332	158.40	369,388.80	
	EXPERIAN PLC	28,957	33.83	979,615.31	
	INTERTEK GROUP PLC	5,059	54.80	277,233.20	
	RELX PLC	48,945	23.43	1,146,781.35	
	RENTOKIL INITIAL PLC	58,121	6.19	359,536.50	
BARRATT DEVELOPMENTS	31,827	6.93	220,497.45		
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	3,655	43.25	158,078.75		
BURBERRY GROUP PLC	12,728	17.95	228,467.60		
PERSIMMON PLC	10,113	27.59	279,017.67		

TAYLOR WIMPEY PLC	117,244	1.56	182,314.42	
COMPASS GROUP PLC	56,372	15.22	857,981.84	
ENTAIN PLC	18,250	17.46	318,645.00	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	5,440	46.00	250,240.00	
WHITBREAD PLC	6,304	28.75	181,240.00	
AUTO TRADER GROUP PLC	29,463	7.32	215,787.01	
INFORMA PLC	47,051	4.74	223,021.74	
PEARSON	23,445	6.15	144,092.97	
WPP PLC	39,152	10.61	415,206.96	
JD SPORTS FASHION PLC	15,740	11.42	179,672.10	
KINGFISHER PLC	65,693	3.26	214,159.18	
NEXT PLC	4,175	79.62	332,413.50	
OCADO GROUP PLC	15,282	18.34	280,271.88	
SAINSBURY (J) PLC	50,437	2.90	146,115.98	
TESCO PLC	248,049	2.79	692,056.71	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	11,166	19.07	212,935.62	
BRITISH AMERICAN TOBACCO	68,600	25.56	1,753,416.00	
COCA COLA HBC AG CDI	6,210	23.53	146,121.30	
DIAGEO	73,345	38.24	2,804,346.07	
IMPERIAL BRANDS PLC	29,788	15.63	465,586.44	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	22,522	61.64	1,388,256.08	
UNILEVER PLC	39,665	39.21	1,555,264.65	
SMITH&NEOHEW PLC	27,959	12.40	346,691.60	
ASTRAZENECA PLC	48,630	83.67	4,068,872.10	
GLAXOSMITHKLINE PLC	158,910	15.25	2,423,377.50	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	5,911	22.30	131,815.30	
BARCLAYS PLC	530,826	1.83	972,897.89	
HSBC HOLDINGS PLC	645,413	4.16	2,687,822.43	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	2,238,664	0.47	1,047,694.75	
NATWEST GROUP PLC	179,044	2.10	376,708.57	
STANDARD CHARTERED PLC	86,660	4.14	358,945.72	
3I GROUP PLC	30,582	13.88	424,478.16	
ABRDN PLC	73,327	2.36	172,905.06	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	10,488	13.42	140,696.52	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	10,000	68.70	687,000.00	
M&G PLC	81,141	1.90	154,451.89	
SCHRODERS PLC	3,844	35.17	135,193.48	
ST JAMES' S PLACE PLC	17,672	15.63	276,125.00	
ADMIRAL GROUP PLC	6,324	30.13	190,542.12	
AVIVA PLC	123,718	3.78	467,901.47	
DIRECT LINE INSURANCE GROUP PLC	46,389	2.67	123,951.40	
LEGAL & GENERAL GROUP	190,576	2.85	542,951.02	

	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	18,827	6.44	121,245.88	
	PRUDENTIAL PLC	82,539	12.95	1,068,467.35	
	AVEVA GROUP PLC	3,552	32.20	114,374.40	
	SAGE GROUP PLC/THE	32,913	7.77	255,734.01	
	HALMA PLC	11,903	30.29	360,541.87	
	BT GROUP PLC	283,272	1.63	462,866.44	
	VODAFONE GROUP PLC	848,624	1.10	934,504.74	
	NATIONAL GRID PLC	111,093	10.01	1,112,263.11	
	SEVERN TRENT PLC	7,949	29.07	231,077.43	
	SSE PLC	33,765	15.58	526,058.70	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	21,451	10.89	233,494.13	
	イギリス・ポンド 小計	9,129,990		53,925,391.00 (8,172,932,260)	
スイス・フラン	CLARIANT AG-REG	7,136	18.11	129,232.96	
	EMS CHEMIE HOLDING AG RE	212	890.00	188,680.00	
	GIVAUDAN-REG	289	4,524.00	1,307,436.00	
	HOLCIM LTD	16,527	45.48	751,647.96	
	SIKA AG-BEARER	4,481	363.70	1,629,739.70	
	ABB LTD	54,513	31.94	1,741,145.22	
	GEBERIT AG-REG	1,185	698.00	827,130.00	
	SCHINDLER HLDG AG	622	234.00	145,548.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,275	240.30	306,382.50	
	ADECCO GROUP AG-REG	5,149	43.74	225,217.26	
	SGS S. A.	191	2,846.00	543,586.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG- REG	1,708	266.10	454,498.80	
	CIE FINANCIERE RICHEMON REG	16,513	138.90	2,293,655.70	
	THE SWATCH GROUP	1,897	53.05	100,635.85	
	THE SWATCH GROUP AG-B	904	273.20	246,972.80	
	BARRY CALLEBAUT AG REG	99	2,210.00	218,790.00	
	LINDT SPRUENGLI PTG CERT CHF10	34	11,330.00	385,220.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG- REG	3	112,300.0 0	336,900.00	
	NESTLE SA-REG	90,513	120.10	10,870,611.30	
	ALCON INC	15,533	73.08	1,135,151.64	
	SONOVA HOLDING AG-REG	1,719	344.20	591,679.80	
	STRAUMANN HOLDING AG- REG	337	1,945.00	655,465.00	
	LOMZA AG-REG	2,355	730.40	1,720,092.00	
	NOVARTIS AG-REG SHS	69,715	74.24	5,175,641.60	
	ROCHE HOLDING AG GENUSS	22,068	357.50	7,889,310.00	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,002	383.00	383,766.00	
VIFOR PHARMA AG	1,479	105.20	155,590.80		
BANQUE CANTONALE	940	70.80	66,552.00		

	VAUDOIS-REG				
	CREDIT SUISSE GROUP AG	77,335	8.87	685,652.11	
	JULIUS BAER GROUP LTD	7,316	57.18	418,328.88	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	711	1,575.00	1,119,825.00	
	UBS GROUP AG	116,016	15.76	1,827,832.08	
	BALOISE HOLDING AG REG	1,503	138.30	207,864.90	
	SWISS LIFE HOLDING AG	956	524.60	501,517.60	
	SWISS RE LTD	9,016	86.66	781,326.56	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,762	381.80	1,818,131.60	
	SWISS PRIME SITE REG	2,361	88.60	209,184.60	
	TEMENOS GROUP AG-REG	2,144	121.30	260,067.20	
	LOGITECH INTERNATIONAL- REG	5,383	75.44	406,093.52	
	SWISSCOM	825	513.40	423,555.00	
	スイス・フラン 小計	546,727		49,135,657.94 (6,055,969,841)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LIMITED	85,123	50.50	4,298,711.50	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	43,500	164.70	7,164,450.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	56,000	19.38	1,085,280.00	
	MTR CORP	48,246	42.00	2,026,332.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	40,000	28.80	1,152,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	68,000	43.65	2,968,200.00	
	SANDS CHINA LTD	76,944	18.68	1,437,313.92	
	SJM HOLDINGS LTD	67,000	5.58	373,860.00	
	WYNN MACAU LTD	46,961	7.19	337,649.59	
	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	58,400	14.56	850,304.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	53,700	20.20	1,084,740.00	
	WH GROUP LIMITED	320,000	5.10	1,632,000.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	121,489	24.00	2,915,736.00	
	HANG SENG BANK	24,300	140.90	3,423,870.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	38,141	445.00	16,972,745.00	
	AIA GROUP LTD	379,684	83.90	31,855,487.60	
	CK ASSET HOLDINGS LIMITED	61,633	45.30	2,791,974.90	
	ESR CAYMAN LTD	57,800	25.85	1,494,130.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	65,000	16.00	1,040,000.00	
HENDERSON LAND DEVELOPMENT	48,308	33.05	1,596,579.40		

	NEW WORLD DEVELOPMENT COMPANY LIMITED	48,293	31.60	1,526,058.80	
	SINO LAND	104,997	9.65	1,013,221.05	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	41,108	96.75	3,977,199.00	
	SWIRE PACIFIC A	17,500	44.05	770,875.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	35,677	19.40	692,133.80	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	52,125	40.25	2,098,031.25	
	HKT TRUST AND HKT LTD	126,000	10.62	1,338,120.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LIMITED	20,000	46.50	930,000.00	
	CLP HOLDINGS	51,817	76.80	3,979,545.60	
	HK ELECTRIC INVESTMENTS AND HK ELECTRIC	92,161	7.65	705,031.65	
	HONGKONG CHINA GAS	352,197	11.84	4,170,012.48	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	43,000	47.80	2,055,400.00	
香港・ドル 小計		2,745,104		109,756,992.54 (1,601,354,521)	
シンガポール・ドル	KEPPEL CORP LTD	48,200	5.21	251,122.00	
	SINGAPORE TECH ENGR.	47,700	3.84	183,168.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	46,000	4.91	225,860.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	190,500	0.79	150,495.00	
	WILMAR INTERL LTD SGDO.5	59,800	4.19	250,562.00	
	DBS GROUP HOLDING	56,801	30.79	1,748,902.79	
	OVERSEA-CHINESE BANKING	107,324	11.34	1,217,054.16	
	UNITED OVERSEAS BANK	37,543	26.53	996,015.79	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	26,600	9.23	245,518.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	86,375	3.37	291,083.75	
	CITY DEVELOPMENTS	15,700	7.00	109,900.00	
	UOL GROUP LIMITED	16,200	6.87	111,294.00	
	VENTURE CORP LTD	8,400	18.81	158,004.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	260,374	2.41	627,501.34	
シンガポール・ドル 小計		1,007,517		6,566,480.83 (546,396,869)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	34,695	7.79	270,100.57	
	A2 MILK CO LTD	23,311	6.20	144,528.20	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	18,298	33.00	603,834.00	
	RYMAN HEALTHCARE LTD	13,260	12.10	160,446.00	
	SPARK NEW ZEALAND LIMITED	59,287	4.36	258,194.88	
	MERCURY NZ LTD	23,232	5.85	135,907.20	
	MERIDIAN ENERGY LTD	39,492	4.49	177,319.08	
ニュージーランド・ドル 小計		211,575		1,750,329.93 (135,703,079)	

スウェーデン・クロー ナ	LUNDIN ENERGY AB	5,953	338.70	2,016,281.10	
	BOLIDEN AB	8,595	306.40	2,633,508.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	19,699	150.70	2,968,639.30	
	ALFA LAVAL AB	9,881	361.60	3,572,969.60	
	ASSA ABLOY AB-B	31,619	259.00	8,189,321.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	21,226	557.60	11,835,617.60	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	12,454	475.30	5,919,386.20	
	EPIROC AB-A	20,697	218.20	4,516,085.40	
	EPIROC AB-B	12,143	180.50	2,191,811.50	
	HUSQVARNA AB-B SHS	14,367	131.45	1,888,542.15	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	4,596	341.90	1,571,372.40	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	40,448	127.10	5,140,940.80	
	SANDVIK AB	35,648	229.40	8,177,651.20	
	SKANSKA AB-B	10,601	210.30	2,229,390.30	
	SKF AB-B SHARES	12,333	210.30	2,593,629.90	
	VOLVO AB-A SHS	6,004	202.00	1,212,808.00	
	VOLVO AB-B SHS	45,005	198.32	8,925,391.60	
	SECURITAS B	9,662	132.95	1,284,562.90	
	ELECTROLUX AB-SER B	6,943	203.70	1,414,289.10	
	EVOLUTION AB	5,040	1,003.40	5,057,136.00	
	EMBRACER GROUP AB	15,636	95.08	1,486,670.88	
	HENNES & MAURITZ B	22,734	162.62	3,697,003.08	
	ICA GRUPPEN AB	3,139	534.20	1,676,853.80	
	SWEDISH MATCH AB	50,820	66.98	3,403,923.60	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	19,157	292.40	5,601,506.80	
	NORDEA BANK ABP	102,280	107.24	10,968,507.20	
	SKAND. ENSKILDA BANKEN A	51,974	131.50	6,834,581.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	45,341	96.34	4,368,151.94	
	SWEDBANK AB	28,875	183.56	5,300,295.00	
	EQT AB	9,303	531.40	4,943,614.20	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	4,449	275.00	1,223,475.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	5,002	271.50	1,358,043.00	
	INVESTOR AB-B SHS	57,556	211.85	12,193,238.60	
KINNEVIK AB - B	7,577	328.55	2,489,423.35		
LUNDBERGFÖRETAGEN B	2,461	507.80	1,249,695.80		
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	3,479	684.80	2,382,419.20		
SINCH AB	13,860	123.55	1,712,403.00		
”ERICSSON (LM) TEL, SEK1 SER B”	92,225	93.82	8,652,549.50		
HEXAGON AB-B SHS	63,336	133.50	8,455,356.00		
TELE2 AB-B SHS	15,684	131.15	2,056,956.60		
TELIA COMPANY AB	82,425	35.38	2,915,784.37		
スウェーデン・クローナ 小計	1,030,227		176,309,785.97 (2,209,161,618)		
ノルウェー・クローネ	EQUINOR ASA	30,764	227.15	6,988,042.60	

	NORSK HYDRO	43,394	60.50	2,625,337.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	5,562	445.40	2,477,314.80	
	ADEVINTA ASA	7,366	131.95	971,943.70	
	SCHIBSTED ASA-B SHS	3,292	358.00	1,178,536.00	
	SCHIBSTED ASA-CL A	2,663	410.40	1,092,895.20	
	MOWI ASA	13,758	210.40	2,894,683.20	
	ORKLA ASA	23,588	84.10	1,983,750.80	
	DNB BANK ASA	29,276	201.80	5,907,896.80	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	6,150	207.30	1,274,895.00	
	TELENOR ASA	21,917	137.90	3,022,354.30	
ノルウェー・クローネ 小計		187,730		30,417,649.40 (383,566,559)	
デンマーク・クローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	3,291	492.10	1,619,501.10	
	NOVOZYMES A/S B SHARES	6,349	488.60	3,102,121.40	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	285	2,743.00	781,755.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	31,110	221.50	6,890,865.00	
	A P MOLLER MAERSK A/S	179	19,660.00	3,519,140.00	
	A. P. MOLLER-MAERSK A DKK1000	108	18,520.00	2,000,160.00	
	DSV A/S	6,303	1,427.50	8,997,532.50	
	PANDORA A/S	3,247	843.00	2,737,221.00	
	CARLSBERG B	3,239	1,063.00	3,443,057.00	
	AMBU A/S-B	5,261	191.00	1,004,851.00	
	COLOPLAST B	3,802	1,074.50	4,085,249.00	
	DEMANT A/S	3,324	314.60	1,045,730.40	
	GN STORE NORD A/S	4,155	385.60	1,602,168.00	
	GENMAB A/S	2,086	2,550.00	5,319,300.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	52,859	715.70	37,831,186.30	
	DANSKE BANK A/S	22,094	109.70	2,423,711.80	
TRYG A/S	8,872	158.25	1,403,994.00		
ORSTED A/S	5,973	846.20	5,054,352.60		
デンマーク・クローネ 小計		162,537		92,861,896.10 (1,603,724,945)	
イスラエル・シェケル	ICL GROUP LIMITED	22,497	28.52	641,614.44	
	ELBIT SYSTEMS LTD	786	471.00	370,206.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	25,793	27.27	703,375.11	
	BANK HAPOALIM BM	38,617	30.74	1,187,086.58	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	46,155	31.04	1,432,651.20	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	40,239	19.75	794,720.25	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	4,799	117.10	561,962.90	
	AZRIELI GROUP	1,403	290.90	408,132.70	
	NICE LTD	1,954	884.70	1,728,703.80	
イスラエル・シェケル 小計		182,243		7,828,452.98 (281,911,986)	
ユーロ	ENI SPA	79,669	11.80	940,094.20	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	16,564	8.39	138,971.96	

NESTE OYJ	13,351	42.98	573,825.98
OMV AG	4,579	47.25	216,357.75
REPSOL SA	44,863	9.91	444,682.05
TENARIS SA	14,277	8.92	127,379.39
TOTAL SE	78,702	41.20	3,242,522.40
VOPAK	2,096	33.18	69,545.28
AIR LIQUIDE	14,995	147.36	2,209,663.20
AKZO NOBEL	6,077	94.46	574,033.42
ARKEMA	1,875	116.00	217,500.00
BASF SE	29,084	57.98	1,686,290.32
COVESTRO	5,886	50.68	298,302.48
CRH	24,802	43.40	1,076,406.80
EVONIK INDUSTRIES AG	6,767	26.70	180,678.90
FUCHS PETROLUB (PFD)	2,442	39.80	97,191.60
HEIDELBERGCEMENT AG	4,703	59.62	280,392.86
KONINKLIJKE DSM N.V	5,521	191.80	1,058,927.80
LANXESS AG	2,652	51.24	135,888.48
LINDE PLC	3,241	283.50	918,823.50
NLG) ARCELORMITTAL	22,598	24.44	552,295.12
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	7,686	45.87	352,556.82
SOLVAY	2,314	99.22	229,595.08
STORA ENSO OYJ-R SHS	18,288	15.44	282,366.72
SYMRISE AG	4,107	125.90	517,071.30
UMICORE	6,243	43.07	268,886.01
UPM-KYMMENE	17,018	32.70	556,488.60
VOESTALPINE AG	3,551	29.48	104,683.48
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	7,746	21.54	166,848.84
AIRBUS SE	18,621	99.69	1,856,327.49
ALSTOM	8,430	32.37	272,879.10
BOUYGUES SA	7,635	29.91	228,362.85
BRENTAG SE	4,842	76.34	369,638.28
CIE DE SAINT-GOBAIN	16,056	57.24	919,045.44
CNH INDUSTRIAL NV	32,157	14.95	480,586.36
DASSAULT AVIATION SA	900	84.45	76,005.00
EIFFAGE EUR4 (POST SUBDIV ISIO	2,587	82.32	212,961.84
FERROVIAL SA	15,564	25.10	390,656.40
GEA GROUP AG NPV	4,733	44.57	210,949.81
KINGSPAN GROUP PLC	4,834	99.98	483,303.32
KION GROUP AG	2,235	93.90	209,866.50
KNORR-BREMSE AG	2,449	90.44	221,487.56
KONE OYJ	10,726	59.16	634,550.16
LEGRAND PROMESSES EUR4	8,549	95.78	818,823.22
MTU AERO ENGINES AG	1,680	167.65	281,652.00
PRYSMIAN SPA EURO. 10	7,952	33.29	264,722.08
RATIONAL AG	177	811.60	143,653.20
SAFRAN SA	10,735	101.60	1,090,676.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	17,060	151.24	2,580,154.40
SIEMENS AG	23,999	144.56	3,469,295.44

SIEMENS ENERGY AG	12,340	24.09	297,270.60
SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENERGY	7,436	23.48	174,597.28
THALES SA	3,332	73.88	246,168.16
VINCI SA	16,501	84.16	1,388,724.16
WARTSILA OYJ	13,590	12.34	167,632.65
BUREAU VERITAS	9,218	28.31	260,961.58
RANDSTAD NV	3,926	56.10	220,248.60
RELX PLC	12,155	27.64	335,964.20
TELEPERFORMANCE	1,874	357.40	669,767.60
WOLTERS KLUWER CVA	8,427	100.30	845,228.10
ADP	906	104.40	94,586.40
AENA SME SA	2,135	129.35	276,162.25
ATLANTIA SPA	16,144	16.16	260,887.04
DEUTSCHE POST AG-REG	31,356	53.58	1,680,054.48
GETLINK SE	13,683	12.90	176,442.28
INPOST SA	5,869	10.31	60,521.12
LUFTHANSA	18,612	5.50	102,384.61
BAYER MOTOREN WERKEUR1	10,449	85.78	896,315.22
BAYER MOTOREN WERKNON-VTG PRF EUR1	1,799	70.50	126,829.50
CONTINENTAL	3,491	93.25	325,535.75
DAIMLER AG	27,095	82.80	2,243,466.00
FAURECIA	3,868	37.14	143,657.52
FERRARI NV	3,975	235.80	937,305.00
MICHELIN B	5,426	128.35	696,427.10
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE (PREF)	4,993	75.00	374,475.00
RENAULT SA	5,976	29.15	174,170.52
STELLANTIS NV	28,004	15.54	435,070.14
STELLANTIS NV	36,689	15.57	571,174.35
VALEO SA	7,345	24.57	180,466.65
VOLKSWAGEN STAMM	1,010	255.40	257,954.00
VOLKSWAGEN VORZUG	5,865	164.52	964,909.80
ADIDAS AG	6,027	254.30	1,532,666.10
ESSILORLUXOTTICA	9,086	180.38	1,638,932.68
HERMES INTERNATIONAL	1,001	1,640.00	1,641,640.00
KERING	2,347	683.80	1,604,878.60
LVMH	8,717	697.20	6,077,492.40
MONCLER SPA	5,995	64.60	387,277.00
PUMA SE	3,065	106.35	325,962.75
SEB	804	133.30	107,173.20
ACCOR SA	5,692	26.67	151,805.64
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	2,671	41.83	111,727.93
PADDY POWER BETFAIR PLC	5,142	122.05	627,581.10
SODEXO	2,760	75.14	207,386.40
BOLLORE	30,462	4.77	145,181.89
PUBLICIS GROUPE	7,232	57.96	419,166.72
SCOUT24 SE	3,008	59.76	179,758.08

UBISOFT ENTERTAINMENT	2,988	44.89	134,131.32	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	22,234	25.01	556,072.34	
VIVENDI SE	22,234	11.20	249,020.80	
DELIVERY HERO SE	4,892	119.30	583,615.60	
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	34,464	29.67	1,022,546.88	
JUST EAT TAKEAWAY	5,663	58.15	329,303.45	
PROSUS NV	29,424	70.68	2,079,688.32	
ZALANDO SE	6,284	81.50	512,146.00	
CARREFOUR	19,162	15.17	290,687.54	
COLRUYT NV	1,986	41.35	82,121.10	
HELLOFRESH SE	4,629	94.50	437,440.50	
JERONIMO MARTINS	8,284	19.50	161,538.00	
KESKO OYJ-B SHS	8,375	27.97	234,248.75	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	32,729	30.26	990,215.89	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	24,101	50.84	1,225,294.84	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	5,200	45.20	235,040.00	
DANONE	19,539	54.33	1,061,553.87	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	15,854	13.09	207,449.59	
HEINEKEN HOLDING EUR1.6	3,603	77.30	278,511.90	
HEINEKEN NV	8,312	93.44	776,673.28	
JDE PEET'S BV	2,655	25.05	66,507.75	
KERRY GROUP A	5,008	108.35	542,616.80	
PERNOD RICARD	6,623	206.60	1,368,311.80	
REMY COINTREAU	802	213.40	171,146.80	
BEIERSDORF	3,202	89.26	285,810.52	
HENKEL AG & CO KGAA (PREF)	5,694	71.10	404,843.40	
HENKEL KGAA	3,245	66.80	216,766.00	
L'OREAL	7,980	401.80	3,206,364.00	
UNILEVER PLC	42,551	46.61	1,983,089.35	
AMPLIFON SPA	4,287	42.76	183,312.12	
BIOMERIEUX	1,392	127.35	177,271.20	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1,341	177.50	238,027.50	
DIASORIN SPA	813	185.10	150,486.30	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO KGAA	6,332	53.52	338,888.64	
FRESENIUS SE & CO KGaA	13,386	33.78	452,179.08	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	28,447	31.75	903,050.01	
ORPEA	1,671	83.60	139,695.60	
SARTORIUS AG-VORZUG	810	580.00	469,800.00	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	8,684	64.46	559,770.64	
ARGENX SE	1,414	250.90	354,772.60	
BAYER AG	31,098	45.32	1,409,361.36	
EUROFINS SCIENTIFIC	4,184	112.98	472,708.32	
GRIFOLS SA	9,432	16.73	157,797.36	

IPSEN	1,163	86.78	100,925.14	
MERCK KGAA	4,128	219.60	906,508.80	
ORION OYJ	3,271	36.93	120,798.03	
QIAGEN N. V.	7,232	49.23	356,031.36	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	3,263	54.96	179,334.48	
SANOFI	35,898	85.61	3,073,227.78	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	873	513.20	448,023.60	
UCB SA	4,037	97.04	391,750.48	
ABN AMRO BANK NV-CVA	13,015	12.67	164,926.08	
BANCA INTESA SPA	522,165	2.14	1,118,999.59	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENT	208,300	4.80	1,000,360.75	
BANCO ESPIRITO SANTO SA-REG	141,192	—	—	
BANCO SANTANDER SA	548,846	2.78	1,527,712.84	
BNP PARIBAS	35,609	55.38	1,972,026.42	
CAIXABANK	116,252	2.29	265,868.32	
COMMERZBANK AG	31,163	6.24	194,301.30	
CREDIT AGRICOLE SA	36,061	12.13	437,492.05	
ERSTE GROUP BANK AG	10,810	38.76	418,995.60	
FINECOBANK SPA	19,256	15.56	299,527.08	
ING GROUP N. V.	123,332	12.16	1,499,470.45	
KBC BANCASSURANCE HOLDING NV	7,863	72.58	570,696.54	
MEDIOBANCA	20,774	9.72	202,006.37	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL	4,445	25.54	113,525.30	
SOCIETE GENERALE-A	25,847	27.49	710,404.79	
UNICREDIT SPA	66,987	10.57	708,052.59	
AMUNDI SA	1,867	75.05	140,118.35	
DEUTSCHE BANK AG-REG	62,825	10.68	670,845.35	
DEUTSCHE BOERSE AG	5,999	142.20	853,057.80	
EURAZEO	1,267	73.45	93,061.15	
EXOR NV	3,383	78.88	266,851.04	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT	3,576	96.82	346,228.32	
SOFINA	490	406.80	199,332.00	
WENDEL	971	103.50	100,498.50	
AEGON NV	59,313	3.94	233,633.90	
AGEAS	5,607	46.31	259,660.17	
ALLIANZ	13,061	192.08	2,508,756.88	
ASSICURAZIONI GENERALI	34,752	17.80	618,585.60	
AXA SA	61,175	24.24	1,482,576.12	
CNP ASSURANCES	6,177	21.58	133,299.66	
HANNOVER RUECK SE	1,886	155.50	293,273.00	
MUENCHENER RUECK AG-REG	4,429	239.10	1,058,973.90	
NN GROUP NV	8,529	43.89	374,337.81	
POSTE ITALIANE	16,160	11.20	180,911.20	

SAMPO INSURANCE CO A	14,839	43.06	638,967.34	
SCOR SE	4,893	26.70	130,643.10	
AROUNDTOWN SA	32,616	5.52	180,040.32	
BGP HOLDINGS PLC	1,671,480	—	—	
LEG IMMOBILIE SE	2,254	124.15	279,834.10	
VONOVIA SE	17,295	49.17	850,395.15	
VONOVIA SE-RTS	17,295	3.09	53,441.55	
ADYEN NV	619	2,460.50	1,523,049.50	
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	14,228	58.08	826,362.24	
ATOS SE	3,338	37.36	124,707.68	
BECHTLE AG	2,799	63.24	177,008.76	
CAPGEMINI SA	5,148	201.90	1,039,381.20	
DASSAULT SYSTEMES SE	20,850	53.43	1,114,015.50	
EDENRED	7,868	40.50	318,654.00	
NEMETSCHEK SE	1,844	107.55	198,322.20	
NEXI SPA	13,685	13.80	188,784.57	
SAP SE	32,772	116.80	3,827,769.60	
TEAMVIEWER AG	5,129	12.35	63,343.15	
WORLDLINE SA	7,473	47.47	354,743.31	
NOKIA OYJ	168,579	5.02	846,098.00	
CELLNEX TELECOM SA	15,947	53.24	849,018.28	
DEUTSCHE TELEKOM	105,482	16.04	1,691,931.28	
ELISA CORP-A SHARES	4,492	53.28	239,333.76	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	11,662	10.28	119,827.05	
KPN (KON. PTT NEDERLAND)	111,918	2.62	293,113.24	
ORANGE S. A.	63,980	9.60	614,463.92	
PROXIMUS	4,987	16.03	79,941.61	
TELECOM ITALIA SPA	255,922	0.47	120,564.85	
TELECOM ITALIA-RNC	206,844	0.45	92,149.00	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	27,651	2.36	65,173.40	
TELEFONICA S. A.	159,980	3.96	633,760.77	
UNITED INTERNET	3,527	33.02	116,461.54	
E. ON SE	72,040	10.99	791,863.68	
EDP ELERGIAS DE PORTUGAL	88,432	4.87	430,310.11	
EDP RENOVAVEIS SA	8,749	22.46	196,502.54	
ELEC DE FRANCE EURO.5	14,095	12.35	174,002.77	
ELIA GROUP SA/NV	978	109.10	106,699.80	
ENAGAS	8,038	20.12	161,724.56	
ENDESA SA	10,330	20.15	208,149.50	
ENEL SPA	257,552	6.79	1,748,520.52	
ENGIE	57,640	12.89	743,210.16	
FORTUM OYJ	14,041	25.56	358,887.96	
IBERDROLA SA	186,316	9.92	1,847,509.45	
NATURGY ENERGY GROUP SA	4,519	24.63	111,302.97	
RED ELECTRICA CORPORACION SA	13,453	18.52	249,149.56	

RWE AG	20,258	35.02	709,435.16	
SNAM SPA	64,840	5.00	324,005.48	
SUEZ	11,156	19.77	220,554.12	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	43,970	6.50	285,629.12	
UNIPER SE	2,654	38.68	102,656.72	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	20,155	28.24	569,177.20	
VERBUND AG	2,100	89.75	188,475.00	
ASM INTERNATIONAL NV	1,484	396.40	588,257.60	
ASML HOLDING NV	13,179	704.80	9,288,559.20	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	41,322	40.22	1,661,970.84	
STMICROELECTRONICS NV	20,103	43.03	864,931.57	
ユーロ 小計	7,820,173		155,355,484.11 (19,949,197,714)	
合計	36,420,506		198,907,329,910 (198,907,329,910)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ ドル	AGNC INVESTMENT CORP	17,000	269,110.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE	4,200	862,092.00	
		AMERICAN TOWER CORP	14,092	3,761,718.48	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	43,800	365,730.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,315	1,038,965.70	
		BOSTON PROPERTIES INC	4,850	535,149.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,206	541,333.10	
		CROWN CASTLE INTL CORP	13,666	2,539,552.78	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	8,900	1,502,231.00	
		DUKE REALTY CORP	11,700	695,565.00	
		EQUINIX INC	2,827	2,318,140.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5,300	449,546.00	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	11,043	952,127.46	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,037	705,820.50	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	4,100	832,505.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	16,900	575,614.00	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	22,148	363,670.16	
		INVITATION HOMES INC	17,600	726,352.00	
		IRON MOUNTAIN INC	9,557	447,841.02	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	17,300	371,777.00	
MID AMERICA APARTMENT COMM	3,637	763,770.00			
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	7,100	197,096.00			
PROLOGIS INC	23,361	3,580,774.08			

		PUBLIC STORAGE	4,930	1,636,217.70	
		REALTY INCOME CORP	17,238	1,203,212.40	
		REGENCY CENTERS CORP	4,700	332,572.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	3,400	1,208,938.00	
		SIMON PPTY (SIMON DEBART	10,380	1,660,177.20	
		SUN COMMUNITIES INC	3,300	649,275.00	
		UDR INC	9,200	528,724.00	
		VENTAS INC COM	11,600	569,792.00	
		VICI PROPERTIES INC	16,900	475,397.00	
		VORNADO REALTY TRUST	5,659	235,301.22	
		WELLTOWER INC	13,191	1,082,189.64	
		WEYERHAEUSER CO	23,860	924,575.00	
		WP CAREY INC	5,500	433,125.00	
		アメリカ・ドル 小計	398,497	35,335,976.44 (4,020,174,039)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	2,800	163,688.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	5,000	110,600.00	
		カナダ・ドル 小計	7,800	274,288.00 (24,482,946)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	33,903	367,847.55	
		GOODMAN GROUP	52,603	1,291,403.65	
		GPT GROUP	60,418	313,569.42	
		MIRVAC GROUP	122,258	354,548.20	
		SCENTRE GROUP	165,017	501,651.68	
		STOCKLAND	81,079	352,693.65	
		VINCINITY CENTERS	117,781	199,638.79	
		オーストラリア・ドル 小計	633,059	3,381,352.94 (274,870,180)	
	イギリス・ポンド	BRITISH LAND CO	26,659	139,000.02	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	24,161	181,449.11	
		SEGRO PLC	37,946	537,884.55	
		イギリス・ポンド 小計	88,766	858,333.68 (130,089,052)	
	香港・ドル	LINK REIT	64,887	4,457,736.90	
		香港・ドル 小計	64,887	4,457,736.90 (65,038,381)	
	シンガポール・ドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	101,885	304,636.15	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	154,021	329,604.94	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	71,600	149,644.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	85,697	163,681.27	
		シンガポール・ドル 小計	413,203	947,566.36 (78,846,996)	
	ユーロ	COVIVIO	1,463	107,325.68	
		GECINA SA	1,560	186,186.00	
		KLEPIERRE	6,452	122,942.86	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,836	230,160.00	

	ユーロ 小計	13,311	646,614.54 (83,031,773)	
投資証券	小計		4,676,533,367 (4,676,533,367)	
合計			4,676,533,367 (4,676,533,367)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 投資証券における券面総額は、証券数です。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 599銘柄	97.3%	—	74.2%
	投資証券 36銘柄	—	2.7%	
カナダ・ドル	株式 89銘柄	99.7%	—	3.5%
	投資証券 2銘柄	—	0.3%	
オーストラリア・ドル	株式 58銘柄	93.3%	—	2.0%
	投資証券 7銘柄	—	6.7%	
イギリス・ポンド	株式 82銘柄	98.4%	—	4.1%
	投資証券 3銘柄	—	1.6%	
スイス・フラン	株式 40銘柄	100.0%	—	3.0%
香港・ドル	株式 32銘柄	96.1%	—	0.8%
	投資証券 1銘柄	—	3.9%	
シンガポール・ドル	株式 14銘柄	87.4%	—	0.3%
	投資証券 4銘柄	—	12.6%	
ニュージーランド・ドル	株式 7銘柄	100.0%	—	0.1%
スウェーデン・クローナ	株式 41銘柄	100.0%	—	1.1%
ノルウェー・クローネ	株式 11銘柄	100.0%	—	0.2%
デンマーク・クローネ	株式 18銘柄	100.0%	—	0.8%
イスラエル・シケル	株式 9銘柄	100.0%	—	0.1%
ユーロ	株式 238銘柄	99.6%	—	9.8%
	投資証券 4銘柄	—	0.4%	

(注) 組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

「ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		315,473	117,466
コール・ローン		211,525,040	204,171,822
株式		7,132,206,510	8,164,059,350
投資証券		91,971,700	120,836,000
派生商品評価勘定		5,374,580	—
未収入金		79,775,508	16,285,742
未収配当金		45,512,000	56,818,657
前払金		—	10,957,300
差入委託証拠金		12,292,500	10,710,000
流動資産合計		7,578,973,311	8,583,956,337
資産合計		7,578,973,311	8,583,956,337
負債の部			
流動負債			
前受金		17,770,950	—
派生商品評価勘定		—	11,938,010
未払金		175,609,856	167,772,563
未払解約金		1,330,000	3,000
未払利息		579	552
その他未払費用		—	56
流動負債合計		194,711,385	179,714,181
負債合計		194,711,385	179,714,181
純資産の部			
元本等			
元本	1	3,155,964,730	3,165,823,865
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		4,228,297,196	5,238,418,291
元本等合計		7,384,261,926	8,404,242,156
純資産合計		7,384,261,926	8,404,242,156
負債純資産合計		7,578,973,311	8,583,956,337

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月21日から、翌年11月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
1 期首元本額	3,277,805,944円	3,155,964,730円
期中追加設定元本額	51,904,470円	83,539,408円
期中一部解約元本額	173,745,684円	73,680,273円
元本の内訳		
ファンド名		
全世界株式インデックス・ファンド (年金) <適格機関投資家限定>	45,193,575円	15,009,739円
4資産インデックスバランスVA50 <適格機関投資家限定>	3,968,046円	2,378,090円
全世界株式インデックス・ファンド ワールドエクイティ・ファンドVL< 適格機関投資家限定>	74,180,134円 3,032,622,975円	125,445,646円 3,022,990,390円
計	3,155,964,730円	3,165,823,865円
2 受益権の総数	3,155,964,730口	3,165,823,865口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、ファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的に利用している株価指数先物取引があり、株価変動リスクに晒されております。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。</p>	<p>同左</p>
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しており</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p>

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	ます。	
	(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
	「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	141,899,284	△470,360,198
投資証券	582,170	△2,498,595
合計	142,481,454	△472,858,793

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2020年11月30日現在)		
		契 約 額 等		時 価
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建			
	ミニTOPIX先物	33,702,500	—	35,110,000
	TOPIX (先物)	118,910,000	—	122,885,000
	合 計	152,612,500	—	157,995,000
				5,382,500

(単位：円)

区 分	種 類	(2021年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	ミニTOPIX先物	24,215,250	—	22,752,000	△1,463,250
	TOPIX (先物)	162,147,500	—	151,680,000	△10,467,500
	合 計	186,362,750	—	174,432,000	△11,930,750

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
1口当たり純資産額	2,3398円	2,6547円
(1万口当たり純資産額)	(23,398円)	(26,547円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

銘 柄	株 数	評 価 額		備 考
		単 価 (円)	金 額 (円)	
I N P E X	19,400	937.00	18,177,800	
大成建設	3,600	3,310.00	11,916,000	
大林組	12,300	836.00	10,282,800	
清水建設	10,500	717.00	7,528,500	
鹿島建設	8,500	1,251.00	10,633,500	
大東建託	1,200	12,290.00	14,748,000	
大和ハウス工業	10,700	3,316.00	35,481,200	
積水ハウス	11,700	2,210.00	25,857,000	
日清製粉グループ本社	3,700	1,636.00	6,053,200	
日本M&Aセンターホールディングス	5,700	3,335.00	19,009,500	
パーソルホールディングス	3,400	3,280.00	11,152,000	
ヤクルト本社	2,400	5,670.00	13,608,000	
明治ホールディングス	2,300	6,660.00	15,318,000	
日本ハム	1,500	3,870.00	5,805,000	
総合警備保障	1,400	4,840.00	6,776,000	
カカクコム	2,500	3,175.00	7,937,500	
ベネフィット・ワン	1,500	5,320.00	7,980,000	
エムスリー	8,400	6,119.00	51,399,600	

博報堂DYホールディングス	4,400	1,693.00	7,449,200
アサヒグループホールディングス	8,700	4,194.00	36,487,800
キリンホールディングス	15,600	1,817.00	28,345,200
サントリー食品インターナショナル	2,600	4,005.00	10,413,000
伊藤園	1,000	6,670.00	6,670,000
ローソン	1,000	5,540.00	5,540,000
エービーシー・マート	600	5,340.00	3,204,000
日本マクドナルドホールディングス	1,500	5,050.00	7,575,000
キッコーマン	2,800	8,660.00	24,248,000
味の素	8,900	3,407.00	30,322,300
東洋水産	1,700	4,600.00	7,820,000
日清食品ホールディングス	1,200	8,340.00	10,008,000
日本たばこ産業	22,800	2,273.50	51,835,800
ヒューリック	7,100	1,076.00	7,639,600
神戸物産	2,600	4,280.00	11,128,000
Monotaro	4,800	2,256.00	10,828,800
ZOZO	2,400	3,615.00	8,676,000
ウエルシアホールディングス	1,800	4,025.00	7,245,000
野村不動産ホールディングス	2,200	2,465.00	5,423,000
飯田グループホールディングス	2,800	2,348.00	6,574,400
コスモス薬品	400	17,610.00	7,044,000
セブン&アイ・ホールディングス	14,300	4,554.00	65,122,200
ツルハホールディングス	800	12,800.00	10,240,000
東レ	26,300	660.80	17,379,040
旭化成	23,800	1,071.50	25,501,700
SUMCO	6,300	2,488.00	15,674,400
TIS	4,200	3,510.00	14,742,000
コーエーテクモホールディングス	1,100	4,755.00	5,230,500
ネクソン	9,400	2,254.00	21,187,600
GMOペイメントゲートウェイ	800	15,230.00	12,184,000
王子ホールディングス	15,300	525.00	8,032,500
住友化学	28,300	524.00	14,829,200
日産化学	2,300	6,540.00	15,042,000
東ソー	4,900	1,631.00	7,991,900
イビデン	2,000	7,070.00	14,140,000
信越化学工業	6,700	19,000.00	127,300,000
日本酸素ホールディングス	2,900	2,403.00	6,968,700
協和キリン	5,100	3,170.00	16,167,000
三菱瓦斯化学	3,000	1,889.00	5,667,000
三井化学	3,500	3,045.00	10,657,500
JSR	3,900	4,240.00	16,536,000
三菱ケミカルホールディングス	24,300	892.20	21,680,460
積水化学工業	7,200	1,845.00	13,284,000
野村総合研究所	6,400	4,880.00	31,232,000
電通グループ	4,100	3,610.00	14,801,000
メルカリ	2,000	6,890.00	13,780,000
花王	9,000	5,787.00	52,083,000
武田薬品工業	30,000	3,031.00	90,930,000
アステラス製薬	35,300	1,779.50	62,816,350
大日本住友製薬	3,300	1,382.00	4,560,600

塩野義製薬	5,000	7,923.00	39,615,000
日本新薬	900	8,400.00	7,560,000
中外製薬	12,700	3,680.00	46,736,000
エーザイ	4,500	6,873.00	30,928,500
小野薬品工業	7,000	2,505.50	17,538,500
久光製薬	1,000	3,990.00	3,990,000
参天製薬	6,800	1,504.00	10,227,200
テルモ	12,300	4,628.00	56,924,400
第一三共	33,300	2,824.50	94,055,850
大塚ホールディングス	7,400	4,146.00	30,680,400
大正製薬ホールディングス	700	5,580.00	3,906,000
ペプチドリーム	1,800	2,862.00	5,151,600
日本ペイントホールディングス	13,500	1,193.00	16,105,500
関西ペイント	3,400	2,550.00	8,670,000
オリエンタルランド	3,800	17,840.00	67,792,000
オービック	1,300	20,990.00	27,287,000
Zホールディングス	50,800	752.00	38,201,600
トレンドマイクロ	2,500	6,550.00	16,375,000
日本オラクル	700	11,160.00	7,812,000
ユー・エス・エス	4,100	1,666.00	6,830,600
伊藤忠テクノソリューションズ	1,800	3,695.00	6,651,000
サイバーエージェント	7,700	2,093.00	16,116,100
楽天グループ	16,500	1,161.00	19,156,500
大塚商会	2,200	5,190.00	11,418,000
富士フイルムホールディングス	6,800	8,931.00	60,730,800
資生堂	7,600	6,503.00	49,422,800
ライオン	4,300	1,611.00	6,927,300
コーセー	600	13,670.00	8,202,000
ポーラ・オルビスホールディングス	1,700	2,022.00	3,437,400
小林製薬	1,000	8,920.00	8,920,000
出光興産	4,000	2,931.00	11,724,000
E N E O Sホールディングス	58,200	423.40	24,641,880
ブリヂストン	10,800	4,605.00	49,734,000
A G C	3,700	5,550.00	20,535,000
T O T O	2,700	5,030.00	13,581,000
日本碍子	4,900	1,797.00	8,805,300
日本製鉄	16,200	1,699.50	27,531,900
ジェイ エフ イー ホールディングス	9,300	1,316.00	12,238,800
日立金属	4,100	2,102.00	8,618,200
住友金属鉱山	4,700	4,233.00	19,895,100
住友電気工業	14,300	1,489.50	21,299,850
L I X I L	5,000	2,789.00	13,945,000
リンナイ	700	10,720.00	7,504,000
三浦工業	1,700	3,985.00	6,774,500
リクルートホールディングス	25,700	6,901.00	177,355,700
ディスコ	500	32,600.00	16,300,000
日本郵政	46,500	856.00	39,804,000
豊田自動織機	2,800	9,320.00	26,096,000
ナブテスコ	2,100	3,285.00	6,898,500
S M C	1,100	72,650.00	79,915,000

小松製作所	16,600	2,592.00	43,027,200
日立建機	2,000	3,300.00	6,600,000
ハーモニック・ドライブ・システムズ	800	4,685.00	3,748,000
クボタ	19,500	2,369.00	46,195,500
ダイキン工業	4,700	23,150.00	108,805,000
栗田工業	1,900	5,300.00	10,070,000
ダイフク	1,900	9,090.00	17,271,000
ブラザー工業	4,400	1,954.00	8,597,600
ホシザキ	1,000	8,620.00	8,620,000
ミネベアミツミ	6,900	3,000.00	20,700,000
日立製作所	18,400	6,688.00	123,059,200
東芝	7,800	4,527.00	35,310,600
三菱電機	34,600	1,424.50	49,287,700
富士電機	2,400	5,940.00	14,256,000
安川電機	4,600	5,090.00	23,414,000
マキタ	4,300	4,984.00	21,431,200
日本電産	8,500	13,000.00	110,500,000
オムロン	3,500	10,965.00	38,377,500
日本電気	4,700	5,120.00	24,064,000
富士通	3,700	18,795.00	69,541,500
ルネサスエレクトロニクス	23,800	1,442.00	34,319,600
セイコーエプソン	5,300	1,830.00	9,699,000
パナソニック	41,900	1,242.50	52,060,750
シャープ	4,000	1,270.00	5,080,000
ソニーグループ	23,900	13,825.00	330,417,500
TDK	7,400	4,500.00	33,300,000
ヒロセ電機	600	19,050.00	11,430,000
横河電機	4,300	2,135.00	9,180,500
アズビル	2,300	5,020.00	11,546,000
アドバンテスト	3,800	9,990.00	37,962,000
キーエンス	3,700	70,330.00	260,221,000
シスメックス	3,200	14,160.00	45,312,000
デンソー	8,200	8,331.00	68,314,200
レーザーテック	1,400	29,745.00	41,643,000
スタンレー電気	2,500	2,952.00	7,380,000
カシオ計算機	3,600	1,474.00	5,306,400
ファナック	3,600	22,245.00	80,082,000
ローム	1,700	10,630.00	18,071,000
浜松ホトニクス	2,700	6,980.00	18,846,000
京セラ	6,100	6,731.00	41,059,100
村田製作所	10,900	8,380.00	91,342,000
日東電工	2,700	7,900.00	21,330,000
三菱重工業	6,100	2,561.00	15,622,100
かんぽ生命保険	3,800	1,758.00	6,680,400
ゆうちょ銀行	7,500	928.00	6,960,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	20,700	413.00	8,549,100
日産自動車	44,000	562.90	24,767,600
いすゞ自動車	11,100	1,532.00	17,005,200
トヨタ自動車	201,200	2,001.00	402,601,200
日野自動車	5,300	944.00	5,003,200

アイシン	2,900	4,170.00	12,093,000
マツダ	10,800	918.00	9,914,400
本田技研工業	30,900	3,101.00	95,820,900
スズキ	7,000	4,585.00	32,095,000
SUBARU	11,700	2,142.50	25,067,250
ヤマハ発動機	5,600	2,859.00	16,010,400
小糸製作所	2,000	6,530.00	13,060,000
シマノ	1,400	31,400.00	43,960,000
良品計画	4,800	1,835.00	8,808,000
メディopalホールディングス	3,400	2,040.00	6,936,000
パン・パシフィック・インターナショナルホ	7,800	1,936.00	15,100,800
島津製作所	4,500	4,810.00	21,645,000
オリンパス	21,000	2,539.00	53,319,000
HOYA	7,000	18,020.00	126,140,000
朝日インテック	4,100	2,488.00	10,200,800
キヤノン	19,000	2,500.00	47,500,000
リコー	12,700	1,003.00	12,738,100
バンダイナムコホールディングス	3,800	8,837.00	33,580,600
凸版印刷	5,000	1,723.00	8,615,000
大日本印刷	4,300	2,663.00	11,450,900
ヤマハ	2,500	5,820.00	14,550,000
ピジョン	2,100	2,301.00	4,832,100
任天堂	2,100	50,100.00	105,210,000
伊藤忠商事	22,600	3,260.00	73,676,000
丸紅	29,700	1,017.50	30,219,750
豊田通商	4,000	4,955.00	19,820,000
三井物産	29,600	2,557.00	75,687,200
東京エレクトロン	2,800	59,840.00	167,552,000
住友商事	21,400	1,546.00	33,084,400
三菱商事	24,000	3,391.00	81,384,000
ユニ・チャーム	7,700	4,888.00	37,637,600
イオン	12,400	2,644.50	32,791,800
三菱UFJフィナンシャル・グループ	232,000	601.40	139,524,800
りそなホールディングス	39,400	415.60	16,374,640
三井住友トラスト・ホールディングス	6,400	3,560.00	22,784,000
三井住友フィナンシャルグループ	24,800	3,703.00	91,834,400
千葉銀行	9,900	661.00	6,543,900
静岡銀行	8,500	800.00	6,800,000
みずほフィナンシャルグループ	45,800	1,402.00	64,211,600
東京センチュリー	800	5,420.00	4,336,000
SBIホールディングス	4,600	2,924.00	13,450,400
アコム	7,200	337.00	2,426,400
オリックス	23,200	2,245.00	52,084,000
三菱HCキャピタル	12,500	534.00	6,675,000
大和証券グループ本社	27,400	630.90	17,286,660
野村ホールディングス	58,300	477.40	27,832,420
SOMPOホールディングス	6,000	4,674.00	28,044,000
日本取引所グループ	9,700	2,459.00	23,852,300
MS&ADインシュアランスグループホール	8,400	3,316.00	27,854,400
第一生命ホールディングス	19,100	2,287.00	43,681,700

東京海上ホールディングス	11,900	5,708.00	67,925,200	
T&Dホールディングス	10,200	1,342.00	13,688,400	
三井不動産	17,400	2,336.00	40,646,400	
三菱地所	22,400	1,565.00	35,056,000	
住友不動産	5,900	3,539.00	20,880,100	
東武鉄道	3,600	2,565.00	9,234,000	
東急	9,500	1,571.00	14,924,500	
小田急電鉄	5,600	2,187.00	12,247,200	
京王電鉄	2,000	5,110.00	10,220,000	
京成電鉄	2,500	3,110.00	7,775,000	
東日本旅客鉄道	5,700	6,986.00	39,820,200	
西日本旅客鉄道	4,100	4,898.00	20,081,800	
東海旅客鉄道	2,700	15,600.00	42,120,000	
近鉄グループホールディングス	3,300	3,260.00	10,758,000	
阪急阪神ホールディングス	4,300	3,365.00	14,469,500	
日本通運	1,500	6,470.00	9,705,000	
ヤマトホールディングス	5,500	2,504.00	13,772,000	
日本郵船	3,100	7,400.00	22,940,000	
S Gホールディングス	6,100	2,510.00	15,311,000	
日本航空	2,700	2,056.00	5,551,200	
ANAホールディングス	3,000	2,239.50	6,718,500	
日本電信電話	24,400	3,125.00	76,250,000	
KDDI	30,600	3,300.00	100,980,000	
ソフトバンク	54,500	1,562.50	85,156,250	
光通信	400	16,460.00	6,584,000	
東京電力ホールディングス	29,000	303.00	8,787,000	
中部電力	12,200	1,146.00	13,981,200	
関西電力	13,400	1,027.00	13,761,800	
東北電力	8,000	786.00	6,288,000	
東京瓦斯	7,100	1,945.00	13,809,500	
大阪瓦斯	7,100	1,827.00	12,971,700	
東邦瓦斯	1,400	3,205.00	4,487,000	
東宝	2,100	5,050.00	10,605,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	12,000	2,394.00	28,728,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,700	5,930.00	10,081,000	
カプコン	3,300	2,829.00	9,335,700	
S C S K	3,000	2,155.00	6,465,000	
セコム	4,000	7,664.00	30,656,000	
コナミホールディングス	1,800	5,810.00	10,458,000	
ヤマダホールディングス	13,100	396.00	5,187,600	
ニトリホールディングス	1,500	18,030.00	27,045,000	
ミスミグループ本社	5,400	4,785.00	25,839,000	
ファーストリテイリング	1,100	67,400.00	74,140,000	
ソフトバンクグループ	22,900	6,030.00	138,087,000	
合計	2,823,900	—	8,164,059,350	

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
投資証券	GLP投資法人	81	14,604,300	
	オリックス不動産投資法人	50	9,025,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	24	15,720,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	54	7,808,400	
	大和ハウスリート投資法人	42	13,587,000	
	日本トシファンド投資法人	133	13,007,400	
	日本ビルファンド投資法人	28	19,600,000	
	日本プロロジスリート投資法人	39	14,410,500	
	野村不動産マスターファンド投資法人	81	13,073,400	
合計		532	120,836,000	

(注) 投資証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

「エマージング株式インデックス・マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		687,988,014	1,012,933,360
金銭信託		8,645	14,508
コール・ローン		5,796,655	25,216,346
株式		9,916,190,859	12,873,776,421
投資証券		8,540,005	10,065,173
派生商品評価勘定		67,366,721	70,036
未収入金		3,149,427	4,544,357
未収配当金		3,353,453	6,648,317
差入委託証拠金		116,573,718	127,228,395
流動資産合計		10,808,967,497	14,060,496,913
資産合計		10,808,967,497	14,060,496,913
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		480	54,478,765
未払金		134,995,854	11,363,827
未払解約金		3,842,000	719,000
未払利息		15	68
その他未払費用		—	15
流動負債合計		138,838,349	66,561,675
負債合計		138,838,349	66,561,675
純資産の部			
元本等			
元本	1	3,549,192,647	4,201,483,716
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		7,120,936,501	9,792,451,522
元本等合計		10,670,129,148	13,993,935,238
純資産合計		10,670,129,148	13,993,935,238
負債純資産合計		10,808,967,497	14,060,496,913

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月16日から、翌年11月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
1 期首元本額	2,692,302,604円	3,549,192,647円
期中追加設定元本額	1,233,285,130円	1,164,847,721円
期中一部解約元本額	376,395,087円	512,556,652円
元本の内訳		
ファンド名		
全世界株式インデックス・ファンド (年金) <適格機関投資家限定>	64,357,795円	23,845,795円
4資産インデックスバランスV A 5 0 <適格機関投資家限定>	34,992,182円	28,611,188円
全世界株式インデックス・ファンド	107,872,412円	199,798,807円
エマージング株式インデックス・ファ ンド<適格機関投資家限定>	2,946,484,496円	3,250,954,487円
ステート・ストリート新興国株式イン デックス・オープン	395,485,762円	698,273,439円
計	3,549,192,647円	4,201,483,716円
2 受益権の総数	3,549,192,647口	4,201,483,716口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、株価指数先物取引、為替予約取引があり、株価指数先物取引はファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、効率的な運用に資する目的として、また為替予約取引は保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目的に関連して利用しております。これらは、それぞれの取引種類により、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運

用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
	当期間の損益に 含まれた評価差額	当期間の損益に 含まれた評価差額
株式	284,932,323	△590,480,540
投資証券	647,026	△587,309
合計	285,579,349	△591,067,849

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2020年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 MINI MSCI NY	676,815,819	—	744,164,070	67,348,251
	合 計	676,815,819	—	744,164,070	67,348,251

(単位：円)

区 分	種 類	(2021年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 MINI MSCI NY	1,170,920,770	—	1,116,442,005	△54,478,765
	合 計	1,170,920,770	—	1,116,442,005	△54,478,765

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2020年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建 UAE・ディルハム	3,394,303	—	3,399,600	5,297

	カタール・リアル 売建	4,504,715	—	4,516,800	12,085
	アメリカ・ドル	12,899,018	—	12,898,410	608
	合 計	20,798,036	—	20,814,810	17,990

(単位：円)

区 分	種 類	(2021年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	33,500,000	—	33,501,241	1,241
	クウェート・ディナール	3,008,793	—	3,012,800	4,007
	UAE・ディルハム	34,073,076	—	34,133,000	59,924
	売建				
	アメリカ・ドル	37,081,869	—	37,077,005	4,864
	合 計	107,663,738	—	107,724,046	70,036

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2020年11月30日現在)	(2021年11月30日現在)
1口当たり純資産額	3.0064円	3.3307円
(1万口当たり純資産額)	(30,064円)	(33,307円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘 柄	株数	評価額		備 考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	ECOPETROL SA-SPONSORED ADR	3,877	12.79	49,586.83	
	GAZPROM PAO -SPON ADR	85,577	9.04	773,273.77	
	LUKOIL PJSC-SPON ADR	6,115	88.49	541,116.35	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	1,342	219.00	293,898.00	

PETROLEO BRASILEIRO S. A. -ADR	20,761	10.81	224,426.41
PETROLEO BRASILEIRO SPON ADR	32,633	10.46	341,341.18
ROSNEFT OIL CO PJSC-REGS GDR	16,076	7.64	122,756.33
SURGUTNEFTEGAS PREFERENCE	126,500	0.51	64,009.00
SURGUTNEFTEGAS-SP ADR	8,001	5.09	40,685.08
TATNEFT-SPONSORED ADR	3,328	37.78	125,731.84
ULTRAPAR PARTICIPACOES S A	8,050	2.55	20,527.50
YPF S. A. -SPONSORED ADR	1,700	3.39	5,763.00
ALROSA PAO	30,500	1.68	51,142.40
CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	3,300	7.00	23,100.00
CIA SIDERURGICA NAEL-SP ADR	10,600	4.00	42,400.00
GERDAU SA SPON ADR	17,300	4.56	78,888.00
MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	9,281	28.95	268,684.95
NOVOLIPETSK STEEL PJSC-GDR	2,981	29.24	87,164.44
PHOSAGRO PJSC-GDR REGS	2,107	22.04	46,438.28
POLYUS PJSC-REG S-GDR	1,012	94.15	95,279.80
SEVERSTAL - GDR REG S	2,844	21.68	61,657.92
SOUTHERN COPPER CORP	1,325	59.56	78,917.00
SUZANO SA-SP ADR	1,382	9.95	13,750.90
VALE SA-SP ADR	50,250	12.44	625,110.00
51JOB INC-ADR	500	55.00	27,500.00
DIDI GLOBAL INC	4,300	7.81	33,583.00
ZTO EXPRESS CAYMAN INC-ADR	6,600	30.98	204,468.00
LI AUTO INC - ADR	7,700	34.48	265,496.00
NIO INC - ADR	20,100	40.46	813,246.00
XPENG INC - ADR	5,500	51.36	282,480.00
GAOTU TECHEDU INC-ADR	1,700	2.76	4,692.00
HUAZHU GROUP LTD-ADR	2,500	39.15	97,875.00
NEW ORIENTAL EDUCATION-SP ADR	23,300	2.16	50,328.00
TAL EDUCATION GROUP-ADR	5,700	5.00	28,500.00
TRIP COM GROUP LTD-ADR	7,600	27.12	206,112.00
YUM CHINA HOLDINGS INC	6,300	50.47	317,961.00
AUTOHOME ADR	1,300	35.05	45,565.00
BAIDU INC-SPON ADR	4,100	150.29	616,189.00
BILIBILI INC-SPONSORED ADR	2,400	67.57	162,168.00
HELLO GROUP INC-SPON ADR	1,900	11.90	22,610.00
HUYA INC-ADR	1,100	7.86	8,646.00
IQIYI INC-ADR	3,700	6.38	23,606.00
JOYY INC-ADR	800	52.80	42,240.00
MAIL.RU GROUP-GDR REGS	1,512	16.62	25,129.44
NETEASE INC-ADR	6,000	110.12	660,720.00
TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	9,200	6.97	64,124.00
WEIBO CORP ADR	830	39.61	32,876.30
YANDEX NV-A	4,296	72.00	309,312.00
BAOZUN INC-SPN ADR	1,000	14.84	14,840.00
DADA NEXUS LTD-ADR	800	21.36	17,088.00
JD.COM INC-ADR	12,900	87.91	1,134,039.00
OZON HOLDINGS PLC - ADR	500	40.76	20,380.00
PINDUODUO INC-ADR	6,500	71.96	467,740.00

VIPSHOP HOLDINGS LTD-ADR	6,600	9.66	63,756.00		
MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	6,774	16.02	108,519.48		
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	1,772	27.40	48,552.80		
ADECOAGRO SA	1,200	7.77	9,324.00		
AMBEV SA ADR	66,074	2.90	191,614.60		
BRF SA-ADR	6,449	3.62	23,345.38		
RLX TECHNOLOGY INC-ADR	10,000	5.07	50,700.00		
BEIGENE LTD-ADR	700	343.20	240,240.00		
BURNING ROCK BIOTECH LTD-ADR	600	14.50	8,700.00		
HUTCHMED CHINA LTD-ADR	1,400	34.03	47,642.00		
I-MAB-SPONSORED ADR	400	63.55	25,420.00		
ZAI LAB LTD-ADR	1,200	72.41	86,892.00		
BANCO BRADESCO-ADR	63,519	3.58	227,398.02		
BANCO SANTANDER BRASIL ADS	6,500	5.95	38,675.00		
BANCOLOMBIA S. A. -SPONS ADR	2,473	30.38	75,129.74		
CREDICORP LTD	980	118.48	116,110.40		
ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	67,668	4.01	271,348.68		
SBERBANK PAO	142,001	4.24	602,737.44		
SBERBANK PJSC -SPONSORED ADR	3,335	16.83	56,128.05		
TCS GROUP HOLDING-GDR REG S	1,622	92.50	150,035.00		
VTB BANK PJSC-GDR-REG S	16,747	1.22	20,397.84		
360 DIGITECH INC	1,100	23.83	26,213.00		
LUFAX HOLDING LTD	2,200	6.34	13,948.00		
MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS	22,970	2.04	46,776.10		
NOAH HOLDINGS LTD-SPON ADS	500	37.25	18,625.00		
UP FINTECH HOLDING LTD - ADR	1,100	6.07	6,677.00		
KE HOLDINGS INC	5,000	21.24	106,200.00		
SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	23,040	0.90	20,736.00		
AGORA INC-ADR	600	20.63	12,378.00		
CHINDATA GROUP HOLDINGS-ADR	1,000	9.86	9,860.00		
GDS HOLDINGS LTD - ADR	1,200	55.65	66,780.00		
GLOBANT SA	600	271.95	163,170.00		
KINGSOFT CLOUD HOLDINGS-ADR	900	17.65	15,885.00		
ONECONNECT FINANCIAL TECHNO	1,400	2.52	3,528.00		
VNET GROUP INC-ADR	1,200	10.48	12,576.00		
MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JOINT-SP ADR	8,600	8.08	69,488.00		
TELEFONICA BRASIL-ADR-W/I	6,769	8.87	60,041.03		
TIM SA-ADR-W/I	2,100	12.36	25,956.00		
CEMIG SA SPONS ADR	20,775	2.37	49,236.75		
CIA SANEAMENTO BASICO DE ADR	4,300	6.11	26,273.00		
INTER RAO UES PJSC	589,000	0.06	34,044.20		
DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	700	58.01	40,607.00		
アメリカ・ドル 小計	1,700,548		13,366,827.23 (1,520,743,934)		
イギリス・ポンド	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	6,250	13.42	83,843.75	
	OLD MUTUAL LTD	34,890	0.57	19,904.74	
イギリス・ポンド 小計	41,140		103,748.49 (15,724,121)		
香港・ドル	CHINA OILFIELD SERVICES-H	26,000	6.28	163,280.00	

CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	382,099	3.52	1,344,988.48
CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	49,540	16.54	819,391.60
PETROCHINA CO LTD-H	292,737	3.41	998,233.17
YANZHOU COAL MINING CO-H	14,000	12.22	171,080.00
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	30,000	3.80	114,000.00
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	20,500	36.40	746,200.00
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	35,000	7.48	261,800.00
CHINA MOLYBDENUM CO LTD-H	30,000	4.65	139,500.00
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	54,000	8.65	467,100.00
CHINA RESOURCES CEMENT	42,000	5.77	242,340.00
GANFENG LITHIUM CO LTD-H	3,600	145.80	524,880.00
HUABAO INTERNATIONAL HOLDING	14,000	22.50	315,000.00
JIANGXI COPPER CO LTD-H	14,000	12.80	179,200.00
LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	15,000	5.47	82,050.00
MMG LTD	32,000	2.83	90,560.00
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	35,000	8.89	311,150.00
SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	9,000	14.20	127,800.00
ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	15,000	7.98	119,700.00
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	66,000	10.24	675,840.00
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	39,000	5.30	206,700.00
BOC AVIATION LTD	4,000	55.40	221,600.00
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	40,000	3.81	152,400.00
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS LIMITED	23,000	37.85	870,550.00
CHINA LESSO GROUP HOLDINGS L	15,000	11.20	168,000.00
CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	87,000	3.74	325,380.00
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	18,000	7.80	140,400.00
CITIC LIMITED	102,000	7.16	730,320.00
FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	35,500	8.63	306,365.00
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	10,000	21.75	217,500.00
SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	19,000	8.13	154,470.00
SINOTRUK HONG KONG LTD	11,000	11.68	128,480.00
WEICHAI POWER CO LTD-H	19,000	13.82	262,580.00
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	7,500	50.80	381,000.00
CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT GROUP LTD	47,962	5.22	250,361.64
AIR CHINA LTD-H	42,000	5.04	211,680.00
BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	34,000	4.54	154,360.00
CHINA MERCHANTS PORT HLDGS COMPANY LTD	18,576	12.10	224,769.60
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	46,000	4.44	204,240.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	35,100	12.88	452,088.00
COSCO SHIPPING PORTS LIMITED	48,000	6.10	292,800.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	24,000	7.70	184,800.00
SHENZHEN INTL HOLDINGS	18,436	8.56	157,812.16
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	20,000	7.08	141,600.00
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	22,000	2.50	55,000.00
BYD COMPANY LIMITED	11,500	302.20	3,475,300.00
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	36,000	7.28	262,080.00

FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	8,800	43.05	378,840.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	88,000	23.95	2,107,600.00	
GREAT WALL MORTOR COMPANY-H	50,500	33.35	1,684,175.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP H	41,600	7.75	322,400.00	
MINTH GROUP LTD	12,000	36.55	438,600.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	20,000	13.58	271,600.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	16,000	122.90	1,966,400.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	44,000	5.39	237,160.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	32,600	28.75	937,250.00	
LI NING CO LTD	33,500	86.10	2,884,350.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	12,400	152.00	1,884,800.00	
CHINA EAST EDUCATION HOLDING	11,000	8.13	89,430.00	
CHINA EDUCATION GROUP HOLDIN	17,000	14.62	248,540.00	
CHINA YUHUA EDUCATION CORP L	36,000	3.91	140,760.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	17,000	17.60	299,200.00	
JIUMAOJIU INTERNATIONAL HOLD	9,000	16.40	147,600.00	
TONGCHENG-ELONG HOLDINGS LTD	12,400	16.70	207,080.00	
ALIBABA PICTURES GROUP LTD	180,000	0.81	145,800.00	
CHINA LITERATURE LTD	5,400	55.15	297,810.00	
KINGSOFT CORPORATION LTD	13,000	34.95	454,350.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	3,800	85.50	324,900.00	
TENCENT HOLDINGS LIMITED	85,040	462.40	39,322,496.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	224,200	130.00	29,146,000.00	
CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS	8,000	37.45	299,600.00	
GOME RETAIL HOLDINGS LTD	213,000	0.67	142,710.00	
HENG TEN NETWORKS GROUP LTD	40,000	3.17	126,800.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	5,500	68.70	377,850.00	
MEITUAN-CLASS B	59,700	245.00	14,626,500.00	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	26,000	9.12	237,120.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	9,000	65.00	585,000.00	
SUN ART RETAIL GROUP LTD	31,500	3.11	97,965.00	
CHINA FEIHE LTD	56,000	10.62	594,720.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	47,000	45.70	2,147,900.00	
CHINA RESOURCES ENTERPRISE	22,000	65.50	1,441,000.00	
DALI FOODS GROUP CO LTD	26,000	4.06	105,560.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	6,800	46.40	315,520.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	27,000	49.60	1,339,200.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	26,000	15.80	410,800.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	4,000	66.00	264,000.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	19,000	7.61	144,590.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	62,191	6.50	404,241.50	
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING	6,000	43.10	258,600.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	8,278	38.55	319,116.90	
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	3,000	21.60	64,800.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	62,000	7.41	459,420.00	
JINXIN FERTILITY GROUP LTD	28,000	11.38	318,640.00	
MICROPORT SCIENTIFIC CORP	10,000	32.70	327,000.00	
PING AN HEALTHCARE AND TECHN	8,400	29.80	250,320.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	40,000	11.00	440,000.00	

SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	12,400	14.42	178,808.00
SINOPHARM GROUP CO H	20,400	18.34	374,136.00
VENUS MEDTECH HANGZHOU INC-H	2,500	37.80	94,500.00
3SBIO INC	26,500	6.67	176,755.00
AKESO INC	3,000	49.90	149,700.00
CANSINO BIOLOGICS INC-H	1,000	160.50	160,500.00
CHINA MEDICAL SYSTEM HLD LTD	19,000	12.94	245,860.00
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	20,000	3.36	67,200.00
CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	56,000	3.80	212,800.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	144,320	8.27	1,193,526.40
GENSCRIPT BIOTECH CORP	18,000	40.50	729,000.00
HANGZHOU TIGERMED CONSULTI-H	2,800	126.70	354,760.00
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	16,000	16.14	258,240.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	18,000	71.20	1,281,600.00
PHARMARON BEIJING CO LTD-H	1,900	159.70	303,430.00
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	4,500	40.00	180,000.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	152,750	5.64	861,510.00
SSY GROUP LTD	18,000	3.72	66,960.00
WUXI APPTTEC CO LTD-H	3,340	172.50	576,150.00
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	53,500	106.40	5,692,400.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	410,528	2.60	1,067,372.80
BANK OF CHINA LTD - H	1,189,752	2.73	3,248,022.96
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	121,244	4.65	563,784.60
CHINA BOHAI BANK CO LTD-H	75,000	2.45	183,750.00
CHINA CITIC BANK - H	147,318	3.39	499,408.02
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,405,764	5.07	7,127,223.48
CHINA MERCHANTS BANK - H	57,496	60.95	3,504,381.20
CHINA MINSHENG BANKING H	75,976	3.03	230,207.28
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	23,000	2.63	60,490.00
IND & COMM BK OF CHINA - H	852,719	4.16	3,547,311.04
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	146,000	5.41	789,860.00
CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT COMPANY LTD	77,200	1.24	95,728.00
CHINA EVERBRIGHT LTD	26,000	8.30	215,800.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	50,500	4.24	214,120.00
CHINA HUARONG ASSET MANAGE-H	80,000	0.51	40,800.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	28,000	18.52	518,560.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	31,500	18.24	574,560.00
FAR EAST HORIZON LTD	20,000	6.91	138,200.00
GF SECURITIES CO LTD	10,800	13.82	149,256.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	34,800	6.57	228,636.00
HUATAI SECURITIES CO LTD	22,800	11.38	259,464.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	99,528	13.08	1,301,826.24
CHINA PACIFIC INSURANCE GR H	43,995	23.15	1,018,484.25
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS COMPA	20,000	11.00	220,000.00
NEW CHINA LIFE INSURANCE COMPANY LTD	17,700	21.30	377,010.00
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	153,000	2.32	354,960.00

PICC PROPERTY & CASUALTY -H	95,052	6.80	646,353.60
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	92,906	55.55	5,160,928.30
ZHONGAN ONLINE P&C INSURAN-H	8,100	27.50	222,750.00
AGILE GROUP HOLDINGS LTD	12,000	5.15	61,800.00
A-LIVING SMART CITY SERVICES CO LTD-H	7,500	18.40	138,000.00
CHINA EVERGRANDE GROUP	24,000	2.28	54,720.00
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	54,681	18.30	1,000,662.30
CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	25,000	7.50	187,500.00
CHINA RESOURCES LAND LTD	45,347	34.30	1,555,402.10
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	9,000	38.80	349,200.00
CHINA VANKE CO LTD-H	22,700	18.16	412,232.00
CIFI EVER SUNSHINE SERVICES GROUP LTD	8,000	13.42	107,360.00
CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	59,694	4.35	259,668.90
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	108,935	6.99	761,455.65
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	27,000	47.55	1,283,850.00
FRANSHION PROPERTIES	84,000	2.34	196,560.00
GREENTOWN CHINA HOLDINGS	16,000	11.26	180,160.00
GREENTOWN SERVICE GROUP CO L	32,000	7.31	233,920.00
GUANGZHOU R&F PROPERTIES - H	26,000	4.12	107,120.00
HOPSON DEVELOPMENT HOLDINGS	11,000	19.08	209,880.00
KWG GROUP HOLDINGS LIMITED	14,500	6.07	88,015.00
LOGAN GROUP COMPANY LIMITED	14,000	7.90	110,600.00
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	27,500	38.60	1,061,500.00
POLY PROPERTY SERVICES CO LTD-H	1,400	52.20	73,080.00
POWERLONG REAL ESTATE HOLDIN	28,000	4.64	129,920.00
SEAZEN GROUP LIMITED	38,000	5.63	213,940.00
SHENZHEN INVESTMENT LTD	56,000	1.83	102,480.00
SHIMAO GROUP HOLDINGS LTD	15,500	9.15	141,825.00
SHIMAO SERVICES HOLDINGS LTD	10,000	9.77	97,700.00
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	40,000	14.04	561,600.00
SUNAC SERVICES HOLDINGS LTD	13,000	12.82	166,660.00
WHARF HOLDINGS LTD	19,000	27.80	528,200.00
YUEXIU PROPERTY CO LTD	28,800	7.28	209,664.00
ZHENRO PROPERTIES GROUP LTD	24,000	4.45	106,800.00
CHINA YOUZAN LTD	184,000	0.71	130,640.00
CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	40,000	12.72	508,800.00
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	40,000	23.00	920,000.00
MING YUAN CLOUD GROUP HOLDIN	5,000	23.00	115,000.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD H	12,000	12.92	155,040.00
WEIMOB INC	21,000	9.51	199,710.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	11,500	34.15	392,725.00
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	10,500	31.85	334,425.00
KINGBOARD HOLDINGS LIMITED	10,500	39.55	415,275.00
KINGBOARD LAMINATES HLDG LTD	14,000	13.72	192,080.00
LENOVO GROUP LTD	101,505	7.66	777,528.30
SUNNY OPTICAL TECH	11,000	237.60	2,613,600.00

	XIAOMI CORP-CLASS B	209,200	19.30	4,037,560.00	
	ZTE CORP-H	4,400	21.80	95,920.00	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	614,000	1.00	614,000.00	
	BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	15,500	27.10	420,050.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP	60,000	2.85	171,000.00	
	CGN POWER CO LTD	97,700	2.14	209,078.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	44,400	17.56	779,664.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	51,000	16.40	836,400.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	174,000	4.00	696,000.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	14,000	41.65	583,100.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	24,000	20.50	492,000.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	11,800	150.00	1,770,000.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	44,000	10.84	476,960.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	42,000	3.45	144,900.00	
	KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	72,000	7.35	529,200.00	
	FLAT GLASS GROUP CO LTD-H	6,000	33.30	199,800.00	
	HANERGY THIN FILM POWER GROUP LIMITED	34,000	—	—	
	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	8,000	49.45	395,600.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	72,000	13.64	982,080.00	
香港・ドル	小計	12,812,809		204,859,537.47 (2,988,900,651)	
マレーシア・リンギット	DIALOG GROUP BHD	58,300	2.57	149,831.00	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	3,600	19.70	70,920.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	30,600	8.21	251,226.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	51,600	5.23	269,868.00	
	HAP SENG CONSOLIDATED	10,800	7.65	82,620.00	
	SIME DARBY BERHAD	22,200	2.20	48,840.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	22,700	5.80	131,660.00	
	MISC BERHAD	30,400	6.65	202,160.00	
	WESTPORTS HOLDINGS BHD	11,400	4.10	46,740.00	
	GENTING BHD	30,400	4.58	139,232.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	39,300	2.86	112,398.00	
	FRASER & NEAVE HOLDINGS BHD	3,100	23.90	74,090.00	
	IOI CORPORATION BHD	35,800	3.64	130,312.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	10,800	20.14	217,512.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	1,800	134.00	241,200.00	
	PPB GROUP BERHAD	7,640	17.00	129,880.00	
	QL RESOURCES BHD	8,850	4.47	39,559.50	
	SIME DARBY PLANTATION BERHAD	22,200	3.68	81,696.00	
	HARTELEGA HOLDINGS BHD	27,900	6.40	178,560.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	32,300	6.60	213,180.00	
	KOSSAN RUBBER INDUSTRIES	19,200	2.35	45,120.00	
	SUPERMAX CORP BHD	20,444	2.15	43,954.60	
	TOP GLOVE CORP BHD	72,400	3.19	230,956.00	
	AMBANK HOLDINGS BHD	31,100	3.08	95,788.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	111,455	5.11	569,535.05	
	HONG LEONG BANK BERHAD	8,300	18.20	151,060.00	

	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	2,600	17.24	44,824.00	
	MALAYAN BANKING BHD	50,325	8.05	405,116.25	
	PUBLIC BANK BERHAD	198,000	3.96	784,080.00	
	RHB BANK BHD	18,500	5.26	97,310.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	37,800	3.98	150,444.00	
	DIGI.COM BHD	31,800	4.13	131,334.00	
	MAXIS BHD	27,600	4.43	122,268.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	21,200	5.39	114,268.00	
	PETRONAS GAS BHD	10,300	16.30	167,890.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	33,300	9.26	308,358.00	
	マレーシア・リンギット 小計	1,156,014		6,273,790.40 (168,461,937)	
タイ・パーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	18,600	113.50	2,111,100.00	
	PTT PCL-NVDR	153,120	36.00	5,512,320.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	14,600	48.50	708,100.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	20,500	39.75	814,875.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL NVDR	36,994	57.00	2,108,658.00	
	SCG PACKAGING PCL-NVDR	24,800	62.25	1,543,800.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	11,149	381.00	4,247,769.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	63,730	59.75	3,807,867.50	
	BANGKOK EXPRESSWAY PUB-NVDR	194,200	8.40	1,631,280.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	117,600	9.05	1,064,280.00	
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	82,100	4.22	346,462.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	46,041	28.25	1,300,658.25	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	30,200	33.00	996,600.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	59,200	13.90	822,880.00	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	46,700	25.25	1,179,175.00	
	BERLI JUCKER PUBLIC CO NVDR	12,500	34.25	428,125.00	
	CP ALL PCL-NVDR	78,372	59.50	4,663,134.00	
	CARABAO GROUP PCL-NVDR	9,000	114.00	1,026,000.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS NVDR	49,300	24.60	1,212,780.00	
	OSOTSPA PCL-NVDR	7,700	32.75	252,175.00	
	THAI UNION GROUP PUBLIC COMPANY LIMITED	43,300	19.80	857,340.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	143,600	22.70	3,259,720.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PUBLIC COMPANY LTD	7,500	146.50	1,098,750.00	
	SRI TRANG GLOVES THAILA-NVDR	15,200	32.50	494,000.00	
	KRUNG THAI BNK LTD	33,400	11.50	384,100.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	11,611	123.50	1,433,958.50	
	BANGKOK COMMERCIAL ASSE-NVDR	27,200	20.20	549,440.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	11,100	54.25	602,175.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	11,100	57.00	632,700.00	
	SRISAWAD CORP PCL-NVDR	8,700	61.50	535,050.00	
CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	41,700	53.25	2,220,525.00		
LAND & HOUSES PUB-NVDR	156,900	8.50	1,333,650.00		
DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	4,300	442.00	1,900,600.00		
ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	15,980	211.00	3,371,780.00		
INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	3,200	75.00	240,000.00		
TRUE CORP PCL-NVDR	110,921	4.62	512,455.02		

	B GRIMM POWER PCL-NVDR	20,200	40.25	813,050.00	
	ELECTRICITY GENERATING	2,200	169.50	372,900.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL	15,500	79.00	1,224,500.00	
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	8,300	74.50	618,350.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	45,100	40.00	1,804,000.00	
	RATCH GROUP PCL-NVDR	16,800	43.75	735,000.00	
タイ・パーツ 小計		1,830,218		60,772,082.27 (205,409,638)	
フィリピン・ペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	30,710	49.10	1,507,861.00	
	AYALA CORPORATION	4,836	836.00	4,042,896.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	569	570.00	324,330.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	32,350	56.55	1,829,392.50	
	SM INVESTMENTS CORP	4,055	980.00	3,973,900.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	12,320	197.90	2,438,128.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	6,930	235.00	1,628,550.00	
	MONDE NISSIN CORP	79,000	17.02	1,344,580.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	11,210	133.00	1,490,930.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	33,662	91.00	3,063,242.00	
	BDO UNIBANK INC	25,642	124.00	3,179,608.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	23,165	49.90	1,155,933.50	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	278,900	4.06	1,132,334.00	
	AYALA LAND INC	125,000	34.50	4,312,500.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	159,200	37.40	5,954,080.00	
	GLOBE TELECOM INC	670	3,282.00	2,198,940.00	
	PLDT INC	1,210	1,680.00	2,032,800.00	
	AC ENERGY CORP	111,800	11.28	1,261,104.00	
MANILA ELECTRIC COMPANY	2,180	288.00	627,840.00		
フィリピン・ペソ 小計		943,409		43,498,949.00 (98,242,376)	
インドネシア・ルピア	ADARO ENERGY PT	117,000	1,690.00	197,730,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	20,800	21,825.00	453,960,000.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	116,600	2,330.00	271,678,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	405,500	985.00	399,417,500.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	40,500	7,800.00	315,900,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	12,700	10,525.00	133,667,500.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	146,000	3,740.00	546,040,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	53,000	8,200.00	434,600,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK	277,010	5,975.00	1,655,134,750.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	121,100	5,700.00	690,270,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	5,600	32,775.00	183,540,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	48,800	8,875.00	433,100,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	60,700	6,500.00	394,550,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	101,500	4,630.00	469,945,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	310,400	1,605.00	498,192,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA PT	871,355	7,400.00	6,448,027,000.00	
	BANK MANDIRI	293,094	7,175.00	2,102,949,450.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	88,900	6,950.00	617,855,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	1,015,674	4,170.00	4,235,360,580.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	385,600	1,190.00	458,864,000.00	
TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	710,915	4,140.00	2,943,188,100.00		

	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	97,000	3,080.00	298,760,000.00	
インドネシア・ルピア 小計		5,299,748		24,182,728,880.00 (193,461,831)	
メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	216,251	13.72	2,966,963.72	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	43,870	87.78	3,850,908.60	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	2,140	256.83	549,616.20	
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	16,400	50.61	830,004.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	4,900	58.83	288,267.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE-B	3,525	392.15	1,382,328.75	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	5,300	249.66	1,323,198.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	4,000	149.87	599,480.00	
	GRUPO TELEVISA SAB-SER CPO	35,623	39.77	1,416,726.71	
	MEGACABLE HOLDINGS-CPO	1,900	58.79	111,701.00	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV-SER V	79,911	69.79	5,576,988.69	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	4,900	132.80	650,720.00	
	BECLE SAB DE CV	10,300	47.58	490,074.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	6,300	104.43	657,909.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	27,078	154.80	4,191,674.40	
	GRUMA S. A. B. DE C. V.	2,200	256.98	565,356.00	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	33,700	52.81	1,779,697.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	16,400	33.39	547,596.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	40,496	125.96	5,100,876.16	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	26,600	20.12	535,192.00	
AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	536,580	18.57	9,964,290.60		
TELESITES SAB DE CV	25,500	18.88	481,440.00		
メキシコ・ペソ 小計		1,143,874		43,861,007.83 (230,397,488)	
ブラジル・リアル	COSAN SA	14,000	21.48	300,720.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	16,200	30.16	488,592.00	
	BRADSPAR SA -PREF	4,743	49.20	233,355.60	
	BRASKEM SA-PREF A	2,100	52.20	109,620.00	
	KLABIN SA	12,640	23.75	300,200.00	
	SUZANO SA	9,800	55.67	545,566.00	
	VALE SA	8,800	69.50	611,600.00	
	WEG SA	25,920	32.41	840,067.20	
	CCR SA	12,479	11.51	143,633.29	
	LOCALIZA RENT A CAR	8,364	52.25	437,019.00	
	RUMO SA	16,855	17.62	296,985.10	
	ALPARGATAS SA - PREF	4,200	39.64	166,488.00	
	AMERICANAS SA	7,984	31.45	251,096.80	
	LOJAS RENNEN S. A.	12,744	28.94	368,811.36	
	MAGAZINE LUIZA SA	39,600	8.04	318,384.00	
	VIA S/A	17,300	5.85	101,205.00	
	VIBRA ENERGIA SA	14,500	21.66	314,070.00	
	ATACADAO DISTRIBUICAO COMERC	4,900	15.54	76,146.00	
	RAIA DROGASIL SA	15,400	22.61	348,194.00	
	JBS SA	14,000	34.73	486,220.00	
NATURA &CO HOLDING SA	11,562	26.87	310,670.94		

	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	12,500	11.41	142,625.00	
	NOTRE DAME INTERMED PAR SA	8,300	64.05	531,615.00	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	7,300	51.25	374,125.00	
	HYPERA SA	5,900	27.35	161,365.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	25,001	17.44	436,017.44	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	11,000	20.27	222,970.00	
	BANCO DO BRASIL SA	12,665	30.81	390,208.65	
	BANCO INTER SA-UNITS	3,900	37.71	147,069.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	8,400	22.66	190,344.00	
	ITAUSA SA(PREF)	59,265	9.82	581,982.30	
	B3 SA- BRASIL BOLSA BALCAO	85,101	11.50	978,661.50	
	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	19,700	21.25	418,625.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	12,000	21.40	256,800.00	
	TOTVS SA	8,600	32.14	276,404.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	4,300	32.92	141,556.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	3,800	32.29	122,702.00	
	CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	16,000	6.10	97,600.00	
	CPFL ENERGIA SA	2,500	26.35	65,875.00	
	ENERGISA SA-UNITS	3,000	45.40	136,200.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	3,750	38.86	145,725.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	14,300	22.78	325,754.00	
	ブラジル・リアル 小計	601,373		13,192,868.18 (267,663,506)	
チリ・ペソ	EMPRESAS COPEC SA	5,213	6,450.00	33,623,850.00	
	EMPRESAS CMPC SA	12,792	1,405.30	17,976,597.60	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	1,814	53,920.00	97,810,880.00	
	FALABELLA SA	9,818	2,700.00	26,508,600.00	
	CENCOSUD SA	14,475	1,270.00	18,383,250.00	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	1,888	6,640.00	12,536,320.00	
	BANCO DE CHILE	901,902	80.00	72,152,160.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	497	28,000.00	13,916,000.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	1,121,660	37.55	42,118,333.00	
	CENCOSUD SHOPPING SA	15,004	889.00	13,338,556.00	
	COLBUN SA	204,949	52.16	10,690,139.84	
	ENEL CHILE SA	429,976	37.69	16,205,795.44	
ENER AMERICAS SA	344,355	108.00	37,190,340.00		
	チリ・ペソ 小計	3,064,343		412,450,821.88 (55,701,483)	
韓国・ウォン	GS HOLDINGS CORP	1,309	38,600.00	50,527,400.00	
	SK INNOVATION CO LTD	770	204,500.00	157,465,000.00	
	S-OIL CORPORATION	629	83,500.00	52,521,500.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORPORATION	1,542	33,550.00	51,734,100.00	
	HYUNDAI STEEL CO	1,362	38,400.00	52,300,800.00	
	KOREA ZINC CO LTD	126	503,000.00	63,378,000.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	260	157,000.00	40,820,000.00	
	LG CHEM LTD	655	712,000.00	466,360,000.00	
	LG CHEM LTD PREFERENCE	117	340,000.00	39,780,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	231	200,500.00	46,315,500.00	
	POSCO	1,084	264,500.00	286,718,000.00	
	POSCO CHEMICAL CO LTD	339	155,000.00	52,545,000.00	

SK CHEMICALS CO LTD/NEW	160	145,500.00	23,280,000.00	
SK IE TECHNOLOGY CO LTD	251	165,500.00	41,540,500.00	
SKC CO LTD	375	199,000.00	74,625,000.00	
CJ CORP	87	82,700.00	7,194,900.00	
DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE	571	23,700.00	13,532,700.00	
DOOSAN BOBCAT	695	36,800.00	25,576,000.00	
DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	3,588	19,900.00	71,401,200.00	
ECOPRO BM CO LTD	193	523,900.00	101,112,700.00	
GS ENGINEERING & CONSTRUCT	543	37,650.00	20,443,950.00	
HYUNDAI ENGINEERING & CONST	1,379	45,600.00	62,882,400.00	
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES HOLDING	585	54,100.00	31,648,500.00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	825	28,700.00	23,677,500.00	
KOREA SHIPBUILDING&OFFSHORE ENGIN	617	91,000.00	56,147,000.00	
LG CORP	1,356	80,800.00	109,564,800.00	
SAMSUNG C&T CORP	1,240	107,500.00	133,300,000.00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	1,620	21,550.00	34,911,000.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	6,918	5,260.00	36,388,680.00	
SK HOLDINGS CO LTD	618	254,500.00	157,281,000.00	
S-1 CORPORATION	403	74,600.00	30,063,800.00	
CJ LOGISTICS	89	129,000.00	11,481,000.00	
HMM CO LTD	3,582	24,750.00	88,654,500.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	386	150,500.00	58,093,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	3,028	26,550.00	80,393,400.00	
PAN OCEAN CO LTD	3,383	5,420.00	18,335,860.00	
HANKOOK TIRE AND TECHNOLOGY CO LTD	1,014	38,600.00	39,140,400.00	
HANON SYSTEMS	2,519	13,200.00	33,250,800.00	
HYUNDAI MOBIS	966	227,000.00	219,282,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	2,046	200,500.00	410,223,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	624	95,000.00	59,280,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	413	93,000.00	38,409,000.00	
KIA CORP	3,770	79,200.00	298,584,000.00	
COWAY CO LTD	999	71,400.00	71,328,600.00	
FILA HOLDINGS CORPORATION	736	34,800.00	25,612,800.00	
HLB INC	1,166	37,250.00	43,433,500.00	
LG ELECTRONICS INC	1,539	119,500.00	183,910,500.00	
KANGWON LAND INC	1,231	22,900.00	28,189,900.00	
CHEIL WORLDWIDE INC	1,050	22,250.00	23,362,500.00	
HYBE CO LTD	193	369,000.00	71,217,000.00	
KAKAO CORPORATION	4,680	123,000.00	575,640,000.00	
NAVER CORP	1,860	386,500.00	718,890,000.00	
NCSOFT CORPORATION	241	689,000.00	166,049,000.00	
NETMARBLE CORPORATION	320	120,000.00	38,400,000.00	
PEARL ABYSS CORP	420	133,200.00	55,944,000.00	
CJ ENM CO LTD	117	144,500.00	16,906,500.00	
HOTEL SHILLA CO LTD	678	72,200.00	48,951,600.00	
LOTTE SHOPPING CO	90	88,600.00	7,974,000.00	
SHINSEGAE INC	89	215,500.00	19,179,500.00	

BGF RETAIL CO LTD/NEW	119	147,500.00	17,552,500.00
E MART CO LTD	247	149,500.00	36,926,500.00
CJ CHEILJEDANG CORP	178	369,000.00	65,682,000.00
KT&G CORP	1,615	83,100.00	134,206,500.00
ORION CORP	336	103,000.00	34,608,000.00
AMOREPACIFIC CORP	435	166,500.00	72,427,500.00
AMOREPACIFIC GROUP	475	43,250.00	20,543,750.00
LG HOUSEHOLD & HEAL PREF	45	618,000.00	27,810,000.00
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	137	1,113,000.00	152,481,000.00
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	1,123	83,300.00	93,545,900.00
ALTEOGEN INC	361	68,000.00	24,548,000.00
CELLTRION INC	1,392	212,500.00	295,800,000.00
CELLTRION PHARM INC	246	122,300.00	30,085,800.00
GREEN CROSS CORP	72	223,000.00	16,056,000.00
HANMI PHARM CO LTD	83	261,000.00	21,663,000.00
SAMSUNG BIOLOGICS	225	884,000.00	198,900,000.00
SEEGENE INC	494	75,000.00	37,050,000.00
SHIN POONG PHARMACEUTICAL CO	388	33,950.00	13,172,600.00
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	295	95,800.00	28,261,000.00
SK BIOSCIENCE CO LTD	287	277,000.00	79,499,000.00
YUHAN CORPORATION	924	58,900.00	54,423,600.00
HANA FINANCIAL GROUP	4,270	40,800.00	174,216,000.00
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	2,369	10,750.00	25,466,750.00
KAKAOBANK CORP	740	70,300.00	52,022,000.00
KB FINANCIAL GROUP INC	5,782	55,300.00	319,744,600.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	6,642	36,300.00	241,104,600.00
WOORI FINANCIAL GROUP INC	9,268	12,700.00	117,703,600.00
DAEWOO SECURITIES CO LTD	5,287	8,860.00	46,842,820.00
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	603	78,900.00	47,576,700.00
MERITZ SECURITIES CO LTD	6,909	5,070.00	35,028,630.00
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	919	45,150.00	41,492,850.00
WOORI INVESTMENT & SECURITIE C	1,872	12,650.00	23,680,800.00
DB INSURANCE CO LTD	581	54,100.00	31,432,100.00
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	438	208,000.00	91,104,000.00
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	930	62,000.00	57,660,000.00
DOUZONE BIZON CO LTD	248	75,500.00	18,724,000.00
SAMSUNG SDS CO., LTD.	508	147,500.00	74,930,000.00
LG DISPLAY CO LTD	3,737	20,500.00	76,608,500.00
LG INNOTEK CO LTD	207	292,500.00	60,547,500.00
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	980	170,000.00	166,600,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	70,884	72,300.00	5,124,913,200.00
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	11,797	65,800.00	776,242,600.00
SAMSUNG SDI CO LTD	794	709,000.00	562,946,000.00
LG UPLUS CORP	2,397	13,750.00	32,958,750.00
SK TELECOM	622	57,900.00	36,013,800.00
KOREA ELECTRIC POWER CORP	3,815	21,550.00	82,213,250.00
SK HYNIX INC	7,917	116,000.00	918,372,000.00
SK SQUARE CO LTD	402	76,000.00	30,552,000.00

韓国・ウォン 小計		228,072		16,587,092,990.00 (1,589,043,508)	
台湾・ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	19,000	97.20	1,846,800.00	
	ASIA CEMENT CORP	30,000	42.45	1,273,500.00	
	CHINA STEEL CORP	181,466	32.90	5,970,231.40	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	59,749	79.30	4,738,095.70	
	FORMOSA PLASTICS CORP	63,028	103.00	6,491,884.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	73,713	82.70	6,096,065.10	
	TAIWAN CEMENT	60,832	46.50	2,828,688.00	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	2,000	822.00	1,644,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	72,000	28.15	2,026,800.00	
	HIWIN TECHNOLOGIES CORP	4,354	279.00	1,214,766.00	
	EVERGREEN MARINE	36,000	120.00	4,320,000.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	35,000	29.50	1,032,500.00	
	WAN HAI LINES LTD	7,700	153.00	1,178,100.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	22,000	110.00	2,420,000.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	31,000	34.00	1,054,000.00	
	ECLAT TEXTILE CO LTD	3,020	589.00	1,778,780.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO	5,798	201.00	1,165,398.00	
	GIANT MANUFACTURING CO., LTD.	5,000	317.50	1,587,500.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO	3,000	392.50	1,177,500.00	
	POU CHEN	28,000	32.75	917,000.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	4,000	612.00	2,448,000.00	
	MOMO.COM INC	1,000	1,660.00	1,660,000.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	7,000	277.50	1,942,500.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	69,717	67.30	4,691,954.10	
	ONENESS BIOTECH CO LTD	3,000	275.50	826,500.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	67,501	16.70	1,127,266.70	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	252,389	24.30	6,133,052.70	
	E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	174,767	27.20	4,753,662.40	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	151,957	23.30	3,540,598.10	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	110,864	20.45	2,267,168.80	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	156,575	33.90	5,307,892.50	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	120,170	15.00	1,802,550.00	
	TAISHIN FINANCIAL HOLDING	149,889	18.20	2,727,979.80	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL HOLDINGS CO	133,271	23.55	3,138,532.05	
	THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	68,518	45.75	3,134,698.50	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	17,854	242.00	4,320,668.00		
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	177,165	24.30	4,305,109.50		
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	108,605	59.30	6,440,276.50		
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	186,000	16.20	3,013,200.00		
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	23,093	30.45	703,181.85		
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	118,567	73.50	8,714,674.50		
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	156,052	10.65	1,661,953.80		
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	18,200	63.80	1,161,160.00		
ACCTON TECHNOLOGY CORP	7,000	290.50	2,033,500.00		
ACER INC	49,000	27.80	1,362,200.00		

ADVANTECH CO LTD	5,508	376.00	2,071,008.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	10,800	355.50	3,839,400.00	
AU OPTRONICS CORP	128,000	20.65	2,643,200.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	10,100	149.00	1,504,900.00	
COMPAL ELECTRONICS	79,000	23.35	1,844,650.00	
DELTA ELECTRONICS INC	27,319	253.50	6,925,366.50	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	28,000	65.00	1,820,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	179,807	103.50	18,610,024.50	
INNOLUX CORPORATION	137,000	17.85	2,445,450.00	
INVENTEC CO LTD	31,000	26.05	807,550.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	2,000	1,995.00	3,990,000.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	23,105	60.60	1,400,163.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	10,000	161.50	1,615,000.00	
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD	3,000	584.00	1,752,000.00	
PEGATRON CORP	24,000	67.00	1,608,000.00	
QUANTA COMPUTER INC	40,222	86.60	3,483,225.20	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	17,350	57.90	1,004,565.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	18,000	213.00	3,834,000.00	
WALSIN TECHNOLOGY CORP	4,000	176.00	704,000.00	
WISTRON CORP	63,467	29.30	1,859,583.10	
WIWYNN CORP	1,000	1,020.00	1,020,000.00	
WPG HOLDINGS	16,360	49.95	817,182.00	
YAGEO CORPORATION	5,198	459.50	2,388,481.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING LTD	10,000	98.40	984,000.00	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	54,274	112.50	6,105,825.00	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	23,000	62.50	1,437,500.00	
TAIWAN MOBILE CO LTD	21,518	98.20	2,113,067.60	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	50,768	101.00	5,127,568.00	
ASMEDIA TECHNOLOGY INC	1,000	1,855.00	1,855,000.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	3,000	826.00	2,478,000.00	
MEDIATEK INC	22,159	1,030.00	22,823,770.00	
NANYA TECHNOLOGY CORPORATION	19,000	73.30	1,392,700.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS CORPORATION	8,000	470.00	3,760,000.00	
PHISON ELECTRONICS CORP	2,000	417.50	835,000.00	
POWERTECH TECHNOLOGY INC	13,000	97.20	1,263,600.00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	7,000	536.00	3,752,000.00	
SILERGY CORP	1,000	4,470.00	4,470,000.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	363,086	593.00	215,309,998.00	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	168,488	62.40	10,513,651.20	
VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	11,000	149.50	1,644,500.00	
WIN SEMICONDUCTORS CORP	5,000	364.50	1,822,500.00	
WINBOND ELECTRONICS CORP	40,000	30.90	1,236,000.00	
台湾・ドル 小計	4,762,343		486,892,316.10 (1,993,629,277)	
インド・ルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	10,855	367.45	3,988,669.75
	COAL INDIA LTD	22,281	154.25	3,436,844.25
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	8,341	296.45	2,472,689.45

INDIAN OIL CORP	45,089	118.80	5,356,573.20
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	37,532	144.10	5,408,361.20
PETRONET LNG LTD	12,939	219.95	2,845,933.05
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	42,614	2,441.50	104,042,081.00
ACC LTD	1,223	2,289.60	2,800,180.80
AMBUJA CEMENTS LIMITED	10,005	369.15	3,693,345.75
ASIAN PAINTS LTD	5,520	3,144.30	17,356,536.00
BERGER PAINTS INDIA LTD	5,799	740.25	4,292,709.75
GRASIM INDUSTRIES LTD	4,370	1,683.95	7,358,861.50
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	22,237	420.15	9,342,875.55
JSW STEEL LTD	11,286	625.60	7,060,521.60
PI INDUSTRIES LTD	1,176	2,954.70	3,474,727.20
PIDILITE INDUSTRIES LTD	2,374	2,218.10	5,265,769.40
SHREE CEMENT LTD	146	25,566.10	3,732,650.60
TATA STEEL LTD	11,037	1,114.75	12,303,495.75
ULTRATECH CEMENT LTD	1,686	7,388.25	12,456,589.50
UNITED PHOSPHOROUS LTD	6,726	689.35	4,636,568.10
VEDANTA LIMITED	17,959	346.80	6,228,181.20
ADANI ENTERPRISES LTD	3,580	1,665.05	5,960,879.00
BHARAT ELECTRONICS LTD	22,245	197.25	4,387,826.25
HAVELLS INDIA	3,021	1,330.10	4,018,232.10
LARSEN & TOUBRO LIMITED	9,536	1,767.25	16,852,496.00
SIEMENS LTD	1,629	2,133.40	3,475,308.60
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	6,573	702.60	4,618,189.80
CONTAINER CORPORATION OF INDIA LIMITED	3,858	598.25	2,308,048.50
INTERGLOBE AVIATION LTD	1,002	1,894.50	1,898,289.00
BAJAJ AUTO LTD	1,128	3,298.20	3,720,369.60
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	1,118	2,163.20	2,418,457.60
BHARAT FORGE LTD	3,323	697.05	2,316,297.15
EICHER MOTORS LTD	2,041	2,413.40	4,925,749.40
HERO MOTOCORP LTD	1,811	2,490.80	4,510,838.80
MAHINDRA & MAHINDRA LIMITED	14,110	850.80	12,004,788.00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	1,982	7,149.50	14,170,309.00
MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD	18,935	214.05	4,053,036.75
MRF LTD	26	73,818.25	1,919,274.50
TATA MOTORS LTD	26,941	461.45	12,431,924.45
PAGE INDUSTRIES LTD	73	38,031.05	2,776,266.65
TITAN INDUSTRIES LTD	4,933	2,324.20	11,465,278.60
JUBILANT FOODWORKS LTD	1,249	3,640.25	4,546,672.25
INFO EDGE INDIA LTD	1,259	5,845.90	7,359,988.10
TRENT LTD	2,484	1,026.70	2,550,322.80
AVENUE SUPERMARTS LTD	2,150	4,673.35	10,047,702.50
BRITANNIA INDUSTRIES LIMITED	1,717	3,528.60	6,058,606.20
ITC LTD	45,074	221.50	9,983,891.00
NESTLE INDIA LTD	448	19,000.40	8,512,179.20
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	10,483	766.00	8,029,978.00
UNITED SPIRITS LIMITED	2,875	890.10	2,559,037.50
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	2,778	1,445.35	4,015,182.30

DABUR INDIA LTD	9,379	598.00	5,608,642.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	6,451	913.20	5,891,053.20	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	11,949	2,329.40	27,834,000.60	
MARICO LTD	9,199	534.75	4,919,165.25	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	1,239	5,727.50	7,096,372.50	
AUROBINDO PHARMA LTD	4,521	654.90	2,960,802.90	
BIOCON LTD	5,961	364.40	2,172,188.40	
CIPLA LTD	8,629	965.00	8,326,985.00	
DIVI'S LABORATORIES LTD	1,695	4,921.35	8,341,688.25	
DR. REDDY'S LABORATORIES	1,770	4,697.60	8,314,752.00	
IPCA LABORATORIES LTD	839	2,120.35	1,778,973.65	
LUPIN LTD	3,792	893.00	3,386,256.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	12,627	751.05	9,483,508.35	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	627	3,037.30	1,904,387.10	
AXIS BANK LTD	32,821	651.10	21,369,753.10	
BANDHAN BANK LTD	8,951	268.85	2,406,476.35	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	25,614	2,713.80	69,511,273.20	
ICICI BANK LIMITED	76,672	718.40	55,081,164.80	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	8,035	2,019.60	16,227,486.00	
STATE BANK OF INDIA	24,162	465.10	11,237,746.20	
YES BANK LTD	133,812	12.15	1,625,815.80	
BAJAJ FINANCE LTD	4,125	6,905.75	28,486,218.75	
BAJAJ FINSERV LTD	590	16,890.40	9,965,336.00	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	5,562	542.20	3,015,716.40	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	734	2,508.50	1,841,239.00	
MUTHOOT FINANCE LTD	1,573	1,427.10	2,244,828.30	
PIRAMAL ENTERPRISES LTD	1,271	2,384.70	3,030,953.70	
REC LTD	9,098	128.90	1,172,732.20	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	4,273	937.00	4,003,801.00	
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	2,558	1,403.25	3,589,513.50	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	10,711	683.65	7,322,575.15	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	3,491	1,434.25	5,006,966.75	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	4,808	587.25	2,823,498.00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	7,791	1,136.25	8,852,523.75	
DLF LTD	5,874	374.85	2,201,868.90	
HCL TECHNOLOGIES LTD	15,643	1,133.15	17,725,865.45	
INFOSYS LIMITED	50,901	1,696.35	86,345,911.35	
LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	661	6,748.55	4,460,791.55	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	13,497	3,502.00	47,266,494.00	
TECH MAHINDRA LTD	8,652	1,536.65	13,295,095.80	
WIPRO LTD	21,582	630.60	13,609,609.20	
BHARTI AIRTEL LTD	36,224	739.35	26,782,214.40	
INDUS TOWERS LTD	9,578	281.50	2,696,207.00	
ADANI GREEN ENERGY LTD	4,973	1,352.75	6,727,225.75	
ADANI TOTAL GAS LTD	3,426	1,579.60	5,411,709.60	
ADANI TRANSMISSION LTD	3,355	1,894.20	6,355,041.00	
GAIL INDIA LTD	23,806	130.35	3,103,112.10	
INDRAPRASTHA GAS LTD	4,502	480.90	2,165,011.80	
NTPC LIMITED	63,695	126.50	8,057,417.50	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	41,089	200.25	8,228,072.25	

インド・ルピー 小計		1,232,365		1,022,715,625.00 (1,564,754,906)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	726	860.50	624,723.00	
	MONETA MONEY BANK	12,466	95.00	1,184,270.00	
	CEZ AS	1,947	730.50	1,422,283.50	
チェコ・コルナ 小計		15,139		3,231,276.50 (16,224,239)	
エジプト・ポンド	EASTERN TOBACCO	20,420	10.70	218,494.00	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	26,872	50.90	1,367,784.80	
	FAWRY FOR BANKING & PAYMENT	1,726	12.10	20,884.60	
エジプト・ポンド 小計		49,018		1,607,163.40 (11,636,988)	
クウェート・ディナール	AGILITY	14,127	0.96	13,505.41	
	BOUBYAN BANK K. S. C	15,879	0.78	12,417.37	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	63,318	0.82	51,857.44	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	104,948	1.00	104,738.10	
	MABANEE CO KPSC	11,249	0.78	8,762.97	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	23,842	0.59	13,971.41	
クウェート・ディナール 小計		233,363		205,252.70 (77,298,166)	
コロンビア・ペソ	GRUPO DE INVERSIONES SURAMERICANA	1,641	24,400.00	40,040,400.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	6,224	21,000.00	130,704,000.00	
	コロンビア・ペソ 小計		7,865		170,744,400.00 (4,815,333)
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	4,923	2,440.00	12,012,120.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	1,999	8,600.00	17,191,400.00	
	OTP BANK NYRT	3,037	17,735.00	53,861,195.00	
ハンガリー・フォリント 小計		9,959		83,064,715.00 (29,045,571)	
UAE・ディルハム	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	29,886	4.22	126,118.92	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	35,952	8.47	304,513.44	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	27,677	6.40	177,132.80	
	DUBAI ISLAMIC BANK	25,126	5.31	133,419.06	
	EMIRATES NBD PJSC	36,563	12.80	468,006.40	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	69,454	19.00	1,319,626.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	66,275	4.09	271,064.75	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	66,114	4.61	304,785.54	
	EMIRATES TELECOM GROUP	24,594	31.00	762,414.00	
UAE・ディルハム 小計		381,641		3,867,080.91 (119,995,520)	
パキスタン・ルピー	MCB BANK	11,800	159.70	1,884,460.00	
パキスタン・ルピー 小計		11,800		1,884,460.00 (1,224,899)	
ポーランド・ズロチ	POLSKI KONCERN NAFTOWY SA	4,065	71.62	291,135.30	
	POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I	20,443	5.51	112,559.15	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	2,324	134.55	312,694.20	
	LPP SA	14	12,330.00	172,620.00	
	CD PROJEKT SA	949	191.52	181,752.48	
	CYFROWY POLSAT SA	6,519	34.04	221,906.76	

	ALLEGRO. EU SA	4,893	40.94	200,319.42	
	DINO POLSKA SA	552	335.60	185,251.20	
	BANK PEKAO SA	2,238	116.00	259,608.00	
	BANK ZACHODNI WBK SA	410	338.10	138,621.00	
	PKO BANK POLSKI SA	14,410	41.98	604,931.80	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	10,504	35.20	369,740.80	
	ORANGE POLSKA SA	8,092	8.36	67,608.66	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA	6,942	8.07	55,994.17	
ポーランド・ズロチ	小計	82,355		3,174,742.94 (87,196,219)	
南アフリカ・ランド	EXXARO RESOURCES LTD	4,914	152.43	749,041.02	
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	2,381	199.72	475,533.32	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	696	1,621.66	1,128,675.36	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	5,569	322.46	1,795,779.74	
	GOLD FIELDS LTD	13,191	172.96	2,281,515.36	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	7,601	63.94	486,007.94	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	11,321	191.24	2,165,028.04	
	KUMBA IRON ORE LTD	793	436.93	346,485.49	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	4,633	218.96	1,014,441.68	
	SASOL LTD	7,606	258.78	1,968,280.68	
	SIBANYE STILLWATER LTD	40,530	48.38	1,960,841.40	
	BIDVEST GROUP LTD	3,706	184.39	683,349.34	
	MULTICHOICE GROUP LIMITED	5,822	122.26	711,797.72	
	MR PRICE GROUP LTD	4,231	198.93	841,672.83	
	NASPERS LTD-N SHS	3,181	2,461.49	7,829,999.69	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	13,657	51.16	698,692.12	
	BID CORP LTD	5,667	296.45	1,679,982.15	
	CLICKS GROUP LTD	3,262	287.27	937,074.74	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	8,193	195.30	1,600,092.90	
	SPAR GROUP LIMITED/THE	2,953	166.69	492,235.57	
	TIGER BRANDS LTD	3,562	184.42	656,904.04	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	5,001	224.22	1,121,324.22	
	ABSA GROUP LTD	9,798	131.92	1,292,552.16	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	1,224	1,764.32	2,159,527.68	
	NEDBANK GROUP LTD	6,280	162.06	1,017,736.80	
	STANDARD BANK GROUP LTD	20,034	128.99	2,584,185.66	
	FIRSTRAND LTD	71,707	55.25	3,961,811.75	
	REINET INVESTMENTS SCA	2,463	261.97	645,232.11	
	REMGRO LTD	7,204	126.60	912,026.40	
	DISCOVERY LIMITED	7,370	133.36	982,863.20	
	OLD MUTUAL LTD	28,743	12.46	358,137.78	
	RAND MERCHANT INVESTMENT HOL	16,707	41.48	693,006.36	
	SANLAM LTD	30,044	55.32	1,662,034.08	
	NEPI ROCKCASTLE PLC	4,838	98.74	477,704.12	
	MTN GROUP LTD	25,450	159.41	4,056,984.50	
	VODACOM GROUP PTY LTD	10,256	137.15	1,406,610.40	
南アフリカ・ランド	小計	400,588		53,835,168.35 (379,537,936)	
中国・元	CHINA SHENHUA ENERGY CO-A	6,100	19.57	119,377.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-A	15,900	5.37	85,383.00	

PETROCHINA CO LTD-A	32,400	4.74	153,576.00
SHAANXI COAL INDUSTRY CO L-A	15,800	12.04	190,232.00
YANZHOU COAL MINING CO-A	17,500	22.97	401,975.00
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-A	41,200	5.25	216,300.00
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	5,800	36.12	209,496.00
BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	21,600	6.66	143,856.00
BBMG CORPORATION-A	30,600	2.69	82,314.00
CHINA MOLYBDENUM CO LTD-A	42,800	5.78	247,384.00
CHINA NORTHERN RARE EARTH -A	4,600	56.04	257,784.00
GANFENG LITHIUM CO LTD-A	900	163.75	147,375.00
GUANGZHOU TINCI MATERIALS -A	1,100	136.82	150,502.00
HENGLI PETROCHEMICAL CO L-A	9,800	21.14	207,172.00
INNER MONGOLIA BAOTOU STE-A	53,700	2.97	159,489.00
INNER MONGOLIA JUNZHENG EN-A	10,800	5.41	58,428.00
JIANGSU EASTERN SHENGHONG -A	3,600	23.84	85,824.00
JIANGXI COPPER CO LTD-A	2,900	22.96	66,584.00
LB GROUP CO LTD-A	3,400	26.90	91,460.00
NINGXIA BAOFENG ENERGY GRO-A	5,200	16.11	83,772.00
RONGSHENG PETRO CHEMICAL-A	14,400	16.12	232,128.00
SHANDONG GOLD MINING CO LT-A	4,300	19.10	82,130.00
SHANDONG HUALU HENGSHENG-A	3,300	29.25	96,525.00
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENER-A	800	193.80	155,040.00
TONGLING NONFERROUS METALS-A	86,100	3.47	298,767.00
WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	2,600	95.00	247,000.00
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL-A	700	269.98	188,986.00
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO -A	900	133.00	119,700.00
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	31,700	10.25	324,925.00
AECC AVIATION POWER CO-A	4,000	63.68	254,720.00
CHINA BAOAN GROUP-A	3,300	17.70	58,410.00
CHINA STATE CONSTRUCTION -A	43,200	4.64	200,448.00
CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	2,000	679.80	1,359,600.00
CRRC CORP LTD-A	34,000	5.95	202,300.00
EVE ENERGY CO LTD-A	3,611	148.00	534,428.00
GOTION HIGH-TECH CO LTD-A	1,700	62.33	105,961.00
GUANGDONG KINLONG HARDWARE-A	300	159.39	47,817.00
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC C-A	1,600	79.88	127,808.00
METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	53,600	3.78	202,608.00
NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	7,800	43.03	335,634.00
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	10,700	22.07	236,149.00
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-A	28,700	4.81	138,047.00
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	3,750	66.63	249,862.50
SUNGROW POWER SUPPLY CO LT-A	1,100	158.22	174,042.00
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD-A	2,200	51.70	113,740.00
SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIE-A	100	712.98	71,298.00
WEICHAI POWER CO LTD-A	11,100	15.37	170,607.00
WUXI SHANGJI AUTOMATION CO-A	400	219.42	87,768.00
XINJIANG GOLDWIND SCI&TECH-A	18,800	18.30	344,040.00
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS-A	3,000	50.96	152,880.00
ZHEJIANG SANHUA INTELLIGEN-A	5,900	22.60	133,340.00
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY S-A	22,300	6.93	154,539.00

BEIJING-SHANGHAI HIGH SPE-A	52,800	4.50	237,600.00	
CHINA EASTERN AIRLINES CO-A	17,900	4.65	83,235.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-A	19,110	16.39	313,212.90	
S F HOLDING CO LTD-A	4,100	61.88	253,708.00	
SINOTRANS LIMITED-A	29,500	4.18	123,310.00	
BYD CO LTD -A	1,700	304.46	517,582.00	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOB-A	5,180	17.39	90,080.20	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-A	1,900	45.85	87,115.00	
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS-A	5,500	25.38	139,590.00	
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIV-A	800	142.07	113,656.00	
SAIC MOTOR CORP LTD-A	9,600	20.09	192,864.00	
ECOVACS ROBOTICS CO LTD-A	600	165.20	99,120.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-A	8,000	26.84	214,720.00	
HANG ZHOU GREAT STAR INDUS-A	2,000	32.50	65,000.00	
OPPEIN HOME GROUP INC-A	700	119.31	83,517.00	
TCL TECHNOLOGY GROUP CORP-A	25,900	6.12	158,508.00	
SHANGHAI JINJIANG INTERNAT-A	1,400	53.05	74,270.00	
FOCUS MEDIA INFORMATION TE-A	19,000	7.12	135,280.00	
MANGO EXCELLENT MEDIA CO L-A	3,400	43.71	148,614.00	
WUHU SANQI INTERACTIVE ENT-A	3,200	23.38	74,816.00	
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CO-A	2,000	203.30	406,600.00	
SUNING.COM CO LTD-A	16,800	3.87	65,016.00	
YONGHUI SUPERSTORES CO LTD-A	18,600	3.88	72,168.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-A	800	255.21	204,168.00	
CHONGQING BREWERY CO-A	500	145.59	72,795.00	
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	3,120	113.50	354,120.00	
GUANGDONG HAID GROUP CO-A	1,400	65.85	92,190.00	
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT-A	3,700	28.99	107,263.00	
INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	7,000	39.74	278,180.00	
JIANGSU YANGHE BREWERY -A	1,700	175.85	298,945.00	
JIUGUI LIQUOR CO LTD-A	400	234.98	93,992.00	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	1,100	1,985.00	2,183,500.00	
LUZHOU LAOJIAO CO LTD-A	1,600	235.50	376,800.00	
MUYUAN FOODSTUFF CO LTD-A	4,452	54.50	242,634.00	
NEW HOPE LIUHE CO LTD-A	4,300	14.63	62,909.00	
SHANGHAI BAIRUN INVESTMENT-A	840	59.80	50,232.00	
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE-A	1,680	315.10	529,368.00	
SICHUAN SWELLFUN CO LTD-A	700	133.80	93,660.00	
TONGWEI CO LTD-A	5,200	44.29	230,308.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-A	2,100	100.90	211,890.00	
WENS FOODSTUFFS GROUP CO - A	2,880	16.13	46,454.40	
WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	3,800	224.73	853,974.00	
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDIN-A	1,000	62.04	62,040.00	
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A	5,899	43.47	256,429.53	
GUANGZHOU KINGMED DIAGNOST-A	500	113.76	56,880.00	
HUADONG MEDICINE CO LTD-A	1,500	33.77	50,655.00	
INTCO MEDICAL TECHNOLOGY C-A	450	60.65	27,292.50	
JAFRON BIOMEDICAL CO LTD-A	1,000	53.09	53,090.00	
OVCTEK CHINA INC-A	700	58.20	40,740.00	

SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	900	362.08	325,872.00	
TOPCHOICE MEDICAL CORPORAT-A	300	196.91	59,073.00	
ASYMCHEM LABORATORIES TIAN-A	200	524.92	104,984.00	
BEIJING WANTAI BIOLOGICAL-A	400	243.97	97,588.00	
CANSINO BIOLOGICS INC-A	152	279.90	42,544.80	
CHANGCHUN HIGH & NEW TECH-A	400	287.53	115,012.00	
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICA-A	1,400	133.10	186,340.00	
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	3,300	29.19	96,327.00	
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPME-A	200	562.01	112,402.00	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE C-A	5,904	51.09	301,635.36	
PHARMARON BEIJING CO LTD-A	700	185.79	130,053.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-A	3,300	55.10	181,830.00	
SHENZHEN KANGTAI BIOLOGICA-A	800	117.08	93,664.00	
WALVAX BIOTECHNOLOGY CO-A	3,500	68.25	238,875.00	
WUXI APPTec CO LTD-A	4,704	143.00	672,672.00	
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD-A	1,800	87.95	158,310.00	
ZHANGZHOU PIENZEHUANG PHA-A	600	438.29	262,974.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	38,200	2.92	111,544.00	
BANK OF BEIJING CO LTD -A	15,800	4.40	69,520.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	46,000	4.58	210,680.00	
BANK OF HANGZHOU CO LTD-A	9,800	13.74	134,652.00	
BANK OF NINGBO CO LTD -A	6,300	38.88	244,944.00	
BANK OF SHANGHAI CO LTD-A	30,700	7.17	220,119.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	58,700	3.34	196,058.00	
CHINA MERCHANTS BANK-A	20,100	49.82	1,001,382.00	
CHINA MINSHENG BANKING-A	42,700	3.89	166,103.00	
HUAXIA BANK CO LTD-A	11,300	5.68	64,184.00	
IND & COMM BK OF CHINA-A	25,400	4.58	116,332.00	
INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	18,100	18.07	327,067.00	
PING AN BANK CO LTD-A	19,000	17.51	332,690.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-A	20,800	5.09	105,872.00	
SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	24,100	8.59	207,019.00	
CHINA MERCHANTS SECURITIES-A	13,390	17.06	228,433.40	
CITIC SECURITIES CO-A	14,800	23.80	352,240.00	
CSC FINANCIAL CO LTD-A	5,500	28.09	154,495.00	
DONGXING SECURITIES CO LT-A	12,700	11.84	150,368.00	
EAST MONEY INFORMATION CO-A	14,976	34.81	521,314.56	
GF SECURITIES CO LTD-A	12,000	23.03	276,360.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-A	16,900	11.85	200,265.00	
HITHINK ROYALFLUSH INFORMA-A	600	116.37	69,822.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-A	15,100	15.64	236,164.00	
ORIENT SECURITIES CO LTD-A	9,400	14.13	132,822.00	
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO-A	37,500	5.02	188,250.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-A	4,000	28.82	115,280.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	6,800	27.25	185,300.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	10,900	48.66	530,394.00	
CHINA FORTUNE LAND DEVELOP-A	5,980	3.37	20,152.60	
CHINA MERCHANTS SHEKOU IND-A	9,680	11.65	112,772.00	
CHINA VANKE CO LTD -A	9,200	18.46	169,832.00	
POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	14,200	13.95	198,090.00	

	SEAZEN HOLDINGS CO LTD-A	4,300	32.00	137,600.00	
	BEIJING KINGSOFT OFFICE SO-A	390	267.00	104,130.00	
	HUNDSUN TECHNOLOGIES INC-A	3,640	58.32	212,284.80	
	IFLYTEK CO LTD - A	4,700	53.63	252,061.00	
	SANGFOR TECHNOLOGIES INC-A	400	189.75	75,900.00	
	THUNDER SOFTWARE TECHNOLOG-A	600	160.60	96,360.00	
	YONYOU NETWORK TECHNOLOGY-A	6,110	30.65	187,271.50	
	BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-A	51,100	4.84	247,324.00	
	GOERTEK INC -A	3,900	52.95	206,505.00	
	GUANGZHOU SHIYUAN ELECTRON-A	800	69.95	55,960.00	
	LENS TECHNOLOGY CO LTD-A	4,800	21.12	101,376.00	
	LUXSHARE PRECISIONIndustr-A	8,189	40.10	328,378.90	
	MAXSCEND MICROELECTRONICS -A	180	375.14	67,525.20	
	SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD -A	3,700	23.33	86,321.00	
	SHENNAN CIRCUITS CO LTD-A	700	105.70	73,990.00	
	UNISPLENDOR CORP LTD-A	6,580	25.48	167,658.40	
	WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD A	1,300	123.35	160,355.00	
	YEALINK NETWORK TECHNOLOGY-A	1,600	75.14	120,224.00	
	ZTE CORP-A	7,100	30.99	220,029.00	
	CHINA NATIONAL NUCLEAR POW-A	31,300	6.85	214,405.00	
	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	16,100	19.53	314,433.00	
	HUADIAN POWER INTL CORP-A	35,300	3.70	130,610.00	
	ADVANCED MICRO-FABRICATION-A	702	158.20	111,056.40	
	GIGADEVICE SEMICONDUCTOR B-A	980	150.23	147,225.40	
	HANGZHOU FIRST APPLIED MAT-A	900	125.25	112,725.00	
	HANGZHOU SILAN MICROELECTR-A	1,600	59.57	95,312.00	
	INGENIC SEMICONDUCTOR CO -A	600	136.69	82,014.00	
	JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD-A	1,900	86.44	164,236.00	
	LONGI GREEN ENERGY TECHNOL-A	4,900	87.99	431,151.00	
	NAURA TECHNOLOGY GROUP CO-A	800	376.33	301,064.00	
	SANAN OPTOELECTRONICS CO L-A	7,700	35.11	270,347.00	
	SG MICRO CORP-A	300	346.00	103,800.00	
	SHENZHEN GOODIX TECHNOLOGY-A	500	112.35	56,175.00	
	SHENZHEN SC NEW ENERGY TEC-A	400	126.54	50,616.00	
	TIANJIN ZHONGHUAN SEMICOND-A	3,600	44.83	161,388.00	
	UNIGROUP GUOXIN MICROELECT-A	800	209.90	167,920.00	
	WILL SEMICONDUCTOR LTD-A	800	275.45	220,360.00	
中国・元 小計		1,890,129		37,606,390.35 (670,130,833)	
サウジアラビア・レ ヤル	RABIGH REFINING AND PETROCHE	2,946	21.44	63,162.24	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	31,699	34.90	1,106,295.10	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	1,288	71.50	92,092.00	
	NATIONAL INDUSTRIALIZATION C	6,261	19.76	123,717.36	
	NATIONAL PETROCHEMICAL CO	3,278	39.55	129,644.90	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	3,497	169.00	590,993.00	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	4,513	40.10	180,971.30	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	5,600	71.20	398,720.00	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	13,253	111.20	1,473,733.60	
	SAUDI CEMENT	693	56.80	39,362.40	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	3,525	31.35	110,508.75	

	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	11,005	16.48	181,362.40	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	4,537	64.80	293,997.60	
	JARIR MARKETING CO	687	194.60	133,690.20	
	ABDULLAH AL OTHAIM MARKETS	446	109.00	48,614.00	
	ALMARAI CO	3,617	46.75	169,094.75	
	SAVOLA	3,889	31.60	122,892.40	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	909	156.40	142,167.60	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	1,014	166.20	168,526.80	
	AL RAJHI BANK	18,836	135.00	2,542,860.00	
	ALINMA BANK	13,614	23.02	313,394.28	
	ARAB NATIONAL BANK	7,751	21.50	166,646.50	
	BANK ALBILAD	6,436	43.20	278,035.20	
	BANK AL-JAZIRA	11,382	18.34	208,745.88	
	BANQUE SAUDI FRANSI	7,715	40.80	314,772.00	
	RIYAD BANK	18,037	27.20	490,606.40	
	SAUDI BRITISH BANK	12,158	29.75	361,700.50	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	33,760	60.60	2,045,856.00	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	754	138.00	104,052.00	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	698	77.60	54,164.80	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	5,782	8.71	50,361.22	
	EMAAR ECONOMIC CITY	4,699	10.84	50,937.16	
	ETIHAD ETISALAT CO	3,984	30.95	123,304.80	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	3,756	12.00	45,072.00	
	SAUDI TELECOM CO	8,442	111.00	937,062.00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	14,145	24.00	339,480.00	
	サウジアラビア・レヤル 小計	274,606		13,996,597.14 (425,076,655)	
トルコ・リラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	3,355	155.40	521,367.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	17,992	22.84	410,937.28	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	5,628	22.74	127,980.72	
	KOC HOLDING AS	16,133	29.02	468,179.66	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	17,882	12.29	219,769.78	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	901	246.50	222,096.50	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	5,650	69.45	392,392.50	
	AKBANK T. A. S.	34,316	6.60	226,485.60	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	25,598	11.40	291,817.20	
	TURKIYE IS BANKASI-C	26,790	6.63	177,617.70	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	23,269	18.48	430,011.12	
トルコ・リラ 小計	177,514		3,488,655.06 (31,140,083)		
ユーロ	FOLLI FOLLIE GROUP	254	—	—	
	OPAP SA	2,768	12.33	34,129.44	
	JUMBO SA	2,049	12.36	25,325.64	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	31,000	1.04	32,379.50	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	50,735	0.90	45,428.11	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	3,004	15.15	45,510.60	
	PUBLIC POWER CORP	3,090	9.40	29,046.00	
ユーロ 小計	92,900		211,819.29 (27,199,715)		
カタール・リアル	QATAR FUEL QSC	7,369	18.20	134,115.80	

	QATAR GAS TRANSPORT (NAKILAT)	44,278	3.24	143,504.99	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDI	57,119	2.13	121,663.47	
	INDUSTRIES QATAR QSC	24,863	14.95	371,701.85	
	MASRAF AL RAYAN	63,129	4.70	296,706.30	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	14,986	9.40	140,868.40	
	QATAR ISLAMIC BANK	19,676	17.81	350,429.56	
	QATAR NATIONAL BANK	65,910	19.50	1,285,245.00	
	THE COMMERCIAL BANK QSC	23,350	6.40	149,463.35	
	BARWA REAL ESTATE CO	24,350	3.12	75,972.00	
	OOREDOO QSC	12,549	6.88	86,337.12	
	QATAR ELECTRICITY & WATER COMPANY	5,940	16.77	99,613.80	
カタール・リアル 小計		363,519		3,255,621.64 (101,119,608)	
合計		38,806,652		12,873,776,421 (12,873,776,421)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	45,561	882,516.57	
	メキシコ・ペソ 小計		45,561	882,516.57 (4,635,771)	
	南アフリカ・ランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	60,640	770,128.00	
	南アフリカ・ランド 小計		60,640	770,128.00 (5,429,402)	
投資証券 小計				10,065,173 (10,065,173)	
合計				10,065,173 (10,065,173)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 投資証券における券面総額は、証券数です。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	有価証券の合計額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 95銘柄	100.0%	—	11.8%
イギリス・ポンド	株式 2銘柄	100.0%	—	0.1%
香港・ドル	株式 207銘柄	100.0%	—	23.4%
マレーシア・リンギット	株式 36銘柄	100.0%	—	1.3%
タイ・バーツ	株式 42銘柄	100.0%	—	1.6%
フィリピン・ペソ	株式 19銘柄	100.0%	—	0.8%
インドネシア・ルピア	株式 22銘柄	100.0%	—	1.5%
メキシコ・ペソ	株式 22銘柄	98.0%	—	1.8%
	投資証券 1銘柄	—	2.0%	

ブラジル・リアル	株式	42銘柄	100.0%	—	2.1%
チリ・ペソ	株式	13銘柄	100.0%	—	0.4%
韓国・ウォン	株式	107銘柄	100.0%	—	12.3%
台湾・ドル	株式	87銘柄	100.0%	—	15.5%
インド・ルピー	株式	101銘柄	100.0%	—	12.1%
チェコ・コルナ	株式	3銘柄	100.0%	—	0.1%
エジプト・ポンド	株式	3銘柄	100.0%	—	0.1%
クウェート・ディナール	株式	6銘柄	100.0%	—	0.6%
コロンビア・ペソ	株式	2銘柄	100.0%	—	0.0%
ハンガリー・フォリント	株式	3銘柄	100.0%	—	0.2%
UAE・ディルハム	株式	9銘柄	100.0%	—	0.9%
パキスタン・ルピー	株式	1銘柄	100.0%	—	0.0%
ポーランド・ズロチ	株式	14銘柄	100.0%	—	0.7%
南アフリカ・ランド	株式	36銘柄	98.6%	—	3.0%
	投資証券	1銘柄	—	1.4%	
中国・元	株式	188銘柄	100.0%	—	5.2%
サウジアラビア・レヤル	株式	36銘柄	100.0%	—	3.3%
トルコ・リラ	株式	11銘柄	100.0%	—	0.2%
ユーロ	株式	7銘柄	100.0%	—	0.2%
カタール・リアル	株式	12銘柄	100.0%	—	0.8%

(注) 組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の中間監査報告書

2022年8月12日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている全世界株式インデックス・ファンドの2021年12月1日から2022年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、全世界株式インデックス・ファンドの2022年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月1日から2022年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表】

全世界株式インデックス・ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

区 分	注記 番号	前計算期間末 (2021年11月30日現在)	当中間計算期間末 (2022年5月31日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		39,767	609,243
コール・ローン		69,119,553	82,400,665
親投資信託受益証券		5,932,364,344	8,280,661,249
流動資産合計		6,001,523,664	8,363,671,157
資産合計		6,001,523,664	8,363,671,157
負債の部			
流動負債			
未払金		41,820,000	53,800,000
未払解約金		9,437,009	4,718,917
未払受託者報酬		828,064	1,163,401
未払委託者報酬		12,420,833	17,450,985
未払利息		187	222
その他未払費用		275,968	387,753
流動負債合計		64,782,061	77,521,278
負債合計		64,782,061	77,521,278
純資産の部			
元本等			
元本	1	3,444,252,565	4,761,236,123
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金(△)		2,492,489,038	3,524,913,756
(分配準備積立金)		(1,229,103,256)	(1,176,152,678)
元本等合計		5,936,741,603	8,286,149,879
純資産合計		5,936,741,603	8,286,149,879
負債純資産合計		6,001,523,664	8,363,671,157

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区 分	注記 番号	前中間計算期間 自 2020年12月1日 至 2021年5月31日	当中間計算期間 自 2021年12月1日 至 2022年5月31日
		金 額	金 額
営業収益			
有価証券売買等損益		621,676,174	101,606,905
営業収益合計		621,676,174	101,606,905
営業費用			
支払利息		15,920	31,385
受託者報酬		526,104	1,163,401
委託者報酬		7,891,454	17,450,985
その他費用		175,330	387,891
営業費用合計		8,608,808	19,033,662
営業利益又は営業損失 (△)		613,067,366	82,573,243
経常利益又は経常損失 (△)		613,067,366	82,573,243
中間純利益又は中間純損失 (△)		613,067,366	82,573,243
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)		21,764,330	1,307,321
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		603,401,033	2,492,489,038
剰余金増加額又は欠損金減少額		393,164,654	1,081,556,792
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		393,164,654	1,081,556,792
剰余金減少額又は欠損金増加額		62,049,343	130,397,996
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		62,049,343	130,397,996
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		1,525,819,380	3,524,913,756

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (2021年11月30日現在)	当中間計算期間末 (2022年5月31日現在)
1 期首元本額	1,928,141,056円	3,444,252,565円
期中追加設定元本額	1,898,890,916円	1,498,365,276円
期中一部解約元本額	382,779,407円	181,381,718円
2 受益権の総数	3,444,252,565口	4,761,236,123口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (2021年11月30日現在)	当中間計算期間末 (2022年5月31日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場

	<p>においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>合、当該価額が異なることもあります。</p>
--	---	---------------------------

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前計算期間末 (2021年11月30日現在)	当中間計算期間末 (2022年5月31日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7237円 (17,237円)	1.7403円 (17,403円)

<参考>

当ファンドは「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」、「ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」及び「エマージング株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		1,083,514,997	4,871,681,703
金銭信託		374,823	20,753,593
コール・ローン		651,491,670	2,806,942,566
株式		198,907,329,910	194,744,200,637
投資証券		4,676,533,367	4,880,139,282
派生商品評価勘定		127,399,854	170,484,894
未収入金		42,362,327	271,648,706
未収配当金		225,267,523	319,906,842
差入委託証拠金		1,424,458,989	1,129,451,643
流動資産合計		207,138,733,460	209,215,209,866
資産合計		207,138,733,460	209,215,209,866
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		14,363,182	124,688,137
未払解約金		126,101,100	14,042,000
未払利息		1,762	7,580
その他未払費用		446	811
流動負債合計		140,466,490	138,738,528
負債合計		140,466,490	138,738,528
純資産の部			
元本等			
元本	1	47,285,974,098	47,014,289,099
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		159,712,292,872	162,062,182,239
元本等合計		206,998,266,970	209,076,471,338
純資産合計		206,998,266,970	209,076,471,338
負債純資産合計		207,138,733,460	209,215,209,866

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月1日から、翌年11月30日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
1 期首元本額	51,305,848,214円	47,285,974,098円
期中追加設定元本額	5,904,597,761円	2,629,406,158円
期中一部解約元本額	9,924,471,877円	2,901,091,157円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート外国株式イン デックス・オープン	5,385,587,942円	5,243,082,293円
ステート・ストリートDC外国株式イ ンデックス・オープン	6,336,632,392円	6,354,052,262円
ステート・ストリートDCグローバ ル株式インデックス・オープン	74,165,727円	75,894,675円
AMC/ステート・ストリート・リ スクバジェット型バランス・オープ ン(ステイブル)	60,143,809円	53,060,952円
外国株式インデックス・ファンドVA 1(適格機関投資家専用)	2,621,599,807円	2,356,127,639円
外国株式インデックス・ファンド VA2(適格機関投資家専用)	30,110,872円	27,417,101円
バランスファンドVA30A<適格機関 投資家限定>	611,472円	419,074円
バランスファンドVA30B<適格機関 投資家限定>	34,029,652円	21,615,247円
バランスファンドVA40A<適格機関 投資家限定>	51,332円	46,719円
バランスファンドVA40B<適格機関 投資家限定>	2,370,189円	2,252,401円
バランスファンドVA50A<適格機関 投資家限定>	4,930,955円	5,004,818円
バランスファンドVA50B<適格機関 投資家限定>	3,848,864,908円	3,512,587,833円
バランスファンドVA50C<適格機関 投資家限定>	960,574円	871,202円
バランスファンドVA25A<適格機関 投資家限定>	370,535,116円	328,457,868円
バランスファンドVA37.5A<適格機 関投資家限定>	364,776,142円	332,547,542円
バランスファンドVA75A<適格機関 投資家限定>	30,393,180円	29,386,084円
4資産バランス20VA<適格機関投資 家限定>	103,010,194円	89,376,770円
4資産バランス40VA<適格機関投資 家限定>	1,341,042,599円	1,242,868,294円
4資産バランス30VA<適格機関投資 家限定>	205,255,675円	179,668,831円
バランスファンドVA35A<適格機関 投資家限定>	722,671,012円	638,711,707円
バランスファンドVA40C<適格機関 投資家限定>	29,525,949円	26,950,740円

グローバル4資産30VA<適格機関投資家限定>	22,838,216円	18,354,465円
グローバル4資産45VA<適格機関投資家限定>	25,547,253円	23,750,681円
4資産バランス30VA2<適格機関投資家限定>	12,611,865円	10,878,833円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	142,105,008円	131,984,651円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	392,345円	380,117円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	753,782円	712,246円
外国株式インデックス・ファンドVA3<適格機関投資家限定>	469,975,113円	252,714,304円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	125,147,080円	115,775,247円
4資産インデックスバランスVA50<適格機関投資家限定>	20,627,311円	19,550,597円
T a dリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）年金<適格機関投資家限定>	20,288,508円	17,635,507円
T a dリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）<適格機関投資家限定>	8,621,672円	11,802,943円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン	300,588,586円	225,457,359円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	3,288,134,329円	2,875,286,452円
全世界株式インデックス・ファンド	1,127,072,803円	1,552,196,292円
世界バランス40VA<適格機関投資家限定>	11,057,591円	8,748,936円
世界バランス60VA<適格機関投資家限定>	125,859,489円	65,028,406円
グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	493,474円	476,864円
グローバルバランス40VA2<適格機関投資家限定>	900,663,318円	805,771,775円
グローバルバランス40VA3<適格機関投資家限定>	33,789,693円	29,632,623円
グローバルバランス50VA<適格機関投資家限定>	15,298,681円	13,687,814円
ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>	19,066,838,483円	20,314,062,935円
計	47,285,974,098円	47,014,289,099円
2 受益権の総数	47,285,974,098口	47,014,289,099口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありませ ん。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品については、短期間で 決済されることから、時価は帳簿価 額と近似しているため、当該金融商 品の帳簿価額を時価としておりま す。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る 事項に関する注記）」に記載してお ります。 (3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関 係に関する注記）」に記載しており ます。	(1)有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に 基づく価額のほか、市場価格がない 場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定 においては一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等 によった場合、当該価額が異なるこ ともあります。 「注記表（デリバティブ取引等関 係に関する注記）」におけるデリバ ティブ取引に関する契約額等につ いては、その金額自体がデリバティブ 取引に係る市場リスクを示すもので はありません。	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもありま す。 「注記表（デリバティブ取引等関 係に関する注記）」におけるデリバ ティブ取引に関する契約額等につ いては、その金額自体がデリバティブ 取引に係る市場リスクを示すもので はありません。

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2021年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI S&P 500	2,432,007,097	—	2,539,892,491	107,885,394
	S&P 60	131,520,497	—	136,685,623	5,165,126
	SPI 200	120,353,911	—	117,285,211	△3,068,700
	FTSE100INDEX	117,372,613	—	118,618,434	1,245,821
	FSMI INDEX	103,621,207	—	105,591,972	1,970,765
	EURO STOXX 50	379,603,077	—	374,348,533	△5,254,544
	合 計	3,284,478,402	—	3,392,422,264	107,943,862

(単位：円)

区 分	種 類	(2022年5月31日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI S&P 500	6,969,722,860	—	6,953,153,612	△16,569,248
	S&P 60	360,576,382	—	357,643,272	△2,933,110
	SPI 200	296,272,095	—	301,848,860	5,576,765
	FTSE100INDEX	351,814,143	—	368,400,308	16,586,165
	FSMI INDEX	322,877,537	—	328,755,406	5,877,869
	EURO STOXX 50	1,027,681,324	—	1,073,866,752	46,185,428
	合 計	9,328,944,341	—	9,383,668,210	54,723,869

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2021年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	1,122,965,824	—	1,128,333,536	5,367,712
	カナダ・ドル	40,913,086	—	40,161,015	△752,071

	オーストラリア・ドル	26,823,584	—	26,010,656	△812,928
	イギリス・ポンド	55,267,750	—	54,561,600	△706,150
	ユーロ	137,732,794	—	134,854,965	△2,877,829
	売建				
	アメリカ・ドル	662,376,065	—	659,711,140	2,664,925
	カナダ・ドル	23,686,035	—	23,204,142	481,893
	オーストラリア・ドル	20,848,277	—	20,320,825	527,452
	イギリス・ポンド	50,430,292	—	50,014,800	415,492
	スウェーデン・クローナ	6,266,000	—	6,265,350	650
	ユーロ	81,696,643	—	80,912,979	783,664
	合計	2,229,006,350	—	2,224,351,008	5,092,810

(単位：円)

区分	種類	(2022年5月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	2,565,803,772	—	2,549,102,400	△16,701,372
	カナダ・ドル	120,243,825	—	121,268,040	1,024,215
	オーストラリア・ドル	58,641,391	—	59,756,645	1,115,254
	イギリス・ポンド	144,826,228	—	147,147,000	2,320,772
	スイス・フラン	13,262,300	—	13,345,130	82,830
	ユーロ	157,959,711	—	161,190,900	3,231,189
	合計	3,060,737,227	—	3,051,810,115	△8,927,112

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
1口当たり純資産額	4,3776円	4,4471円
(1万口当たり純資産額)	(43,776円)	(44,471円)

「ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		117,466	2,208,180
コール・ローン		204,171,822	298,658,384
株式		8,164,059,350	8,578,153,770
投資証券		120,836,000	111,351,100
派生商品評価勘定		—	8,359,735
未収入金		16,285,742	148,014,086
未収配当金		56,818,657	89,806,294
前払金		10,957,300	—
差入委託証拠金		10,710,000	16,614,000
流動資産合計		8,583,956,337	9,253,165,549
資産合計		8,583,956,337	9,253,165,549
負債の部			
流動負債			
前受金		—	14,726,300
派生商品評価勘定		11,938,010	2,589,130
未払金		167,772,563	276,668,811
未払解約金		3,000	—
未払利息		552	806
その他未払費用		56	60
流動負債合計		179,714,181	293,985,107
負債合計		179,714,181	293,985,107
純資産の部			
元本等			
元本	1	3,165,823,865	3,368,529,679
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		5,238,418,291	5,590,650,763
元本等合計		8,404,242,156	8,959,180,442
純資産合計		8,404,242,156	8,959,180,442
負債純資産合計		8,583,956,337	9,253,165,549

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月21日から、翌年11月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
1 期首元本額	3,155,964,730円	3,165,823,865円
期中追加設定元本額	83,539,408円	203,353,648円
期中一部解約元本額	73,680,273円	647,834円
元本の内訳		
ファンド名		
全世界株式インデックス・ファンド (年金) <適格機関投資家限定>	15,009,739円	14,795,967円
4資産インデックスバランスVA5 0 <適格機関投資家限定>	2,378,090円	2,157,552円
全世界株式インデックス・ファンド ワールドエクイティ・ファンドVL <適格機関投資家限定>	125,445,646円 3,022,990,390円	170,805,823円 3,180,770,337円
計	3,165,823,865円	3,368,529,679円
2 受益権の総数	3,165,823,865口	3,368,529,679口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左

<p>2 金融商品の時価の算定方法</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2021年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	ミニTOPIX先物	24,215,250	—	22,752,000	△1,463,250
	TOPIX（先物）	162,147,500	—	151,680,000	△10,467,500
	合 計	186,362,750	—	174,432,000	△11,930,750

(単位：円)

区 分	種 類	(2022年5月31日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	ミニTOPIX先物	20,748,000	—	20,999,000	251,000
	TOPIX (先物)	242,640,000	—	248,170,000	5,530,000
	合 計	263,388,000	—	269,169,000	5,781,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
1口当たり純資産額	2,6547円	2,6597円
(1万口当たり純資産額)	(26,547円)	(26,597円)

「エマージング株式インデックス・マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		1,012,933,360	1,078,344,192
金銭信託		14,508	44,106
コール・ローン		25,216,346	5,965,317
株式		12,873,776,421	13,896,922,236
投資証券		10,065,173	13,343,100
派生商品評価勘定		70,036	10,266,240
未収入金		4,544,357	4,757,558
未収配当金		6,648,317	38,646,870
差入委託証拠金		127,228,395	203,595,722
流動資産合計		14,060,496,913	15,251,885,341
資産合計		14,060,496,913	15,251,885,341
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		54,478,765	27,724,131
未払金		11,363,827	—
未払解約金		719,000	—
未払利息		68	16
その他未払費用		15	1
流動負債合計		66,561,675	27,724,148
負債合計		66,561,675	27,724,148
純資産の部			
元本等			
元本	1	4,201,483,716	4,603,168,993
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		9,792,451,522	10,620,992,200
元本等合計		13,993,935,238	15,224,161,193
純資産合計		13,993,935,238	15,224,161,193
負債純資産合計		14,060,496,913	15,251,885,341

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月16日から、翌年11月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
1 期首元本額	3,549,192,647円	4,201,483,716円
期中追加設定元本額	1,164,847,721円	510,560,657円
期中一部解約元本額	512,556,652円	108,875,380円

元本の内訳		
ファンド名		
全世界株式インデックス・ファンド (年金) <適格機関投資家限定>	23,845,795円	24,145,079円
4資産インデックスバランスV A 5 0 <適格機関投資家限定>	28,611,188円	28,240,538円
全世界株式インデックス・ファンド エマージング株式インデックス・フ ァンド<適格機関投資家限定>	199,798,807円 3,250,954,487円	279,260,083円 3,474,298,858円
ステート・ストリート新興国株式イ ンデックス・オープン	698,273,439円	797,224,435円
計	4,201,483,716円	4,603,168,993円
2 受益権の総数	4,201,483,716口	4,603,168,993口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありませ ん。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品については、短期間で 決済されることから、時価は帳簿価 額と近似しているため、当該金融商 品の帳簿価額を時価としておりま す。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る 事項に関する注記)」に記載してお ります。 (3)デリバティブ取引 「注記表(デリバティブ取引等関 係に関する注記)」に記載しており ます。	(1)有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に 基づく価額のほか、市場価格がない 場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定 においては一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等 によった場合、当該価額が異なるこ ともあります。	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもありま す。 「注記表(デリバティブ取引等関 係に関する注記)」におけるデリバ ティブ取引に関する契約額等につい

	「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	ては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
--	--	---

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項
株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2021年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 MINI MSCI NY	1,170,920,770	—	1,116,442,005	△54,478,765
	合 計	1,170,920,770	—	1,116,442,005	△54,478,765

(単位：円)

区 分	種 類	(2022年5月31日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 MINI MSCI NY	1,328,474,804	—	1,310,924,778	△17,550,026
	合 計	1,328,474,804	—	1,310,924,778	△17,550,026

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2021年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	33,500,000	—	33,501,241	1,241
	クウェート・ディナール	3,008,793	—	3,012,800	4,007
	UAE・ディルハム	34,073,076	—	34,133,000	59,924
	売建				
	アメリカ・ドル	37,081,869	—	37,077,005	4,864
	合 計	107,663,738	—	107,724,046	70,036

(単位：円)

区 分	種 類	(2022年5月31日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	7,000,000	—	7,065,401	65,401
	クウェート・ディナール	8,393,453	—	8,396,200	2,747
	カタール・リアル	15,776,455	—	15,799,500	23,045
	売建				
	アメリカ・ドル	24,169,908	—	24,168,966	942
	合 計	55,339,816	—	55,430,067	92,135

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
 4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2021年11月30日現在)	(2022年5月31日現在)
1口当たり純資産額	3.3307円	3.3073円
(1万口当たり純資産額)	(33,307円)	(33,073円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2022年6月30日現在)

I 資産総額	8,578,415,115円
II 負債総額	110,318,342円
III 純資産総額 (I - II)	8,468,096,773円
IV 発行済口数	4,959,915,546口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7073円

<参考情報>

親投資信託受益証券 (外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

(2022年6月30日現在)

I 資産総額	195,652,910,912円
II 負債総額	83,089,014円
III 純資産総額 (I - II)	195,569,821,898円
IV 発行済口数	45,024,746,989口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	4.3436円

<参考情報>

親投資信託受益証券 (エマージング株式インデックス・マザーファンド)

(2022年6月30日現在)

I 資産総額	16,440,882,923円
II 負債総額	752,450,847円
III 純資産総額 (I - II)	15,688,432,076円
IV 発行済口数	4,648,692,812口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.3748円

<参考情報>

親投資信託受益証券 (ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド)

(2022年6月30日現在)

I 資産総額	9,077,054,949円
II 負債総額	324,958,793円
III 純資産総額 (I - II)	8,752,096,156円
IV 発行済口数	3,382,247,359口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.5877円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

<受益権の譲渡>

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

<受益権の再分割>

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<償還金>

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて>

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

② 投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2022年6月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計125本であり、その純資産総額は2,819,822百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年6月22日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

EY 新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2021年3月31日現在)		当事業年度 (2022年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
預金	3,455,294		4,391,110	
有価証券	22,281		23,294	
前払金	59,450		119,649	
前払費用	20,090		29,290	
未収入金	795,709		688,466	
未収還付法人税等	592		-	
未収委託者報酬	651,298		685,229	
未収収益	41,992		42,751	
流動資産計	5,046,710	70.1	5,979,793	75.8
固定資産				
有形固定資産	4,695		375	
建物附属設備 ※1	-		0	
器具備品 ※1	4,695		375	
無形固定資産	0		0	
ソフトウェア	0		0	
投資その他の資産	2,149,769		1,904,306	
長期差入保証金	55,283		71,694	
繰延税金資産	2,088,211		1,826,336	
その他投資	6,275		6,275	
固定資産計	2,154,465	29.9	1,904,682	24.2
資産合計	7,201,176	100.0	7,884,475	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2021年3月31日現在)			当事業年度 (2022年3月31日現在)		
	金 額	構成比		金 額	構成比	
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		141,855			172,682	
未払金		300,612			344,370	
未払手数料	163,883			177,539		
その他未払金	136,728			166,831		
未払費用		11,026			11,699	
未払法人税等		-			296,332	
未払消費税等		79,008			30,068	
賞与引当金		76,891			74,876	
流動負債計		609,394	8.5		930,030	11.8
固定負債						
退職給付引当金		81,500			84,840	
固定負債計		81,500	1.1		84,840	1.1
負債合計		690,894	9.6		1,014,871	12.9
(純資産の部)			%			%
株主資本		6,510,281	90.4		6,869,604	87.1
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,091,161			6,450,484		
純資産合計		6,510,281	90.4		6,869,604	87.1
負債・純資産合計		7,201,176	100.0		7,884,475	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日		当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日		
	金 額	構成比	金 額	金 額	構成比
営業収益		%			%
委託者報酬	2,468,063		2,655,508		
投資顧問収入	2,871,928		3,030,659		
その他営業収益 ※	78,227		85,660		
営業収益計	5,418,219	100.0	5,771,828		100.0
営業費用					
支払手数料	631,100		711,649		
広告宣伝費	28,458		53,735		
公告費	1,140		1,140		
調査費	527,766		712,486		
調査費	268,033		407,466		
委託調査費	259,021		304,641		
図書費	711		378		
委託計算費	242,239		485,872		
営業雑経費	38,381		29,696		
通信費	4,038		3,997		
印刷費	11,238		7,276		
協会費	18,183		12,853		
諸会費	5		55		
その他	4,915		5,512		
営業費用計	1,469,086	27.1	1,994,579		34.6
一般管理費					
給料	1,307,873		1,568,661		
役員報酬	235,947		425,268		
給料・手当	800,039		787,766		
賞与	210,310		285,950		
賞与引当金繰入額	61,576		69,676		
交際費	728		1,607		
旅費交通費	801		676		
租税公課	6,244		32,240		
不動産賃借料	91,686		60,478		
退職給付費用	71,604		74,675		
固定資産減価償却費	20,149		2,571		
福利厚生費	126,174		130,238		
諸経費	202,081		186,753		
一般管理費計	1,827,345	33.7	2,057,903		35.7
営業利益	2,121,787	39.2	1,719,345		29.8
営業外収益					
為替差益	123		18		
有価証券運用益	1,026		1,013		
雑収入	36		881		
営業外収益計	1,186	0.0	1,913		0.0
営業外費用					
移転価格調整金 ※	1,306,329		363,220		

為替差損		656			214	
有価証券運用損		-			1	
雑損失		193			329	
営業外費用計		1,307,179	24.1		363,766	6.3
経常利益		815,794	15.1		1,357,491	23.5
特別利益						
事業再構築費用戻入		102			7,084	
特別利益計		102	0.0		7,084	0.1
特別損失						
事務処理損失		8,806			146	
固定資産除却損		45,130			2,326	
特別損失計		53,937	1.0		2,472	0.0
税引前当期純利益		761,960	14.1		1,362,102	23.6
法人税, 住民税及び事業税		530	0.0		261,905	4.5
法人税等調整額		281,513	5.2		261,874	4.5
当期純利益		479,916	8.9		838,322	14.5

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位: 千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計	
			その他利益 剰余金				
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,144,244	6,253,364	6,563,364	6,563,364
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	(533,000)	(533,000)	(533,000)	(533,000)
当期純利益	-	-	-	479,916	479,916	479,916	479,916
当期変動額合計	-	-	-	(53,083)	(53,083)	(53,083)	(53,083)
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,091,161	6,200,281	6,510,281	6,510,281

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位: 千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計	
			その他利益 剰余金				
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,091,161	6,200,281	6,510,281	6,510,281
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	(479,000)	(479,000)	(479,000)	(479,000)
当期純利益	-	-	-	838,322	838,322	838,322	838,322
当期変動額合計	-	-	-	359,322	359,322	359,322	359,322
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,450,484	6,559,604	6,869,604	6,869,604

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (取得原価は移動平均法により算定) を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3～7年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p>
5. 収益の計上方法	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>
6. その他 財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。この変更による当財務諸表への影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による当財務諸表への影響はありません。

表示方法の変更

従来、損益計算書の「一般管理費」の「事務手数料」に含めていたステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払う「移転価格調整金」は、グループ内の精算の目的等をより適切に反映させるため、当事業年度より「営業外費用」の「移転価格調整金」として表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の損益計算書において「一般管理費」の「事務手数料」として表示していた

1,306,329千円を「営業外費用」の「移転価格調整金」として組替えて表示しています。

この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の営業利益は363,220千円、前事業年度の営業利益は1,306,329千円、それぞれ増加しています。経常利益以下に影響は有りません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,826,336千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 52,734千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 30,399千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額77,977千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額1,306,329千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。	※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額85,395千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額363,220千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	533,000千円	85,967.74円	2020年3月31日	2020年6月25日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	479,000千円	利益剰余金	77,258.06円	2021年3月31日	2021年6月25日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	479,000千円	77,258.06円	2021年3月31日	2021年6月25日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	838,000千円	利益剰余金	135,161.29円	2022年3月31日	2022年6月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

2021年3月31日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,455,294	3,455,294	—
(2) 未収入金	795,709	795,709	—
(3) 未収委託者報酬	651,298	651,298	—
(4) 預り金	141,855	141,855	—
(5) 未払手数料	163,883	163,883	—
(6) その他未払金	136,728	136,728	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

2022年3月31日現在

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 当事業年度の損益 に含まれた評価差額	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 当事業年度の損益 に含まれた評価差額
22,281千円 1,026千円	23,294千円 1,011千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度(キャッシュ・バランス・プラン)、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
退職給付債務の期首残高	420,524
勤務費用	55,967
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	25,944
退職給付の支払額	<u>△ 51,930</u>
退職給付債務の期末残高	450,505

(単位：千円)

	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
退職給付債務の期首残高	450,505
勤務費用	58,354
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△ 10,018
退職給付の支払額	<u>△ 18,668</u>
退職給付債務の期末残高	480,173

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
年金資産の期首残高	339,872
期待運用収益	2,511
数理計算上の差異の発生額	25,875
事業主からの拠出額	52,607
退職給付の支払額	<u>△ 51,930</u>
年金資産の期末残高	368,935

(単位：千円)

	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
年金資産の期首残高	368,935
期待運用収益	2,728
数理計算上の差異の発生額	△ 2,919
事業主からの拠出額	52,354
退職給付の支払額	<u>△ 18,668</u>
年金資産の期末残高	402,431

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
積立型制度の退職給付債務	450,505
年金資産	<u>△ 368,935</u>
	81,570
非積立型制度の退職給付債務	<u>-</u>
未積立退職給付債務	81,570
未認識数理計算上の差異	<u>△69</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	81,500

(単位：千円)

	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
積立型制度の退職給付債務	480,173
年金資産	<u>△ 402,431</u>
	77,742
非積立型制度の退職給付債務	<u>-</u>
未積立退職給付債務	77,742
未認識数理計算上の差異	<u>7,098</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	84,840

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	52,417
(1) 勤務費用	<u>55,966</u>
(2) 利息費用	-
(3) 期待運用収益	△2,510
(4) 過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	△25,059
(6) その他	15,300

(単位：千円)

	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	55,694
(1)勤務費用	58,354
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益	△2,728
(4)過去勤務費用の費用処理額	0
(5)数理計算上の差異の費用処理額	69
(6)その他	-

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2021年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.9%
その他	2.1%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2022年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2021年3月31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2022年3月31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は19,186千円であります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,980千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <p>繰延税金資産</p> <p>賞与引当金繰入超過額 21,034</p> <p>退職給付引当金 26,660</p> <p>（注）繰越欠損金 1,987,863</p> <p>その他 52,654</p> <hr/> <p>繰延税金資産 合計 2,088,211</p> <p>繰延税金負債との相殺 -</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 2,088,211</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <p>繰延税金資産</p> <p>賞与引当金繰入超過額 19,674</p> <p>退職給付引当金 27,681</p> <p>（注）繰越欠損金 1,727,082</p> <p>その他 51,898</p> <hr/> <p>繰延税金資産 合計 1,826,336</p> <p>繰延税金負債との相殺 -</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 1,826,336</p>

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2021年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	848,990	1,138,872	1,987,863
繰延税金資産	-	-	-	-	848,990	1,138,872	1,987,863

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,987,863千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,987,863千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度（2022年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	597,044	157,331	972,706	1,727,082
繰延税金資産	-	-	-	597,044	157,331	972,706	1,727,082

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,727,082千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,727,082千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2021年3月31日現在）	当事業年度（2022年3月31日現在）
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 30.6%	法定実効税率 30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目 6.8%	交際費等永久に損金に 算入されない項目 8.0%
その他 △ 0.4%	その他 △0.2%
-----	-----
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 37.0%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率 38.4%
=====	=====

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は14,661千円であります。当事業年度において、本社オフィスの一部解約等に伴う原状回復費用の精算が行われたことから、資産除去債務の総額は、20,679千円減少しました。

(収益認識関係)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

損益計算書に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

損益計算書に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日													
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権の 所有 (被所 有)割合	関連当事者との関係 役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)		
同一の親 会社を持 つ会社	ステート・ス リット・ハン ク・アンド・ トラスト・カン パニー	米国 マサチューセツ 州ボストン市	29百万 米ドル	銀行、投資 顧問、投資 信託委託業 務、及びそ れらの関連 業務	なし	なし	助言などの投 資顧問サービ スの提供並び に受入れ	ソフトウェア使 用料の支払	210,494	前払金	170		
								投資顧問料の支 払	182,861				
							ソフトウェア の使用契約	人件費等の支払	178,279			未払金	19,408
							人件費等及び 事務手数料の 支払	事務手数料の受 取	77,977				
							移転価格調整金 の支払	1,306,329					
	ステート・ス リット信託 銀行株式 会社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理 の事務サービ スの受入れ	投資信託計理業 務委託	38,231	前払金	59,280		
								兼職社員の人 件費支払等	人件費等の支払			133,561	
	ステート・ス リット・グロ ーバル・アド バンス・エナ ンティ・キン グダム	英国 ロンドン	62百万 ポンド	投資顧問、 投資信託委 託業務	なし	なし	投資顧問サー ビスの受入れ	投資顧問料の支 払	17,282	-	-		
	ステート・ス リット・グロ ーバル・アド バンス・シン ガポール	シンガポ ール	136万 シンガポ ール ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サー ビスの受入れ 及びE T F 商品 の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支 払	249 21,878	-	-		

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当事業年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日													
種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当事者との関係 役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)		
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国 マサチューセッツ州ボストン市	29百万 米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払	351,919	前払金	598		
								投資顧問料の支払	221,949				
							ソフトウェアの使用契約	人件費等の支払	396,782			未払金	28,457
							人件費等及び事務手数料の支払	事務手数料の受取	85,395				
							移転価格調整金の支払	363,220					
ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託	38,999	前払金	119,051			
						兼職社員の人件費支払等	人件費等の支払	127,476					
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	19,193	-	-			
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	264 24,400	-	-			

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。

2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
1株当たり純資産 1,050,045円38銭	1株当たり純資産 1,108,000円68銭
1株当たり当期純利益 77,405円89銭	1株当たり当期純利益 135,213円36銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
当期純利益（千円）	479,916	838,322
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	479,916	838,322
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託
全世界株式インデックス・ファンド
約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、外国株式インデックス・オープン・マザーファンド、ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンドおよびエマージング株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を含む先進国および新興国株式への分散投資を図り、中長期的にMSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行う事を基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」、「ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」および「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。また、主要投資対象のマザーファンド受益証券のベンチマークは各々以下の通りです。

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド
[ベンチマーク：MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)]

ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド
[ベンチマーク：MSCI ジャパン・インデックス]

エマージング株式インデックス・マザーファンド
[ベンチマーク：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）]

*ベンチマークはいずれも、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出したものです。

- ②マザーファンド受益証券の基本配分比率は、原則として MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスの国別構成比率に基づいて決定し、株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生じるおそれをいう。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、デリバティブ取引（金融商品取引法

第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。以下同じ。)を行うことができます。

- ⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- ⑦大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤デリバティブ取引は、約款20条、第21条および第22条の範囲で行います。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ①分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
全世界株式インデックス・ファンド

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第16条および第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項、第50条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益

権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、第4項に規定する受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た金額について、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める申込単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第42条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をも

って取得の申込に応ずることができるものとします。なお、委託者は、1億円または1億口を超える大口の取得の申込には、制限を設けることがあります。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日が米国、英国、香港、シンガポールいずれかの取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）または銀行の休業日、またはフランスおよびドイツの両国の取引所もしくは銀行の休業日の場合は、原則として受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑥ 前2項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、

委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、以下同じ。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」、「ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」および「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で

定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証券、第12号および第17号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資等を行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第19条ないし第25条、第27条および第31条ないし第33条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為を行う場合についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係

人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条ないし第25条、第27条および第31条ないし第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（先物取引等の運用指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減

じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第22条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は平成29年9月8日から平成29年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写

の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の48の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、第42条第1項に規定する支払開始日および同条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第45条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第42条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を

除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と受益権の取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。ただし、第45条第1項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項に準じて受益者に支払います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承諾を得て各第一

種金融商品取引業者および登録金融機関が定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、1億円または1億口を超える大口の解約請求には、制限を設けることがあります。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 前各項の規定にかかわらず、解約請求日が米国、英国、香港、シンガポールいずれかの取引所または銀行の休業日、またはフランスおよびドイツの両国の取引所もしくは銀行の休業日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた第1項による一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第46条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真に

やむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の процедуруを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決

議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第45条に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公 告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年9月8日

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託
外国株式インデックス・オープン
・マザーファンド

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

<親投資信託 外国株式インデックス・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCI コクサイ指数）の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含まず。）を主要投資対象とし、MSCI コクサイ指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ②株式の組入率は、原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑤信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

運用制限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (5) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第18条の範囲で行います。
- (7) 金利先物取引及び為替先渡取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、委託者は、この信託の受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハマまでに掲げる有価証券に限ります。）をもって投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第7条第3項第1号に従って取得させることができます。
- ④ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項及び第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビー・ファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、第2条第2項及び第2条

第3項に定める追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（受入担保金代用有価証券および第22条に定める借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第24条に規定する予約為替の評価は原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【追加日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権

- ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）
- 10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）
- 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、第9号または第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」もしくは「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場または日本証券業協会に登録されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式への投資制限】

第 15 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうこと指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図】

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第 19 条の 2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機構等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 27 条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄

託できるものとしします。

【一括登録】

第 28 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第 30 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとすることを原則とし

ます。ただし、第1計算期間は平成14年1月11日から平成14年11月30日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。ただし、当該諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の金額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産中から支弁することもできるものとします。

- ② 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビー・ファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

【信託報酬等の額】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を受領しません。

【利益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【一部解約】

第40条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 前項の一部解約の価額は、一部解約実行日の前営業日の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、こ

の信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責】

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【償還金に関する支払時期】

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、第48条第4項に規定する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取り請求】

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません

【運用報告書】

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 14 年 1 月 11 日

平成 14 年 3 月 25 日 変更

平成 15 年 9 月 19 日変更

平成 18 年 5 月 1 日変更

平成 19 年 9 月 30 日変更

平成 19 年 10 月 1 日変更

平成 19 年 11 月 30 日変更

平成 20 年 5 月 16 日変更

平成 20 年 7 月 1 日変更

平成 21 年 6 月 30 日変更

平成 24 年 4 月 1 日変更

平成 25 年 1 月 4 日変更

平成 26 年 12 月 1 日変更

平成 28 年 4 月 28 日変更

平成 28 年 5 月 31 日変更

平成 29 年 8 月 22 日変更

平成 30 年 3 月 1 日変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第19条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託

ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本の取引所に上場されている株式等を主要投資対象とし、中長期的な観点から、MSCI ジャパン・インデックス(円ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の取引所に上場されている株式等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①MSCI ジャパン・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。
- ②株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。
- ③信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われるデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限り、以下同じ。）を行うことができます。
- ④信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式の投資割合には制限を設けません。
- ②同一銘柄の株式の投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤デリバティブ取引は、約款第17条、第18条および第19条の範囲で行います。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

- 第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から、第39条第1項もしくは第2項、第40条第1項、第41条第1項または第43条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条、第37条および第39条第2項において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号に掲げる適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

- 第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビー

ファンド」といいます。)の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを100億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として加算した価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りません。以下同じ。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
13. 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
15. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第15号証券のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

- 第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条ないし第22条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条ないし第22条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

- 第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

- 第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(先物取引等の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）の指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可

能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第19条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券の売却等の指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することができます。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつ

ど別にこれを定めます。

(計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年11月21日から翌年11月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成21年8月6日から平成21年11月20日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビーファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第34条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第35条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額の差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了した時は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第38条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 前項の一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその

任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第45条 この信託は、受益者が第38条に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者の書面交付)

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しま

せん。

(公 告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 8 月 6 日

平成 24 年 4 月 1 日変更

平成 25 年 1 月 4 日変更

平成 26 年 12 月 1 日変更

平成 28 年 5 月 31 日変更

平成 29 年 8 月 22 日変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託

エマージング株式インデックス・マザーファンド

約

款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、新興国の株式を主要投資対象とし、中長期的に新興国の株式市場（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含む）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ②株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。
- ⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④デリバティブ取引は、約款第17条、第18条および第19条の範囲で行います。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
エマージング株式インデックス・マザーファンド

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金2,998,500,000円を受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から、第41条第1項もしくは第2項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条、第39条および第41条第2項において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号に掲げる適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビーファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを2,998,500,000口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の

つど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として加算した価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

④ 委託者は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受付を取り消すことができます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りません。以下同じ。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証券、第12号および第17号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

- 第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条ないし第22条、第24条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条ないし第22条、第24条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(先物取引等の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの

指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第19条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制を整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保

管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成21年3月17日から平成21年11月16日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定

める報告は行なわないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビーファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

(信託報酬等)

第35条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第36条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第37条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額の差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、信託が終了した時は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第39条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第40条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 前項の一部解約の価額は、一部解約実行日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ③ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた第1項による一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ④ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第47条 この信託は、受益者が第40条に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者の書面交付)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公 告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 3 月 17 日
平成 21 年 6 月 30 日変更
平成 24 年 4 月 1 日変更
平成 25 年 1 月 4 日変更
平成 26 年 12 月 1 日変更
平成 28 年 4 月 28 日変更
平成 28 年 5 月 31 日変更
平成 29 年 2 月 16 日変更
平成 29 年 8 月 22 日変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第19条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。